

中營業などを夫の許可なく進めたり、また妻のもつてゐる財産は夫の手で管理される。さらば、離婚提訴の理由として妻の暴行をあげられるが、夫の暴行は全然ふれてゐない。女が長女に生れ、財産上の権利なる、年下の長男に全財産権が握られて、封建的、武士的相續制が残存してゐる。

日本の資本主義は半封建的である。資本主義の土に封建的の土が育つてゐる。資本主義の土に封建的の土が育つてゐる。資本主義の土に封建的の土が育つてゐる。

婦人は五つの點で男子労働者と異なつた地位に置かれてゐる。第一は、(一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二は、(二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三は、(三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第四は、(四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五は、(五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六は、(六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第七は、(七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第八は、(八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第九は、(九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第十は、(十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第十一は、(十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第十二は、(十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第十三は、(十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第十四は、(十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第十五は、(十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第十六は、(十六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第十七は、(十七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第十八は、(十八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第十九は、(十九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十は、(二十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十一は、(二十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第二十二は、(二十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十三は、(二十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十四は、(二十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第二十五は、(二十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十六は、(二十六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十七は、(二十七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第二十八は、(二十八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第二十九は、(二十九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十は、(三十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第三十一は、(三十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十二は、(三十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十三は、(三十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第三十四は、(三十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十五は、(三十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十六は、(三十六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第三十七は、(三十七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十八は、(三十八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第三十九は、(三十九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第四十は、(四十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第四十一は、(四十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第四十二は、(四十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第四十三は、(四十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第四十四は、(四十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第四十五は、(四十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第四十六は、(四十六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第四十七は、(四十七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第四十八は、(四十八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第四十九は、(四十九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十は、(五十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十一は、(五十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第五十二は、(五十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十三は、(五十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十四は、(五十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第五十五は、(五十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十六は、(五十六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十七は、(五十七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第五十八は、(五十八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第五十九は、(五十九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十は、(六十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第六十一は、(六十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十二は、(六十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十三は、(六十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第六十四は、(六十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十五は、(六十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十六は、(六十六)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第六十七は、(六十七)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十八は、(六十八)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第六十九は、(六十九)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第七十は、(七十)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第七十一は、(七十一)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第七十二は、(七十二)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

第七十三は、(七十三)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第七十四は、(七十四)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。第七十五は、(七十五)で述べた社會的地位の低さ、人格的隷屬性である。

戦時中、婦人は強制的に生産へかり立てられた。それが今では「家庭へ歸れ」といはれる。今の生活困難な時代に婦人の労働は勤勞階級の生活の支柱の一角となつて居る。家庭へ歸ることは餓死を意味する。この資本家や官僚國家の勝手なひび分を粉砕せよと勤勞者の共通な立場を男子勤勞者とともに闘つて守らねばならぬ。

農村における婦人の地位は都市勤勞婦人よりさらに悪い。それは封建的な家族制度の下に婦人が押されて居るからである。その封建的家族制度は、現在日本農村に支配的な封建的寄生地主制度に基礎を置いてゐる。收穫の半分を取つて封建的小作料と、親分と子分の關係がその基礎である。封建的な家族制度を打破して婦人の地位を高めるには、その基礎の封建的な經濟・社會關係を打ち破らねばならぬ。家族は村における身分的階級關係の縮圖である。母・父・兄弟の關係が婦人の要求として、そのうち、勤勞農村婦人は農民組合、農民委員會等の組織によつて、働かぬやうで暮して居る地主の制度を打破し、地主が村を牛耳ることのないやうに闘争するのである。この過程において、婦人が闘争を積極的に参加すればする程、婦人自身の地位も社會的に高まり、發言權も得られるやうになる。農村婦人は、勤勞農民の子孫を育くむ力が自己にあることを自覚し、男子にも正しく認識させて、適度な休養を取る權利を獲得せねばならぬ。また、勤勞農民の子孫を健やかに文化的に高く育てるには、科學的育兒知識を取入れ、自己の文化水準を高め、養育せねばならぬ。そのためには休養し、文化を取り入れる機會をもつ。農村の生活の餘裕ができれば、それらを支拂つて農民全體の生活の向上のため、農民組織の闘争がこの問題解決の鍵である。

三、婦人はいつか解放されるか
農民の利益を代表する人民共和政府の下で

はじめて確實に行はれる。従つて、婦人もまたかかる政權獲得のために闘争しなければならぬ。では人民共和政府の下における婦人の状態はどうか。

まづ、婦人は男子と根本的に平等となる。女であるために解雇されることもなければ、女であるゆゑに低い賃銀をうけることもない。「同一労働には同一賃銀」の原則が行はれる。また、婦人の肉體に有害な産業のほかは、いかなる労働の機會も、また學問研究の機會も婦人に對して平等に開かれてゐる。ただ實力あるもののみが、地位を高め、より高い學問をすることが出来る。そのためには婦人は自己の屬する部面において熟練者とならねばならぬ。工場や農村において生産部面の仕事に熟達することがその地位を向上させる現實の基礎になる。

他方、婦人はその子供を生み育てる任務のために、社會から保護される。母體に有害な産業部面では婦人の就業は禁止される。工場における婦人は有給生理休暇制・社會保險・療養所・休養の家・暑中有給休暇等によつて休養の權利を物質的に保障される。ただ休養の權利が抽象的に法文で與へられただけではいけない。實際に休養する社會的施設(療養所・休養の家・娛樂機關等)が與へられ、それが安價で利用できるものでなければ、ブルジョア國家の憲法で「労働の權利」が與へられても、その物質的保障がないから「失業の權利」が同時に與へられてゐると同じことになつてしまふ。この點について、最近發表された「民法改正要綱」と「労働基準法」案においても同じことがいへる。改正民法では家の制度と戸主の絶對權が法律上廢止され、婦人の地位の向上が約束されてゐる。しかし、この民法改正は日本の經濟的・社會的條件の成熟により、人民の壓力によつて内から制度の民主化された現實に押されてできたものではない。法律上における進歩的な規定も、現實の諸條件がその基礎をかいてゐるならば内容のない空文となるのである。「労働基準法案」においても、婦人の保護は法文に示されてゐるが、問題はこの保護がいかに現實に行はれるかといふ點である。たとへ、政府が世界

の民主主義勢力と内からの要求に押されてこれらの労働憲章を規定したとしても、本来、資本家・地主の利益を代表する反動政府がこれらの保護規定を忠實に實行する意圖のないことは明白である。法律には抜け道はいくらでもある。また、この憲章には婦人を婦人なるが故に解雇することが禁じられてゐない。だから、婦人への保護条件が使用者側に逆用されて婦人を失業させる危険がある。法律はすべてそれを運用する政治勢力の主體の利益によつて左右される。人民の利益を代表する政府のみが人民の保護を完全になしうるのであつて、反動政府の制定する法律の外面的進歩性に誤られてはならない。出産は産前、産後の充分な有給休暇と、完備した産院が安價に利用できることによつて保護される。授乳中の母が労働者である場合は三時間半毎に授乳のため三十分の休憩時間が與へられ、幼児は母親の労働してゐる間工場や経営附屬の託兒所で保護される。子供の養育が社會共同の負擔でなされることによつて、婦人は闘争と經濟的建設事業の中に自己に負はれたわづらはしい重荷から解放され、男子と同等の労働をし、意識を昂めることもできる。労働組合はそれゆゑに、児童園・少年團等を組織して共同の責任において児童を社會的に養育するのである。

家庭における婦人の家事労働も社會的な營養組織によつて解放される。子供の養育と食事を社會的に行ふことは族長的な家族の生活様式の遺物を打ち破り、婦人の解放を完全に行ふ。労働と生活における抑壓からの婦人の解放は、農村においても同様に行はねばならぬ。農民組合を基として、託兒所・農繁期の共同炊事所・児童園・健康相談所等が農業の集團化と共に發展する。不便な農家の裏所に追ひつかはれてゐる農婦達は、農民食堂の科學的な施設を利用することによつて、家事労働の負擔から解放される。

婦人は夫婦間で平等となり、結婚と離婚は自由となり、夫の壓制の下に妻が苦しむ制度が廢止される。子供は離婚の場合、夫婦の中より、高い經濟生活をしてゐるものによつて扶養され、妻は獨立し

て生活し得ない場合、夫が扶養の義務を負ふ。また夫のない婦人・私生兒等は國家から厚い保護を受ける。かくして、全労働者の組織は人間として完全な婦人を經濟文化の建設に活動させることができる。

黨の憲法草案はこの女性の権利を特に明確にしてゐる。

先づ第六條で日本人民共和國のすべての人民は法律の前に平等で、すべての基本的権利を享有することが示されてゐる。

第八條では人民は、日本人民共和國の法律と自己の良心以外にはどんな權威や個人にも服従尊敬を強要されることがない。性別や身分による社會的特權はすべて廢止される。

女子が刑をうけた場合は女子の生理的特性にもとづく保障がなされ（第二十一條）女子も男子と同等に國家機關の公務員となれる（第二十五條）女子は法律的・經濟的・社會的・文化的分野において男子と平等の権利をもつことが特に第二十七條に規定され、婚姻の際の女子の不平等・無権利は完全に廢止され、男女平等の純潔な一夫一婦制が家族生活の基となる（第二十八條）とくに、社會生活において男子の專横を可能とする非民主的戸主制と家督相續制は廢止される。

寡婦と兒童の生活と権利は國家や公共團體で十分保護される（第二十九條）。同一労働には同一賃銀の原則が示されてゐる（第三十條）。労働婦人は國家と雇主からその生理的特性に對する配慮をうけ、産前・産後の有給休暇・母子健康相談所・産院・保育所の設備によつて労働と休息の権利を保障される。

かゝる男女平等の社會を實現するためには、婦人労働者は男子労働者と提携して民主人民政府實現のために闘争せねばならぬ。

第九章 經濟再建の民主的方策

一 經濟再建の二つの道

ながい間にわたつて戦はれた侵略戦争の結果は、日本の經濟組織そのものを根底から破壊した。相次ぐ聯合軍の爆撃によつて多くの工場・鐵道は破壊され、家は焼かれ、産を失つたひとびとは莫大な數に上つてゐる。それから一年、平和の再來とともに、産業は復興し、人民大衆の生活は改善されたらうか。現實はこれとは逆に、インフレーションの暴進と一部の大資本家による生産サボタージュによつて物價は上昇の一途をたどり、労働者・農民の生活は極度に壓迫され、飢餓と窮乏は目前に迫つてゐる。

このやうな状態を救ふためには、一刻も早く經濟を再建する以外には道はない。すなはち、人民の生活權を擁護する産業的基礎の確立は日本經濟再建の重大目標である。しかし、いま、日本經濟再建の關頭に立つて、いかなる方法によつてこれを行ふか。その道は二つに分れてゐる。すなはち、一つの道は従來の日本資本主義の半封建的性格を一そう強くし、外國金融資本の力を借りて、人民大衆の生活を犠牲にしつづ「上から」これを行ふ方法であり、もう一つの道は、これらの半封建的性格を捨てて、日本民主主義革命遂行の線に沿つて働く人民大衆の手による「下から」の民主的方法であるかくて、興亡の二つの道はハッキリと分れ、前者は民族の滅亡と金融資本獨裁への道であり、後者はボツダム宣言の忠實なる履行によつて民族の獨立と日本民主主義革命を完遂する道である。

二 資本家・地主擁護の經濟再建方向

従來の日本資本主義の特長は次の通りだ。すなはち、天皇と超大地主兼大財閥をピラミットの頂點として、その下に三井・三菱・住友・安田などの地主的財閥が、全體を政治的にも經濟的にも左右してをり、全工場數の過半を占める中小工場は資本の見へざる系によつて、全く自由を奪はれ、農民は封建的な土地制度と高率現物小作料とにたへず苦しめられ、そこから流出する多くの労働者は長時間低賃銀で不當に搾取されてきた。このやうな日本資本主義の半封建性は常に人民大衆の生活を犠牲にしつづ侵略戦争を準備し、戦争の度毎に人民大衆をひどい目に會はせた。敗戦後、多くのものを失つた人民大衆の生活の破綻を目前にひかへながらも、金融資本再建の野望は聯合國解放軍の民主的指令と、擡頭しはじめた労働運動との挾撃を巧みにギマン政策と警察權力の援護との兩手を使つて押へつつ、その本質を次第にベクトロしてきた。

敗戦日本の混沌たる經濟組織のなかで、擬制資本の累積と投機取引の横行によつて、インフレーションの進行は物すごく、二月十七日、日銀券はつひに六一八億にのぼり、大衆の生活難による預金引出のため、金融資本の取つておきの救済案と労働者・農民の壓迫案を兼備したモラトリアムを施行して金融資本の制覇をたくらんだ。さらに財閥解體の指令に對しては、飽くまでサボタージュを執行し農民に對しては強權發動と警察權力によつて瀕死の淵に追ひ込み、さらに土地革命の歪曲によつて反動の支柱を温存せんとし、そこから流出するおくれた労働者に對しては労働貴族を巧みに買収して日本型ファシズムの組織を再強化せんとした。かくてインフレーションの波はますます高まるに及んで、資本家は生産サボを強行し、原料の鬻りによつて巨額の富を獲得し、さらに七四九億にのぼる軍需補償の支拂ひを懸命に叫んだが、對日理事會によつて軍需補償打切りの痛撃を受けるや否や、預

金の再封鎖・インフレの意識的進行・資産評價の吊上げ・大量減首・外資輸入などによつて生産を再開せんとし、半封建的日本資本主義の再建の上に買辦資本化の重壓を加へ「上から」の非民主的經濟再建を企てんとしてゐる。このやうな經濟再建の方策は明かにポツダム宣言の忠實なる履行に反し、日本經濟の破滅と民族の危機を招く以外の何ものでもない。

三 民主的經濟再建の方向

このやうな「上から」の經濟再建の方策に對して、日本民主主義革命完遂の線に沿つて、民主的再建が行はれなくてはならぬ。敗戦にもなほ聯合國解放軍の到來を機に、日々に高まりつつある労働運動の波は、働く労働大衆による生産再建運動となつて下から捲きおこらざるをえなかつた。民主主義革命の眞の擔ひ手であることを知つたかれらは、闘争のための闘争の域を越へて經濟再建のための闘争へと發展した。すなはち、人民の手による隠匿物資の摘發から食糧の人民管理へ、民主的生產管理から經營協議會へ、さらに人民協議會へと發展し、民主主義革命の完遂と生産再建の大目標に向つて闘争が組織的・建設的になつてきた。

日本資本主義の半封建的性格は財閥の農奴主的性格と封建的土地所有の廣汎なる殘存であつて、政府が發表した反動的第一次農地改革法に對しては、農民組合・農民委員會の下からの猛烈な反攻が浴びせかけられた。日本經濟の民主化のためには徹底的な土地革命が必要であり、さらに封建的鄉村制度の民主化こそ、貧農半プロレタリアを中核として、全耕作農民を結集する農民委員會の任務である。かくて、下からの壓力と對日理事會の上からの壓力にたへきれなくなつた政府は、つひに對日理事會の英國案を基準にした第二次土地改革案を發表せざるをえなくなつた。

さらに、日本資本主義の全構造の上に、盤石の重壓として全産業の大半を榨取しつづけてきた地主

的財閥の解體においても、多年にわたつて、半農奴的労働條件の下に抑壓されてきた労働者階級は農民の解放と同時に、労働者階級による資本家の生産サボの克服・經營協議會や人民協議會による官僚機構の紛碎を行ひ、財閥・官僚統制の二重の屈從を強ひられてゐた中小資本家は労働者のヘゲモニーの下に組織して闘ふことによつてのみ、その自由をうる事ができるのであつて、そのためには從來の新圓による中小工業壓迫を金融機關の民主的國營によつて金融機關の人民管理を行ひ、財閥金融資本の壓迫から解放されなくてはならぬ。

四 革命的大衆組織にたいする資本の攻勢

さらに、改正昭和二十一年度一般會計總豫算案は總計五六〇億にのぼり、追加を加へると本年中には一、〇〇〇億になるものと見られ、擬制資本推計六一八〇億とともに、新圓の雨を降らせるインフレの貯水池となり、間接税の増税と相まつて人民大衆の生活は破綻せんとしてゐる。かくてインフレの進行と賠償問題・企業整備によつて、「上から」の生産再開の意欲はにぶることになり、失業者の洪水とともに經濟の破綻をきたすことになる。

また資本家階級は擬制資本打切り、企業整備に名を借りて、大量減首を行はうとしてゐる。かくて生産にとつて基本的な労働力を減少して、再建ができるはずもないことはだれの目にも明かではないか。しかし、これは再建を理由に戰闘的労働組合をたたきこわし、労働者の組織を骨抜きにして、莫大な失業者の壓力を利用して、前よりも安い賃銀で労働者を新たに雇はうとする悪らつなやり方だ。それに加へて「賠償」による撤去に名を借りて、無理にこれを強行しようとしてゐる。經濟安定本部總務長官菅野之助は「もし労働組合の強いところで首切りを行へぬ場合には、安定本部として處理するつもりだ。」（八月二十五日、東京朝日、一・二版）と經濟安定本部の反動性を露骨にしめして

ある。

かくて生ずる失業者の数は大體約一千萬人といはれてゐる。これに對する失業對策案は一ヶ月の給料を基本に、勤続年数をかけたものを事業者が支給することに決定する模様だ。つまり、給料六〇〇圓、本給三〇〇圓で勤続年數四年のものは一八〇〇圓、十年のもので三六〇〇圓といふおどろくほどわづかなものである。このほかに、本年度豫算は六〇億圓を失業救済のために支出してゐるが、これは大體労働者一家族あたりわずかに二五〇圓であり、全く問題にならぬ。

五 勤勞階級による自主的經濟再建闘争

これに對して労働者階級は完全雇傭を目ざして、たとへば「全日本機器勞組」は賠償によつて生ずる失業者に對しては――

- 一、同一資本系統の他工場への就職。
 - 二、同一産業部門の工場へ斡旋。
 - 三、賠償撤去作業には最後まで、當該工場の従業員を充てる。
- などにより、また一方、製品轉換・新企業への進出により失業を解決することを要求してをり、また「全日本鐵鋼勞組」は
- 一、撤去作業を當該工場従業員に行はせること。
 - 二、撤去後の失業者を地域的に同種産業に吸収せよ。
 - 三、勞務者移駐轉換計畫の立案に労働者を参加せしめよ。
 - 四、賠償補給金を失業手當に支給せよ。
- などの独自の計畫を立て、「首を切るより復興へ」のスローガンの下に再建と結びつけて、これを

解決せんとしてゐる。

國鐵においても、國鐵總聯合は十三萬人の大量誠首問題を切つかけに、國鐵の再建プランをつくり「誠首より復興を」のスローガンの下に着々とその成果を挙げつつある。

六 勤勞階級による自主的再建の基本條件

このやうな労働者の手による「下から」の民主的産業再建方策に對して、最も根本的な問題は基本原料の獲得である。すなはち、鐵鋼と石炭の生産を第一に再開することが日本經濟の獨立性を確保する要件である。このことは破局化した日本經濟のおくれた機構を再組織し、賠償の結果、昭和十年ぐらゐの縮小した規模で生産を再開せんとする「上から」の資本家的生産再建方策とは逆に、日本經濟の再建を「下から」「重點的」に行ひ、労働者の力で目下産業再建の隘路になつてゐる石炭と鐵鋼を賠償で許された設備を最も有効に使ひ、ここからその切つかけをつかまんとするものである。かうした労働者自身の經濟再建運動は「産業復興石炭會議」となつて現はれてゐる。

石炭會議は組織労働者を中心とした民主的諸團體・個人をも加へて、日本の産業を労働者の自主的方法で再建しようとする産業民主戦線の一つであつて、全組織労働者を誠首反對・生産復興のための闘争に産業別の統一戦線へ結集しやうとするものである。そのためには、その外に進歩的な學者・技術者・經營技術者その他の民主的諸勢力をできるだけ廣汎に結集しさらに資本家的「經濟安定本部」に對抗して、民主的經濟安定本部を確立せんとしてゐる。

かうした方策を行ふためには具體的に次の事項に示された點を行はなくてはならぬ。

- 1 官僚的・資本家的石炭行政（石炭礦業會）を打破して、生産・配給機構の民主化を行はなくてはならぬ。

- 2 炭礦經營の非民主的性格を打破し、技術者・労働者の手による經營協議會を強力にする。
 - 3 劣悪な労働条件と不合理な賃銀制度を改正して、坑内労働の危険を除去し、合理的な賃銀制度によつて労働者の適正なる配置を行はなくてはならぬ。
 - 4 資本家の生産サボの口實は資材の不足であるが、このためには隠匿資材の摘發によつて、資材の偏在を防ぎ、資本家の生産サボを監視すべきである。
 - 5 開發可能な礦區を開發する。
 - 6 獨占價格の打破と價格・補給金の合理的な改正によつて、資本家の生産サボを打開する。
- かうした産業復興石炭會議によつて、基本原材料の獲得と經濟の民主的再建の方向に對して、資本家側も「石炭應急決議案」を九月第一週の衆議院に提出するといはれてをり、それは「官民有力者」と「勞資代表」とによつて労働強化と勞資協調を行ひつつ、日本型合理化を再強化せんとするものである。

以上二つの方法のいづれが眞の經濟再建方策であるかは自ら明かであるが、最近における労働攻勢の急激なる上昇と石炭會議の具體化によつて、「下から」の經濟再建のいぶきはますます高まりつつある。

なほ、民主的經濟再建のためには、労働者の食糧問題、特に勞務加配米の問題は重要な點であるがそれについても農民と労働者の提携は絶対に必要であつて、食糧の人民管理は「働くものに食を與へよ」のスローガンの下に食糧の官僚統制を斷乎粉碎しなくてはならぬ。

最後に、民主的經濟再建のために特に必要な条件の一つであり、その條件が急速に獲得されるか否かによつて眞の民主的再建速度に決定的影響をもつものがある。それは金融機關、すなはち銀行・保險・信託等々の國營をもととする完全な民主的運營が必要だといふことである。このための具體的な

諸条件とその方向への遂行過程の諸段階等については、他の章において述べられてゐるので、ここでは繰返すことを避けるが、この金融機關の完全な民主的運營のためにも、それからまた、工業・運輸貿易の民主的再建、發展や農村・農業における半封建的諸關係の拂拭とその近代化、民主化の急速な發展のためにも、民主的政治條件の獲得、はつきりいへば、天皇制政治機構の廢止とそれに代る民主的人民政府の樹立、及び樹立のための強力な政治的闘争の展開が必要である。だが、このことについても他の章において繰返し述べられてゐるところである。

第十章 失業問題の民主的解決方策

一 資本主義社會と失業

失業は資本主義社會における特有の、かつ不可避の現象である。一八二五年を最初として、その後およそ十年に一回の割合で勃發してきた經濟恐慌はその度毎に多數の労働者を經營から投げ出し、失業者を發生せしめた。好景氣にはあらゆる商品の需要は高まり、物價は昂騰し、資本家は労働者の獲得に苦しむのであるが、恐慌期においてはあらゆる商品は販賣不能に陥り、物價は暴落し、資本は販賣市場の狹隘さを嘆き、工場閉鎖・倒産がつづくのである。しかるに、不景氣が數年つづくとき、再び物價は徐々に上昇し、生産は回復し、失業者は經營に吸収されてゆく。その後は再び好景氣となつて恐慌が襲來する。このやうに労働者の一部は必ずある時期には失業状態に陥るのであるが資本の蓄積が急速になされる時期の豫備的労働力として必要不可欠のものであつて、かやうな労働者がゐなければ資本主義の發展自身も不可能であつた。この意味において失業者は産業豫備軍である。

しからばなぜかゝる失業が發生するのであらうか。あるひとびとは人口が過剰であるからだといふが、右に述べた如くそれが常時過剰であるわけではない。たゞ職業に對し相對的に過剰であるだけである。それゆゑ、われわれは失業者のことを相對的過剰人口とも呼ぶ。失業發生の原因は資本主義そのものの本質的矛盾から來てゐる。それは生産が社會的消費を目的としてなされてゐるのに對し、生産手段や生産物が資本家に獨占され、資本家の利潤の獲得のために使用されてゐるからである。生産

や消費が一ケの家計の内で營まれてゐる自給自足の經濟では、右のやうな失業といふ現象はあり得なかつたし、生産手段が社會の所有となつてゐる社會主義社會においては、製品の販賣不能や倒産といふ現象の發生するおそれはなく、局部的に不均衡な生産があつたとしても、將來の計畫を變更するまでのことである。社會主義社會であるソヴェート聯邦において、失業者が一人もゐないといふことは何より雄辯にこのことを物語つてゐる。より詳しく述べれば、資本主義社會では社會的生產と私的所^有との矛盾が、無政府的な生産を結果し、この無政府状態は決していはゆる統制經濟で克服することはできない。生産部門間の不均衡を必然化し、この不均衡は動搖する不均衡の平均としてのみ維持される。労働者階級の消費力の限界は常に販賣市場を制約し生産力は必然的にこの狹隘な消費力につき當るのである。かくて恐慌と失業は必然的なのである。

しかるに、第一次世界大戰後、世界の資本主義は一般的危機といはれる段階に入り、失業は慢性的となり、好景氣の絶頂においても何百萬といふ老大な失業者が各國に存在し、生産部面に吸収できないといふ事態が發生した。この原因は、資本主義の下で生産力が餘りにも發展し、資本主義體制自身が桎梏となつたことを意味するものであつて、社會主義社會のみがこの生産力をさらに發展せしめることができるのである。

二 現失業問題の特異性

現在日本の失業は上に述べたやうな資本主義社會のいはゆる正常な失業でないことに注意されねばならない。その第一は、通常の失業は過剰生産の結果商品が賣れ残り、物價が下落し、資本も過剰となるのであるが現在の失業の對極にあるのは大部分現實の生産資本ではなく紙幣すなはち、紙切れである。肝腎の生産手段は(民需用)戰時においてクズ鐵になり、爆撃で破壊され、殘存する機械そのもの

も磨滅し切つてゐる。物の生産はちつとも上らず、生産の基礎である石炭は、太平洋戦争前の月産四百六十萬トンに對し、わづか百六十萬トンで約三分一、しかも昨年十一月には五十五萬トンに落ちこんでゐたのである。また、石炭に次いで重要な鐵鋼の生産はこの五月におよそ二萬二千トンで、一九三七年の月産四十萬トンの三十分の一にも及ばない。工業生産の指數をみると、一九三五年—三七年にくらべ、わづか一四であつて、生産總量よりいへば明治時代の規模である。それゆゑ、物價も悪性化し、米の闇値は三七年の二百八十倍、食料油百八倍といふ馬鹿げた有様である。また食料の缺乏は甚しく、配給分ではとても足らず、必要カロリーの三分の二にも満たず、加ふるに遅配・缺配は一般の生産再開を阻害してゐる。このやうなことは、通常の失業の場合全く見られないものであつて、失業対策も特殊なものでなければならぬ。第二は、われわれは今敗戦國として多くの賠償を豫定せられ、他方軍需品工業に轉換し得る性格をあはせもつ生産手段生産部門に著しい制約を受けてゐることである。聯合國は大體一九三三年の生活水準をわれわれ日本人に可能となるやうにする方針だといふが、かやうな一定の枠の中で失業を解決せねばならぬといふ必要にせまられてゐる。第三は、七百五十萬に達する復員、約六百萬の離職者、約百五十萬の引揚者がほとんど一舉に出たことである。通常、戦争終結は多くの軍需産業労働者や復員者を失業状態に陥らせるが、日本の場合敗戦といふ事象にあり、その復員及び軍需産業離職者の絶對數が多い許りでなく、海外から歸還する引揚者までそれに加はつてゐる。ここに失業の深刻さの一面がある。

このやうな異常事態において失業が発生してゐるが失業者の數が多い點でまた特質をもつてゐる。今年四月末現在において、約三百萬の顯在的失業者と約四百萬の潜在的失業者（かくれた形の失業者）合せて七百萬の失業者がゐた。この八月現在ではこの人員はおよそ八百萬と推定される。今後海外からの引揚げが完了すれば、おそらく九百萬となるものと思はれるが、今回の補償打切りにより、また

賠償による施設の撤去により、もし政府のいふやうに約百萬の労働者が整理されることになれば、一千萬に達することとなる。日本全國の生産年齢中有業者人口は約三千九百萬と推定されるのであるから、約四分の一のものが失業者乃至半失業者となるのである。實に龐大な失業者數であり、ここに今次の失業の深刻さが集中的に表現されてゐる。

次に注目すべきことは顯在的失業者が今回は著しく多いことである。一九二九年以降の大恐慌のときは、ほとんど大部分は消化して終つたが、今度は三百萬の多數が完全失業者として存在し、しかも、今後五百萬に達するものと豫想される。この原因は戦争によつて、國內の階級分化が著しく推し進められたがためであつて、企業整備・徵用・戦災・インフレーション等により、多數のプロレタリアが發生したのである。それだけに失業対策も本格的なものでなければならぬのである。次に婦人の失業者の多い點も重要視せねばならない。反動的論者は婦人は家庭に歸ればよい、婦人には失業問題はないといつてゐたが、實に多數の婦人が失業し、職を求めてゐる。ある調査では全失業者の四六%が婦人であつたし、また他の調査では三分一強であつた。この原因は戦争中の階級分化の進展に負ふてゐるが、罹災・インフレーションは多くの婦人をして家庭に入ることと不可能にしてをり、婦人自身も戦争を通じて近代的重工業労働者としての洗禮を受けてきてゐる。それゆゑ、過去の貧農家庭から出稼ぎする紡績・製糸等の婦人労働者と質的に異つた都市の婦人労働者で失業状態にあるものが多いのである。結婚難も一つの原因と考へてもよいが、よし結婚できたとしても多くの婦人はインフレの下に職に就くことを要求される實状である。消極的態度をとるの故をもつて、婦人の失業問題を過少評價することは誤りである。

次にいはゆるサラリーマンの失業がとくに深刻なることである。労働者は比較的他の職業に轉換しやすいが、サラリーマンの轉換は肉體的にも精神的にも著しい制約を受け、現在も失業者中相當

の比重を占めてゐる。

最後に潜在的失業者のことを述べてをかねばならない。このかくれた失業者の多いことは日本の特殊性であつて、従前は、農村・商業・日傭労働者、家内工業、家内職業がその存在の形態であつた。すなはち、かれらは細々と生活はできるが充分の収入ないし定収入なく、半分失業者だつたのである。現在においては、この「かくれた」失業者は闇商人・日傭労働者・農村の過剰人口の中に見出され、闇商人の如きは全国で百萬を突破してをり、農村過剰人口は、すでに二百萬をこえてゐる。このやうな潜在的失業者の数の多いことは日本資本主義の中に、封建的遺制が根強く残つてゐるからであつて封建的家族制度や封建的農業經營、日本資本主義の商人的・寄生的性格等がかやうな失業形態をとらせてゐるのである。

〔参考〕 設備調整會社（案）

第一、目的

- 一、軍需會社等の整備期間における遊休土地建物設備資材（以下物件と略稱）の散逸を防止し、設備資材を全国的産業の復興再建に活用すること。
- 二、不急設備資材の處分を便にし、事業の整理を促進助成すること。
- 三、設備の二重投資及びブローカーの跋扈による諸弊害を防止すること。

第二、組織

一、形態、株式會社。

資本金、一億圓拂込済、金融機關、産業團體その他一般の出資による。ただし、所要資金は復興金融金庫等より融資を受くること。

二、役員

(イ) 社長一名、取締役の互選、會社を代表し、業務を統轄する。

副社長一名、取締役の互選、社長を補佐し、業務を分掌する。

取締役十名以内（社長、副社長を含む）

株主總會にて選任、社長を補佐し、業務を分掌する。

運營業員十名以内、社長の諮問機關。

政府、産業界及び金融界の各代表並學識經驗者を産業團體、金融團體その他適當の機關の推薦により政府の承認を経て社長が依囑する。

監査役三名以上、株主總會にて選任、業務の監査を行ふ。

(ロ) 運營業員會は委員及び社長をもつて組織する。

運營業員會の職務

(一) 統制會社の業務及び運營業につき社長の諮問に答ふること。

(二) 總裁に意見を具陳すること。

(三) 必要なる諸報告を求めること。

三、物件需給出會ひの方法

(イ) 經濟安定本部の指定機關として、臨時物資需給調整法等に基き全國の總ての遊休・死蔵物件及び當分使用の見込なき餘剩遊休物件の報告を求め、これを全部一か所にて取纏め、詳細の目錄を作成する。

(ロ) 事業資金の借用申請に當り工場等の補修・擴張・新設に要する土地・建物・機械・設備・資材等の需要物件の詳細なる目錄の提出を求め、

右所要物件中前項(イ)によりて遊休物件として現存するものについては極力その物件を

利用せしめる。(使用を強制し得ることとする)

第三、業務

- 一、全国のすべての事業の遊休物件の調査及び報告の蒐集整理及び詳細目録の作成。
- 二、全国のすべての事業の修繕・補充・擴張・新設に要する需要物件の調査及び報告の蒐集整理
- 三、遊休物件の受託(受託証券を發行して倉荷証券と同様の作用をなす)
處分の斡旋または買入、及び需要物件の買収の斡旋または賣却。
- 四、遊休物件を引當とする融資・需要物件買収代金融通(借入金の借替の更改による代金受授を不要とする取引)
- 五、上記の目的を達するに必要な設備債券(假稱、社債)の發行。
- 六、主務大臣の指令ありたる場合は物件の需給調整及び統制に關する業務。以上は全國的、全般的にその整備を計るとともに、現存の統制團體・統制會社との連繫を密にし、統制業務の重複、權限争ひ等を避けること。

第四、政府の監督

- 一、政府代表運営委員の推薦。
- 二、左記事項は政府の認可を受くること。
 - (イ) 受託証券の發行業務。
 - (ロ) 社債券の發行(株主總會を略する方法)左記事項については政府は適當の指令を發することを得。
 - (イ) 賣買または斡旋の手数料割合。
 - (ロ) 物件の需給の調整及び統制。

三 失業の民主的解決

われわれはこのやうな特異的な條件と特質をもつた失業の解決に迫られてゐるのである。しかも、われわれは今やブルジョア民主主義革命の渦中にあり、その内部での失業問題の解決も圖られねばならぬといふ特殊な條件下にもある。

失業問題の解決として當面最も主要なものは今や開始せんとする首切り反對闘争である。賠償と補償打切を理由とする約百萬といふ失業者の發生を大衆の力で解決しなければならぬ。資本は補償打切りに終始反對しつづけ、現政府も打切りによる資本の犠牲を考慮し、それをできる限り小範圍に留めんと努力してきたのである。しかるに、對日理事會における英ソ兩代表の全面的補償打切りの要求により、今や反動的財閥天皇政府自體も打切りをなさざるを得なくなつたのである。この處置は吾黨においてもつとに主張してきたことである。しかるに、政府並に資本はこの犠牲を一般國民並に勞働者階級に轉化しようとして、首切りをいち早く計畫し、政府もそれを奨励してゐるのである。すでに政府自身はこの補償打切り前において國鐵従業員十三萬の首切りを計畫し、資本家にその範を示してゐる、しかも政府の企圖するところは、實は單なる首切りではなく、それと同時にブルジョア民主主義革命の最大の推進力たる日本勞働者階級に對し攻撃を加へ、それに打撃を與へ、現状を維持し民主主義革命を中途半端なものに終らせやうと考へてゐるのである。これは勞働關係調整法に對してとつてゐるものと同じである。われわれはこのことを銘記せねばならない。この攻撃に對し戦ふためには全勞働者階級を強力に結集し、その企圖を阻止し、かへつて攻勢に轉じなければならぬ。われわれは今や産業別單一組合の全國協議會の結成まで辿りついたが、未だその組織は眞に強固であるとはいひ得ない。われわれは一日も早くいかなる攻撃に對してもビクともせぬ強靱な組織を作り上げね

はならぬ。そのみではない。大衆を啓蒙し、かれらの階級的意識水準を高め、幹部との結びつきを強固にし、全一體となつて首切り反対に立ち上る準備を今日すぐにもはじめねばならない。賃銀値上闘争は多くの場合全組合員の一致が容易であるが、首切り反対闘争は分裂の危険性をも含んでゐる。もし資本に乗ぜられるならば闘争は敗北である。われわれの前面にまつてゐるものは安易な闘争ではないのである。

第二は失業解決の最大の要件は生産の再開の急速なる展開である。われわれは戦争下に累積せられたもろもろの悪条件を全く否定せんとするものではない。機械の磨滅・設備の故障・枯朽化、資材・原料の不足は知つてゐる。しかし、かゝる悪条件下において果して萬全の處置を官僚政府並に資本がとつたであらうか。聯合軍司令部の某氏は石炭生産の状況に關して、明らかに政府の處置の不當と資本の生産意欲の低下を認めてゐる。資本の生産サボタージュは工場閉鎖や生産の積極的サボをのみ意味するのではない。消極的サボタージュや現下の生産再開にとり最も必要な商品を作らず、新國産品の際物生産をしてゐることもこれに包含されるのである。石灰窒素を作らずしてカーバイトに熱中し、石灰用の特配資材を製鹽用に轉用する等はこの類である。また政府は今まで何をしたか、金融緊急措置により金融資本を救済し、國民生活を困苦のどん底に陥らせ、生産再開には多くかけ聲に終始し、ごく内輪の生産計畫さへ遂行できず、他方生産意欲に燃ゆる労働の生産管理や争議を評價したわけである。財閥資本にとつては生産開始はそれ程必要でもないのである。むしろインフレーションを興用する資材の値上りにより、又は賠償工場の補償により莫大なる利得を得んとしてゐるのである。最大の生産力は労働者そのものである。労働者が生産の意欲に燃え、その全力を生産に投入するならばこの危機は必ずや打開し得るのである。しかしながら、労働者自身がかゝる意欲をもつためには生活が安定しなければならぬ。少くとも最低限の生活が可能でなければならぬ。だが日本の労働者

階級はインフレと食糧缺乏のため家族諸共榮養失調と家計破綻の状態にあるのである。われわれは要求せねばならない。生産の再開のためにはわれわれ自身の最低限生活が可能となる如き食糧と賃銀を興へよと。そしてわれわれの生産意欲が十分に生産に反映し得るために經營への参加と經營の民主化を確立せよ。われわれは生産サボをやる資本家のみならず、植民地化する危険性も考へられるのまゝであれば日本の經濟自體は全面的に破綻するばかりでなく、植民地化する危険性も考へられるのである。また現在の反動的官僚政府にも指導を委せておくことはできない。われわれは民主的な下からの力によつてこの危機を乗り切らねばならない。

しかしまた同時に、インフレーションと食糧缺乏をも解決せねばならない。生産再開とこの兩者は互ひにもつれ合つてゐる問題であつて、それぞれを一つづつ別箇に解決することは不可能である。インフレーション対策のためには補償打切り、戦時利得の没收等も必要であり、食糧対策には民主的供出、食糧の人民管理は吾黨が主張するところである。

しかし、生産の急速なる再開がよしなされるものとしても、完全雇傭の實現は上述した如く資本主義下では通常の形においては不可能である。それゆゑ、どうしても先ず労働時間の短縮によつて多數の失業者を吸収せねばならない。このことは同時に従來の過長な労働時間によつて疲勞困憊した労働者の健康を救ひ、かつ労働能率をも向上せしめるものである。

元來われわれは土木事業には積極的な賛意を表し難いが、この理由は何より労働者のもつ機能と経験を生かすやうな就業を欲するからでありそれが日本經濟にとつても最も效率的であるからである。しかし、前述した特殊な状態を考慮して、われわれは生産の再開を促進し、食糧増産を圖り、戦災地を復興し、老大な失業者に職を興へるため、一大土木事業を計畫せねばならない。日本には未だ百五十萬町歩をこえる未開墾地がある。利用すべき水力がある。復興すべき戦災地があり、修理すべき河

川・港灣・道路がある。この大事業の経費はもちろん資本の負擔において行なはねばならぬが、計畫も管理も人民がなし、従来の封建的飯場制度・親方制度を打倒し、高度の技術の併用の下に遂行されねばならぬことはいふまでもない。

しかし右に述べたやうなことが實施し得るとしても、老大な失業者をただちに吸収し盡すことも不可能であり、また全部を將來に亘り吸収し得ることも明らかではない。それゆゑ、どうしても失業保険といふものを作つて失業者を窮乏から救はねばならない。世界の資本主義國の多くは失業保険をもつてゐる。しかし、失業保険にもピンから切りまであることに注意せねばならない。これは労働組合法の中、ほんとうに民主主義的のものから、反動的取締法的なものまであるのと同様であつて、われわれの要求するものは眞に失業者・労働者のための失業保険でなければならぬ。

失業保険の中心問題はだれがその費用を負擔するかといふことであるが、われわれは金額資本家負擔を主張する。なんとすれば、經營にある労働者自身生活に困り、今や最低限生活も不可能な状態であつて、負擔する能力をもつてゐないといふ理由からだけでなく、失業者はいはゞ産業豫備軍であり資本家はその生活を保證する義務があるからである。(アメリカ合衆國はこれを行つてゐる)加ふるに多くの資本家は莫大な戦時利得を温存してゐる。それ故・戦時利得の完全な没收によつてこれを充て、他の一部は貸銀の一定率を各資本家に負擔させ、また一部を解雇せんとする資本家に割り當てるべきである。失業の手當額は本人並にその家族に最低限生活を可能ならしめるものであることはいふまでもなく、單に名目的なものに終つてはならず、その期間も二ヶ年とし、一ヶ年につき少くとも二百日程度を支給し、とくに困難なるものには三百日とするやうにせねばならない。また失業保険の管理は労働者自身が握る必要があり、現在の官僚機構とは別箇とし、民主的に運営されねばならない。もしさうでなければ、失業保険を眞當に労働者のものにすることはできないからである。これと同時に現

在ある職業紹介所(勤勞者)をもわれわれ労働者の機關として、民主化されねばならない。(これは失業保険の下部組織として改組すればよ)

このほかわれわれは困窮する失業者に對する租税公課の免除、家賃・電燈料・ガス代等の免除も必要である。要は失業者に少くとも最低の人間らしい生活を確保することである。

われわれは失業對策として、なほ失業者委員會の設置を必要と考へる。これは失業問題解決と反失業闘争のための中心的存在であつて、労働組合が中心となり失業者を加へてこの委員會を結成し、下からの力を結集しその解決のための先頭に立たねばならない。今までのところこの組織化は不充分であるが、今回の首切り反對闘争をきっかけとしてそれを作り上げて行かねばならない。

だが最後に残された最も重要な問題が一つある。それは國內における封建的遺制を拂ひ落し、ブルジョア民主主義革命をとことんまでやりとげることである。日本資本主義は農業その他の部面に殘存する封建的な生産關係や社會關係を維持して、それを土臺として發展してきたのであるが、このために農業の近代化は阻止せられ、農民や労働者は植民地的な生活水準に止まり、國內市場は狭少となり日本經濟は國外市場に大きく依存する結果となつたのである。それ故、われわれの忌むべき國外への帝國主義的侵略も行なはれたのである。しかし、元々從來の如き國外市場への決定的依存は正當ではなかつた。われわれは今後は國內市場を擴大化し、重點をそれにおくやうにせねばならない。それ故われわれはこの際國內市場の擴大といふ意味においても封建的遺制をふん碎し、農民や労働者の生活水準を高めなければならぬ。もしこれが達成されたれば、われわれは多くの民需品の販賣市場をもつこととなり、生産の増大を通じて多數の失業者が生産部面・配給部面に吸収し得られることとなる。封建的遺制の廢絶・これはブルジョア民主主義革命の完遂のことである。われわれは失業の解決といふ意味においても民主主義革命を強力に推し進めねばならない。いかに財閥・地主・官僚がそれ

をサボタージュしようとも

四 失業問題と政治

われわれは簡単に失業の巨的對策について述べてみた。たゞここに注意すべきことが二點ある。その一つは失業問題は單に失業者だけにとつての問題ではなく、經營にある労働者にとつても重要な問題であることである。このことは現在經營にある労働者はいつなるとき失業につき落されるか分らぬといふだけでなく、老大な失業者の存在は労働條件を壓迫し、賃銀を押し下げる傾向をもつからである。それゆゑ、失業者を少くし、失業保險によつてかれらの最低生活を保證するなれば、經營の労働條件も高まつてゆくのである。この意味において失業は全労働者の問題である。第二の點は失業問題の解決は下からの組織化、全労働者の力の結集によつてのみ解決しうることである。眞實にわれわれの生活を擁護できる方策は決して他から棚ボタ式に與へられるものではない。それはあくまでも獲得すべきものである。しかも失業問題の解決は經濟的闘争のみによつてなされるものではなく、政治的活動によつてのみなしとげることができるのであつて、失業反對闘争はすべてが政治的な力の大きさにまつてゐるといつてよい。われわれは一日もはや労働者を啓蒙し、組織化し、失業反對闘争に動員し、政治的解決をはからねばならない。そのためには下からの壓力によつて民主戦線の結成を圖り、眞の意味における統一戦線の下に民主的政權の確立に努め、われわれの目標たる人民共和政府を樹立せねばならない。反動的吉田シデハラ政府は失業問題解決の意圖と誠意も持ち合せてゐない。このことは四十億圓の失業救済費を全面的に打切り、後に聯合軍司令部からの指令により六十億の豫算を作つたといふこと、失業保險制についてはなんらの企劃なく、微温的な慈惠的國民生活保護法をもつてこれに代へようとしてゐることからも知られるのである。われわれは何ひとつ失業對策らしい

ものさへも合せない自由・進歩の保守的反對政黨の本質をバク露し、わが黨の意圖する失業對策を明示し、「人民に愛される黨」たるの實を示さねばならぬ。

第十一章 土地問題の民主的解決方策

一 なぜ土地制度の改革が必要か

(イ) 耕作農民の半ば農奴的な状態

日本の耕作農民は永い間言語に絶する暴政と壓迫の下に苦しめられつゞけてきた。現在の耕作農民の生活もかつての「死なぬやうに、生きぬやうに」百姓は動物的存在をつづける程度以上のものとはことごとく出さねばならなかつた封建制の時代に比し、本質的にならよくなつてゐない。なぜならうか、それは半封建的な土地所有制のため、寄生地主的土地所有制のためである。地主的土地所有が暴虐な軍事的警察的天皇制支配の土臺となつてきたがためである。わが國の農業は家族労働力を基幹とした零細經營である。農民の七割の者が一町歩にも満たない狭い土地の上で、「星から星へ」營々として働きながらもその生活はよくなるどころか、ますます窮乏してゆくものであつた。地主はたゞ土地所有の名義をもつてゐるだけで、小作人が生産した汗の結晶たる收穫物の半分を現物でとりあげてゐた。従つて農業利潤の發生の餘地は全くなく、むしろ小作料が勞賃部分にも喰ひこんでゐるのである。この他國にその比をみない高い小作料は、また反面では地價を吊上げ、經營を擴張して大きな經營主となるよりは地主となつて、土地を貸付けてゐた方が有利だつたのである。かくて、耕地の半ば近くは小作地となつてをり、地主の一方的な意志で勝手に農民から土地を取り上げることができたものである。すなはち耕作權はなんら保障せられてゐないのである。

(ロ) 人民大衆を犠牲にした軍國主義

このやうな農民を半ば農奴的な状態におとし入れてゐる農業における封建的諸關係は、反作用的に工業における労働者をはじめ一般労働大衆の労働條件を印度以下の苛酷なものとしてゐるのでありその生活は悲惨をきはめ、極端な政治的無權利を招來し、財閥的獨占資本に不當な搾取の地盤を提供し、また國內の商品市場を狹隘にし、人民の幸福と安寧犠牲として、國外市場への強盜的奪取に向はしめる軍國主義の根源をなすものである。従つて半封建的土地所有を徹底的に破碎するのでなければ眞に農民を解放することはできない。そしてそれは單に農民の解放であるのみならず、労働者その他一般労働大衆を封建的束縛から解放し日本の民主化の基礎をなすものである。土地制度の徹底的改善なくして日本農業の再建は不可能であり、また全體としての日本經濟の再建もまたなされえないのである。

二 政府の農地改革案の不徹底性とその魂膽

(イ) ごまかしの農地改革Ⅱ第一次農地改革

敗戦後耕作農民の民主的な土地革命への熾烈な要求と闘争とが全国的に昂まつてきた。また、聯合軍司令部も日本農民を奴隷的狀態より解放するために農地改革を指令した。ところが天皇制官僚政府は、かゝる内外の情勢をいち早く察知して微温的な偽瞞的な農地改革に着手したのである。すなはち昨年来マ指令でやむなく議會を通過した「改正農地調整法」がこれである。これはできるだけ改革を微温化し、幾多の地主救済の抜道を作つておき、あくまで封建的な土地所有制を温存しようとした本質的に反動的なものであつた。すなはち、一方では地主が自作農化することを認めて耕作權を不安定なものとしてをり、それは敗戦後一年足らずの間に土地取上げに關する小作爭議が全国的に頻發し、

その數二萬四千に達したことからみても、改正農地調整法は農地解放に役立つことなく土地取上法と化したのである。また、他方において強制譲渡の對象を五町歩以上に限定したり、小作料の金納化を圖りながら代物辯済をみとめたり、また農地委員會に村の顔役まで動員して地主の力で委員會を動かせるやうにしたり、あるひはまた耕作權についてはその確立ができてゐるのかどうかわからぬやうな規定をしたり、山林原野の解放に觸れることを避けたりしてをり、明かに民主的な土地革命を阻止しようとする意圖をもつたものであつて、第一次土地改革は土地改革の名に値しない偽購的なものであつた。

(ロ) 第一次改革は民主主義の壓力で敗退した

このやうな土地改革は一方では労働者・農民の民主的勢力の革命的壓力の前に最早當面を糊塗することができなくなり、また他方では對日理事會においてソ同盟案や英國案が發表せられ、聯合軍最高司令部もまた不満足の意を明かにするにいたつたため、改革後わづかに半年、いまだ第二次改革を實施するにいたらずして、再び「第二次農地改革」の線まで譲歩せざるを得なくなつた。この今度の改革では、農地調整法を改正することだけによつてはもはやゴマカシえないことを覺つたとみえ、「自作農創設特別措置法」といふ法律を新に作成し、それに應じて再び農地調整法を改正するといふ手法をとつてゐるのである。その内容は、第一次改革と比べると相當徹底してゐるが依然として地主的土地所有の温存とその救済を斷念しやうとしてゐない。つぎに政府案の主要な點を述べかつその反動性を明かにしよう。

(ハ) 第二次農地改革の内容とまだ残るごまかしの反動性

一、地主がまだ残つてゐる 封建的土地所有の解放を目標とし、不在地主の土地は全部買収するにとしながらか、在村地主については一町歩(北海道は四町歩)の所有を認めて依然として封建的土地所有制を根絶しようとしてゐない。すなはち、まだ六十萬町歩も小作地が残り、封建的反動勢力温存の地盤になる。しかも、残される小作地については耕作權を確立することなく、市町村農地委員會の承認があれば、取り上げられるといふやうに不安定なものである。また、自作地主の所有地は原則として制限してゐない。これは地主が作男などを使用して農奴的な封建的搾取をもとにして大經營を行ふことを默認する結果になる。

二、山林原野の解放をサボつたり、皇室料地・戦犯人の所有地は問題にしてゐない 山林原野の解放については開發のためなら買収すると規定してゐるが、その決定は農地委員會がきめることになつてゐるから、結局地主に都合のよいやうに決定される。また御料地や戦犯人・人權蹂躪犯罪人の所有地についてはなんん特別な措置を講じてゐない。

三、農地の買上價格が高すぎる 農地の買上價格は田は賃賃價格の四〇倍、畑は四八倍であるから平均田は七六〇圓、畑は四五〇圓位となるこれを地主に二十四年賦で支拂ふとなると約百億圓となり農民をはじめ一般勤勞大衆にとつて長期間にわたつて重い負擔を負はせることになる。また、農地を買入れた小作人の方も、將來不景氣がきて農産物の値段が下つたら、借金のため再び土地を手放さなければならなくなる。しかも約二〇億圓に上る報償金といふものまで地主に與へるといふのであるから、一層封建的寄生地主のために勤勞大衆に負擔を重課することになる。

四、買上地の押賣り 一旦政府が買上げた農地は再び個々の小作人に賣り渡すことを原則としてをり農地を買ひ受けて自作農になるか、借り入れて小作農のままであるか、農民に自由な選擇權を與へてゐない。例外的にだれも買はないときに政府は團體に賣つたり、また賃賃したりするが、この賃賃は従前と同一の條件で行ふであらから、今度は政府が封建的土地所有の繼承者になる。とにかく土地所有といふことをあくまで回避してゐるのである。

五、終戦後の土地取上を是認、買収農地の範圍を決める際に、政府案は現状を基準とすることを原則とし、農地委員會が相當と認めるときは昭和二〇年十一月二十三日に遡及することにしてゐる。これでは敗戦後約二五萬件に達するといふ土地取上を大部分容認し、正當化することになり、理不盡に土地を取り上げられた小作人は泣寝入りしなければならぬことになり、しかも政府案の遡及は土地取上・賣買を無効とするのではなく、全くのゴマカシであるといふほかはない。

六、農地委員會にはまだ地主が入りこんでゐる。政府は合回の改革の實施をすべて市町村農地委員會に委ねてゐる。ところが、この農地委員會の構成は小作人五、地主三、自作二でほかに中立委員三名としてゐるから、現在社會的、經濟的に農村の有力者である地主側が買収やおどかしで小作人の一部を抱えこむことになれば、容易に地主の御用機關に化する可能性が強い。また、法人等團體の土地や、採草地・宅地等農業經營に必要な農業用地・小開墾可能地・一時貸貸した小作地・共同耕作地・試験研究地などあらゆる具體的な場合に、それを買上げて自作地にするか否か、すべて農地委員會の決定による。従つて、その權限が廣汎であるから、農地委員會の反動性はそれだけ徹底的な土地改革を妨げることになる。

(ニ) 従來の小農政策を一步も出ない
以上が政府案の内容であるが、この案の意圖するところは新たな零細自作農主義によつて今後の農業經營が、この一應のブルジョアの土地改革の上に社會主義的集團農業の建設の方向へと導くべきであるに拘らず、その緒を閉し、プロレタリア的土地改革への道に對してその豫防線をはらうとしてゐることである。すなはち、わづかばかりの土地を耕す農民が、わづかばかりの土地を所有し、それだけで満足し、お互に競争しつゝも、協同の力によつて經營を社會化する進歩的氣運を失ふやうに農民をねむりこませようとするところにあるのである。

三 わが黨の土地政策

かゝる偽瞞的な政府の農地改革に對して、われわれは農業革命の徹底的遂行を圖り、ただちに新たな日本農業建設の出發點とするために、民主人民共和國の下につきの如き對策を實施せんことを期するものである。

(一) 地主的土地所有の絶滅

地主的土地所有はこれを全面的に國家が沒收(大中地主の土地)または有償で(小地主の土地)收用し封建的土地所有制から耕作農民を完全に解放する。そして、土地を働く農民その他復員兵士・海外引揚者・貧窮疎開者等に與へることを主眼とする。

(二) 解放すべき土地

(1) 小作地の全部(約二六〇萬町歩、全耕地面積の四六%) 従つて小作農は消滅し地主が小作料を搾取することはなくなる。

(2) 内地は三町歩、北海道は十町歩を超える自作地。

ただし、この面積を超えた優秀な經營を破壊するのではなく、農民委員會の決定によつて承認する。

(3) 遊休林野・可耕荒廢地・御料地を含めて、戦犯人人権蹂躪犯罪人所有地は無償沒收する。

(三) 土地の買上價格

最近の小作料の五ヶ年平均の一割を、公定價格(米は地主價格五五圓)で換算した金額を法定利子率五分で逆算したものとす。この標準額は一反歩約二二〇圓となる。二町歩以下はこの標準價格で買上げるが、二―五町歩はその半分、五町以上は無償沒收とする。そこで農民が買受ける平均價額は、

このやうな割合で買上げた總價額を總土地面積で除したものと、それは二二〇圓の半分位になる。そして、これを基準として農民委員會が具體的にそれぞれの實情に應じて決定するのである。しかもこれを三〇年賦支拂とするゆゑ、どんな農民でも充分土地を買ふことができる。

(四) 土地の國有と農民の自由なる管理權

國が收用した土地を農民が買取るか、國有の下に耕作するかは完全に農民の自由な選擇によることとする。後者の場合には、その管理權を完全に農民組織に委ね、地代は收獲の五%を金納し、現行の地租以下に定める。従つて土地を買ふ力を全くもたない貧農あるひは貧窮者でも、きはめて有利に農業を営むことができる。

(五) 終戦後の土地取上の無効

土地取上・所有權の移動は一九四五年九月二日降伏調印の日以後は一切これを無効とする。

(六) 民主的農民組織

以上の改革の實施及び農業建設に必要な土地の管理及運営は、すべて民主的な農民組織（農民委員會または農民組合）に行はさせる。農民委員會は、土地の管理運営の執行機關として村を單位として、地主・職線・高利貸等を除き村民大會から選出された七名乃至十五名の土地委員會を設ける。都道府縣には村土地委員會の代表者及び農民組織・労働組合・民主的政黨の代表者をもつて都道府縣土地委員會を置く。中央にもそれに準じて中央土地委員會を設ける。

(七) 小作關係存続期間中の措置

小作關係は全面的解放が行はれるまで残存するからその間の暫定的措置として、理由の如何を問はず土地取上を嚴禁して耕作權を保障し、小作料は前五ヶ年平均收獲高の一〇%を超えないものとし、これを現行公定價格（米は地主價格）で換算して金納とする。

(八) わが黨の土地改革と今後の發展の見透し
わが黨は大要以上のやうな土地改革を徹底的に行ひ、陰慘な農村を明るい農村に一變せしめる。さらに國家の費用で開墾し、また模範的國營農場を作つて農民をできるだけ参加させる。この後に農業經營を機械化し、すべての科學的技術を導入する。農民が共同經營を行ふ場合には機械や農具を安く貸し興へ、また低利資金を融通し、技術員を派遣して積極的に援助する。かくして、社會主義的共同經營が有利であることを實例をもつて農民を納得させ、農業の社會主義化を促進する。これこそ工業の社會主義化と相俟つて、眞に日本經濟を破滅より救ひ民主的の日本を建設する唯一の道である。

附 政府の開拓政策のインテキ

(イ) 政府はなぜ開拓政策を取上げたか
帝國主義戰爭に完敗した日本政府は、その植民地を喪失すると人口のやり場にこまつた。もちろん失業手當・保險は考へも及ばない。そこへもつてきて、食糧不足である。この剩つた人口は食糧増産に結びつけろといふことで、鳴物入りで五ヶ年間に百五十萬町歩の開拓といふことが取上げられた。しかし、では一體どんな効果があるのか。

(ロ) 剝削主義の失業救済Ⅱ開拓・開墾の失敗は眼に見えてゐる
第一に開拓はそんな生やさしいものではない。この開拓で早急に食糧増産と思つたら大間違ひ、新開の田畑では稻にして反當五斗とれたら素晴らしい方だ。その上、現在の開拓・開墾は昔ながらの肉體労働一本槍か、機械であつてもかへつて肉體労働以上の非能率なもので、(これは實際の入植者の聲だ) 開拓開墾のために毎日一升飯を喰はねばならぬやう。(これも實際に入植者が近隣に買出の食糧獲得で、農作業等放擲されてゐる) では食糧増産どころか、食糧喰潰しの赤字が出るくらゐのものである。

そもそも政府は、復員者・失業者・引揚者・罹災者等の戦争犠牲者を救済する策もなく、また、資本家・地主どもにしてもそんな方に金を使ふ氣はもちろんで、結局、その昔不景氣といへば都市の労働者が農村に舞戻つてゐたのを思ひ出して、これ幸ひと過剰人口はとにかく農村に歸へらせよう、土地が足りなければ開拓・開墾だと考へ出したものである。その上、反動政府の頭には相も變らぬ零細經營の自作農主義がこびりついにはゐるから、その開拓地に一戸當り何反といふやうに狹隘な耕地を割當式に入植を勧奨することになつたのであり、土地を掘り返へしてもその後の經營に必要な條件等は考へてゐない。開發營團が入つて開拓地を一應全部掘りおこし、(もつともこの際とても肉體勞動でやるか、あるひは機械を使つても後の整地作業に反つて邪覺になるインチキ・トラクターでやるのだが)入植者に引渡すのだが、入植者には大きな耕作機械はおろか、鉄鍊さへほんの僅かの配給であるから、とても營團が開墾した面積の耕作はできないで、せいぜい一部分にしがみつき、後の所は元の通りに雑草が生えてしまつてゐる。經營條件を度外視してゐるから、農機具はもちろん、住宅施設は問題にもならず、井戸や電氣のないのは當然として、バラックさへ建たないところもある。加配米もやつと最近認められたのであつて、この春は雑草で餓死を防ぎ、今後の加配米が認められると遅配缺配の昨今で結局前と變らない。失業者・引揚者・罹災者等にもとと金がある筈もないのに、一戸當り四千圓足らずの資金では經營どころか生活もできない。出發がごまかしの糊塗策にあるから現状はかくの如くである。

(ハ) 開拓をさまたげる二つの權利

出發がインチキの上に開拓開墾をさまたげるものが、その上にのしかゝつてゐる。つまり、山林原野の地主の所有權と、漁業地を廻る漁村の網元ボスの權利だ。第二次土地改革の山林原野の解放が先述の如くごまかしであるから、この現實の開拓・開墾は地主の所有地たる山林原野とを突き抜けて、

現在の耕地が非常に離れた、山の上のやうな、條件の最も悪い所で實施されてゐる。上るのがダメだから下へと降つた干拓・埋立はたちまち漁村の漁業の權利に押へられて、一向にはかどらぬのである。それゆゑ、反動政府が舊勢力のらみをさけて開拓・開墾に手がける所は、最もつまらない、大も喰はぬやうな所に限られてくるのである。

(ニ) 政府の開拓の今後の見透し

現状かくの如き慘憺たる入植状況であるが、將來とても、その見透しは決してよくない。海外から安價な食糧が強制的に入つてくる現在の反動政府がつづく限り、反動的な農業政策が行はれるから、わが國農業の生産力の發展等期待できず、農業恐慌は必ずくる。そして、他方、工業部面に外國資本が導入されると、再び労働力は都會に流れてゆく。だれがこんな馬鹿らしい殺人的な開拓政策にしがみついてゐようか。利那主義的のインチキ失業糊塗策の開拓はたちまち破綻してしまふであらう。そのために貴重な時間と、貴重な勞力と、僅少ながらも農林行政の豫算の大部を示める貴重な金が全く無駄になるといふことに過ぎない。

(ホ) 開拓よりも先づ災害対策を擴充せよ

かかるインチキな開拓より第一になすべきことは災害対策である。從來の封建的な遅くれた農業生産様式と生産關係では、一年の中必ず何度かくるいろいろの災害に對して、災害のくるのが分つてゐながら対策がなく被害を受けてゐる。これをまづ絶滅することである。千萬石の増収位はこの方が早手廻してと進歩的な農業技術家は保障してゐるくらいである。品種改良による消極的な災害対策から一歩進んで農業土木工事・水利施設の改良・病害虫防除の機具施設等すぐ考へられることである。さらに、お涙金のやうな農業保險制度を本格的に擴充することも必要であらう。災害対策から離れても、農業土木の整備によつて農道を改良するだけでも、開墾に無駄な勞力を費すより經營上はるかに

有意義である。

(へ) 開拓政策の純化

災害対策の擴充を考慮して開拓・開墾を取上げるべきである。さうすればペーパープランの五年間百五十萬町歩といふ無理もしない。それから、入植者もその適性を深く検討して、戦犯的な軍人の食糧自給を企てたり、營農意識のない者を入植させる等は禁すべきである。眞に營農の意識のある者を入れて、かつ、經營が可能なやうに積極的な援助を政治的にも、法制的にも、經濟的にも考慮することである。失業救済は失業保険制度等を本格的に検討し、至急確立すべきであつて、開拓でもつて失業問題を解決できると考へるのは大間違ひといはねばならない。

(ト) 機械化・共同化の開拓

再建日本の國土を切り開くものは、眞に祖國を愛する耕作農民であり、勤勞大衆である。されば入植者は現在の耕作農民としつかり手を握り、その援護を受けつつ、主体的に行動せねばならない。政府の小農主義的開拓地割當策を打破するものはわれわれである。第一に、食糧喰潰しの赤字食糧ペランスとなる開拓開墾をやめて、合理的な勞働によつて開拓を推進するため、第二は、營團の開墾地を譲り受けた後荒廢するのを防ぐために、第三に、生活條件の不良な入植地の生活を合理的に行ふために、開拓・開墾は共同化・機械化で行ふ以外に方法はない。入植者はこの方向にしつかりと踏みだすことであり、これはまた、政府の反動的な小農主義を打破し、またインジキな失業対策を正しい、しかも、われわれのものにしてしまふことができるのである。

(チ) 開拓政策だけでは問題は解決できない

だが、先述した如く、まだまだ開拓を妨げる地主やボスどもの所有權が頑張つてゐる。天皇制反動政府の下では單に開拓を取上げて本質的に解決にはならない。土地改革農業改革が十分に行はれ得

またその他の基本的な生産關係に改革される條件の興へられる民主人民政府の成立の後においてのみかゝる阻害條件が掃滅せられるから、開拓・開墾も完遂せられる。また、この時においてのみ、機械化・共同化も本格化する。従つて、民主人民政府の實現のために闘ふことが眞に問題の解決への方向である。開拓民を農民委員會に結集し、一般農村の農民組織と提携せしめ、天皇制政府への徹底的闘争に立ち上らしむることが必要である。

第十二章 中小商工業者の現状

一 中小商工業者と中農

現在、日本資本主義においては二つの異なる階級対立が存在し、したがって二つの階級闘争が行はれてゐる。すなはち、資本家と労働者との対立、地主と農民との対立がこれである。そして、當面の民主主義革命にあつては、資本家・地主の結合にたいして労働者・農民の同盟の対立が基本的な生産關係である。ところで、當面の革命の目標は、天皇官僚機構の粉碎、独占資本の解體、地主的土地制度の拂拭、労働條件の徹底的な改善である。つまり、天皇制に結集した地主・官僚・財閥の専制支配から労働者・農民・小市民・中小商工業者を解放することであつて、資本主義制度・私有財産制度そのものを廢絶することではない。そして、この革命の民主戦線の前衛は労働者階級であり、同盟軍は貧農を主導とする農民層である。

しからば、この戦線において「中小商工業者」はどんな立場にあるか？ かれらをいかにして當面の革命のために協力せしめ、もしくは好意的な中立を保たせしむべきか？ それは、かれらにたいする財閥・官僚・地主支配の壓迫の重みの程度と、労働者・貧農の戦術の正否にかかつてゐる。「中小商工業者」が一方において資本家への成長を目指し、他方においてつねに労働者への没落に曝されてゐるといふかゝる動搖的な地位は、民主戦線におけるかれらの立場をして「中農」の立場に類似せしめる。

すなはち、農家数の三〇%をこえないが耕地の半分以上を占める中農Ⅱ自作中堅層は、在來の生活水準を前提とするかぎりではあるが、平年にはどうにか暮しの立つ農民層である。自作中堅層は日本においては決して獨立自營の農民經營ではなくして地主と小作農との接觸線であり、かれらは貧農への没落に曝されると共に地主への伸長を目指してゐる。かれらは發展する農業經營の企業者としてのびつつあるのでなく、寄生地主になりたがつてゐる。それゆゑ、第一次大戦以來の農民運動において反地主闘争に参加しなかつたのみでなく、この運動に反感をさへ示した。地主政府はそれにつけいつて、自作農創設・小農保護・副業奨励・産組助長などにより、中農の貧農化による全農民の反封建闘争を分裂させてきた。しかし、中農の經營の獨立を奪ひ、かれを貧農につき落したものは結局、地主的土地所有（高地價・公租公課）や独占資本（肥料）であつて、その廢絶によつてのみ經營の獨立・發展が可能である。「貧農の闘争力が地主支配を動搖させ、また中農の獨自的な利益をも含めて運動が展開されるなら、企業家を目ざしてゐるにせよ、中農もまた貧農の側に立つべき必然性をもつてゐる」（伊藤律、「前衛」第七號）

これと同じやうに、労働者の闘争力が財閥・官僚の専制支配を動搖させ、またかれらの壓迫の重みを耐えがたく感じてゐるかぎりでの「中小商工業者」の獨自的な利益をも含めて運動が展開されるなら、企業家Ⅱ普通利潤の取得を目ざしてゐるにせよ、「中小商工業者」もまた労働者の側に立つべき必然性をもつてゐる。

二 中小商工業者の性格

まづ、われわれは「中小商工業者」をもつて、自らは半農奴的な低廉労働を搾取しながら、その剩餘價値の過半を独占資本の高利貸的な支配によつて吞みつくされ、そのため、つねに企業家としての

平均利潤の取得を阻止される傾向におかれ、したがって正常な資本の再生産を破綻せしめられつつある「ブルジョアジー」だ、と規定しておく。

それゆゑ、「中小商工業者」を規定する條件は、第一に半封建的労働條件、第二に高利貸的獨占資本である。

まづ、第一條件についてみよう。いふまでもなく、「労働者人口なるものは、一方において資本の蓄積を生ぜしめると同時に、他方において自身を相對的に過剰ならしむる手段を絶えずますます産出する。これ資本制生産方法獨特の人口法則である」(マルクス)。資本蓄積にともなふ可變資本の相對的減少は相對的過剰人口たる産業豫備軍を累進的に生産するのであるが、労働條件はつねにこの豫備軍の壓力によつて切下げられる。そして、景氣變動の自動的調節力を喪失した獨占資本主義の段階においては、過剰生産恐慌は慢性的不況に轉化するから、産業豫備軍はもはや資本の生産過程の中に投げこまれることのない「構成的失業者」となる。ところで、一般に資本主義社會における「相對的過剰人口はつねに、流動的・潜在的ならびに停滯的なる三つの形態をもつてゐる」(マルクス)。流動的とは、工場・マニファクチュア・鑛山などにおいて景況に應じ解雇吸引される形態にあるものをいふ。潜在的とは資本制生産が農業に侵入した結果生じた相對的過剰農村人口が他の産業におけるやうに充分に吸引されず、都市プロレタリアへの進出の機を窺ひながら、不斷に都市へ流出してゆくが、この排出溝が異常に廣く開かれた場合にのみ、目に見えるにすぎないものである。停滯的とは、現役の労働者軍でありながら、就業の全く不規則のものであつて、かれらの生活状態は労働者階級の平均水準以下である。かれらの特徴は最高の労働時間と最低の賃銀であつて、かれらは「資本の搾取部門の廣大な基礎」だ。その主要形態は「家内労働」である。その源泉は大工業・農業の過剰労働者・なかんづく、手工業經營がマニファクチュア經營のために、また、後者が機械經營のた

めに征服されて行くたびに亡びゆく諸産業の過剰労働者から不斷に擴大再生産される。以上の外には、浮浪人・犯罪者・賣淫婦などのルンペン・プロレタリアをのぞき、被救恤的貧民がある。かれらは、孤兒や被救恤的窮乏兒・墮落者・ルンペン・労働無能力者(産業上のぎせいたる不具者・疾病者・寡婦など)からなり、資本の破廉恥な搾取は、かれらを收容する養老院・感化院・孤子院・刑務所にもおよび。

農奴制を獨占資本主義の段階にまでもちこんだ日本資本主義においては、これらの構成的な豫備軍への搾取條件は、さらに農奴的條件にまで釘付けされる。そして、資本は技術の低い労働力をもつて足る織維・雜品工業においてこれらの豫備軍をつねに反撥・吸引することによつて、剩餘價值を増殖することを擇ぶ。

第二に獨占資本の高利貸的支配についてみよう。日本においては、産業資本の確立とその帝國主義への轉化とが同時的に遂行され(明治三〇—四〇年)その指標として鐵道國有法(明治三十八年)がよくあげられてゐる。そもそも、日本では資本の原始蓄積期(明治元年—二三年)において、兵器・製鐵・礦山・製絨・軍艦などの軍事的意義をもつ産業は藩閥官僚政府の手に握られ、紡績・製紙・交通・セメント・肥料・ガラス・生糸などの大産業は特權的な政商財閥の手に握られ、しかも、直接に軍事的な意義をもつものを除き、工場拂下げ(明治一三年以降)を通じて順次に捨値で財閥に獨占的に拂ひ下げられた。それゆゑ、民間の企業家に殘されたものは、それぞれの地方でとれる農・林・漁産物の加工業とか、中央や地方の獨占的な産業資本や商業資本によつて供給される原料資材の加工精製業とかであつた。しかも、これらの加工業でさへ、農民が産業資本家となるといふ眞に革命的な徑路によつてでなく、地主や商人が商品生産を行ふといふ徑路によつて行はれたために、むしろ農奴的労働條件が剩餘價值の生産の前提として維持された。つまり、これらの加工業は織物業などにその典型的な實

例がみられるやうな零細なマニファクチュアや「問屋制家内工業」の形態をとり、右に述べた「相對的過剰人口」を温床として全國的にくり擴げられた。ところで、鐵道國有法に現はれたやうに、半封建的日本資本主義はその半封建的低賃銀の故にただちに國內市場の狹隘性につき當り、植民地への脱出を目指すため、早くも軍部・官僚・財閥による産業獨占の段階に突入し、とくに明治末から大正初期にかけて、電動力の普及による労働強化と植民地大衆からの收奪とによつて莫大な超過利潤をあげた。この景況と市場擴大との時期に乗じて、半農奴的な小業者や問屋制度のあとに緊縛されてゐた「家内労働者」(農家上層や小親方など)が獨立しかけた「中小ブルジョア」そして、中央や地方の獨占資本の間隙を縫つて符のやうに簇出したのである。

ところで、大正九年の大恐慌を轉期とするその後の相次ぐ恐慌(震災・金融・世界恐慌)の來襲によつて、國內外市場は逼塞し、日本資本主義は一般的危機の情勢のもとに慢性不況の段階に入つた。そのため、獨占資本によつて恐慌と負擔を上から下へと順次に轉嫁された地方の問屋や中小ブルジョア、アジの倒産は全國をおほひ、天皇制の社會的支柱であるこれらの中間層の没落に必至となり、同時に、それはまた財閥の獨占利潤の仲介人としての中小ブルジョアのアジの没落を意味した。そこで「中小商工業者」の「救済」再編成の問題が地主・財閥・官僚國家の日程にのぼつたのである(第六十三非常時議會)すなはち、官僚は工業組合制度(大正十四年制定・昭和六年・八年・十二年改正・十四年工業小組合法・十五年有限會社法へと獨占資本の支配網は擴大されてゆき、十六年の統制組合法にいたり官僚統制は頂點に達した)と各種の融資施設(昭和十一年商工中央金庫、同十二年庶民金庫、同十五年國民厚生金庫—いづれも、問屋の補強)とをもつて、「問屋制度」「下請制度」のもとに中小ブルジョアをまとめあげて統制することを企てた。そして、その後の戦時統制にともない「企業整備」の過程は官僚が原料の配給を掌握して中小ブルジョアを獨占資本への隷屬にかり立て、公定價格の制定や

下請の專屬化をはかつて「單價」の切下げを強行した過程にほかならなかつた。

三 下請關係とは何か

いま臨軍費成立—戦時統制開始直前の昭和十一年度末工場の実態はつぎの通りである。

工場數	七六、七二六 (八四・七%)	一〇、三六七 (一三・一%)	一、六八四 (二・一%)	九〇、六〇二 (一一・一%)
職工數	七二二、八六二 (二七・九%)	五〇五、七六五 (一七・五%)	二四六、四一三 (八・九%)	一、四七四、〇四〇 (五二・七%)
生産額	二、一〇八、三五七 (一七・二%)	二、一三〇、九七六 (一七・四%)	一、一九八、六三七 (一六・三%)	六、八二九、六一九 (五五・八%)
計	五三〇人	三〇一、二〇〇人	一〇〇一、二〇〇人	二〇〇人以上

(註) 工場統計表には五人以下の工場は含まれてゐないが、昭和五年度「國勢調査」によれば、經營總數一、二二八、七一五のうち、單獨經營五四・三%、二—四人四〇・二%、五—九人四七・七%、三〇—九九人〇・六%、一〇〇人以上〇・二%、官營〇・五%となつてをり、労働者總數四、〇一四、六五〇人の百分比はそれぞれ一五・三、三九・八、一一・九、八・三、二一・五、三・三となつてゐる。

すなはち、第一、全職工數(五人以下を除く)のうち、四七・四%は全工場數の九六・四%をしめる一〇〇以下の工場に雇はれてゐる。第二、しかるに、全生産額の六五・四%は工場數からいへば全體の三・九%にすぎない一〇〇人以上の工場によつて占められてゐる。この關係は、昭和十七年度の統計においても擴大再生産されてゐる(工場數からいへば六、三九一、九四〇のうち五人以下は八〇%、五、一二八、二〇〇であり、生産額からいへば三三、九五四萬圓のうち五人以下は五・三%なのに二〇〇以上は五五%をしめてゐる) 第一の關係は、老大な零細經營が温存せしめられ、全職工の半分がその劣悪な労働條件のも

とに雇はれてゐることを示してゐる。これらの職工は潜伏的・停滞的過剰人口、被救済的細民からなつてゐる。第二の關係は、大工場の獨占力を示してゐる。

ところで、これらの零細な經營群と一握の巨大經營とは、單に並存してゐるのではない。じつは、これらの零細經營群（手工業、「問屋制家内工業」零細マニファクチュア、零細工場）は幾層をの「下請再下請」を通じて互にもつれあつてをり、全體として獨占資本（親工場や問屋）のための仕事場となつてゐる。しからば「下請・再下請關係」とは何か。

下請關係とは、元方資本（商業資本であれ、産業資本であれ）が固定資本投下の危険を回避して、中小ブルジョアにたいして、原料資本を前貸して賃加工せしめる搾取關係であつて、この場合、中小ブルジョアの下賃労働者は元方資本のために労働する。それゆゑ、中小ブルジョア自身は、自己の半農奴的賃労働者を組織・指揮する機能にたいする賃銀と、搾取の見張りを行ふ「監督賃銀」とを取得するだけで、剩餘價値の事實上の取得者は元方資本である。下請關係と「問屋制家内工業」との差異は、後者の場合には、問屋が農家・手工業者・貧民などに原料を前貸して賃加工せしめるのたいして、前者の場合には買占人（問屋や親工場）のための賃労働と買占人との「中介者」として中小ブルジョアが介在してゐる、といふことにある。そのみでない。下請關係の頂點に立つのは、當該商品種類の獨占資本だといふことにある。

この下請關係には「賣の買」と呼ばれる關係と「單價交換」と呼ばれる關係とがあり、後者は前者よりもヨリ隷屬的である。「賣の買」の場合には下請業者は若干の手持ち原料を持ち（例、「敷糸」）、支給された原料を賃加工する場合に原料を買ふといふ形式をとるから、原料價格の騰貴はそれだけ自己の利益となるが、「單價交換」にあつては上から定められた「工賃」のみが収入となる。しかし、いづれの場合においても、産業上の平均利潤は實現されず、この「工賃」の内容は、労働賃銀を除け

ば、共同労働の組織・指揮にたいする報酬、「監督賃銀」仲介手数料のいづれかであり、その他の下請業者の所得は材料の値上りによる投機利潤、ゴマ化し材料の横流し、あるひは見込生産・償却費の喰潰し、再下請業者としての工賃の上前、賃銀收奪分などである。これにたいして、つくられた剩餘價値の過半を擲取するものは元方資本となる。

平均利潤を實現するに足る一定の貨幣量（規模）が特定の時期・地方・業種によつて一應、想定され、それゆゑ、平均利潤取得の限界線がとにかく擬制せらる。この限界線は景氣の波動・獨占支配の強弱などによつて變化するが、「中小」商工業者の階層分化を分析するためのカギとなるものだ。そして、この限界線より下へ行くほど小親方的要素と半プロレタリア的要素とが、上へ行くほど商人資本的要素とブルジョア的要素とが、濃くなるが、その商品の生産量の過半をしめるものは、この限界線を中心とする層であり、この層が「中小」商工業者の核心をなすものと考へられる。

四 商工協同組合法要綱批判

財閥の解體・軍需補償の打切・土地改革命令・公職追放令などの民主的指令にたいしては處女のごとくでありながら、脱兎のごとく警察力を戦前の配置に復活して、警察專制による國家資本主義の再建を策し、安定本部Ⅱ企畫院に物資需給調整の大權を握らせて、つぎつぎと労働調整法・食糧臨時措置法・増税豫算表・減首豫想などを發表して、労働者・農民・中小商工業に侵略戦争の負擔を轉嫁しつゝある吉田内閣は、中小商工業者の「育成」に異常な熱意を示してゐる。ただし、官僚内閣は、金融緊急措置令（二月一七日）事業資金貸出封鎖（三月二日）金融緊急措置令改正（八月二日）によつて、中小ブルジョアを金融から閉め出し、企業整備で倒産させたことを忘れてゐるのである。

近く、上程される「商工協同組合法案」の「要綱」は、その總括的方策として、（一）中小商工業

の組織化(二)金融の改善(三)福利施設の整備をあげ、さらに中小工業対策として(一)大工業との分野の調整(二)技術の向上・経営の合理化(三)問屋または大工業との関係の適正化(四)労働条件の改善などにつき左のやうに規定してゐる。

まづ、總括的方針から検討しよう。(一)「要綱」のいふ「協同組合法に基く民主的組織」(重要物資については強制加入)なるものの目的は、統制物資の共同購入・販賣・保管・金融などの經濟事業を通じて運営の合理化を圖るとともに、組合をして資材割當・生産指示・注文配分・検査などの事業を行はせることである。この協同組合の構成方針は、「問屋を中心として中小商工業者を直結するやう組織し、原材料の配給を問屋に集中し、製品の出荷を行はせると共に、問屋の金融機能を活用することにより、問屋をむしろ生産者としてまたは生産者のための機關としての性格を明確にすること」にあるのだから、問屋制度の統合體である協同組合に中小商工業をまよめて、官僚が資材・金融・製品を通してかれらを統制しようといふのだ。その目的・方針が問屋制度を復活せしめて、協同組合をたとへば百貨店その他獨占資本の下請機構として編成しようとしてゐることは明かである(二)金融の改善とは商工業組合と商組中央金庫との緊密化をはかることによつて、資金の貸出と預金の吸収のための網を張りめぐらし、「市街地信用組合との連繫強化ないしは合體」「商工組合中央金庫を幹事とし地方銀行をメンバーとするシンジケートの結成」「農林中央金庫からの借入等の協力の促進」「復興金融會社の創設」などをはかつて、地方の地主・富農の預金を問屋制度に結合し、地方財閥に問屋制度の支柱をあててこれを補強し、官僚がこれを媒介して自らも金融資本として独自の權力を確保しようとするものだ。それゆゑ(三)の「協同組合又は中央金庫による病院、圖書館、學校、娛樂機關の設置」などといふ饒舌はききまんも甚だしいもので、官僚の示威以外の何物でもない。つぎに、その中小工業の對策をみると、(一)は大工業と中小工業との業の一種による生産分野の

調整劃定を主張してゐるが、かゝるやり方は、大工業と中小工業との區別が生産品の自然的・技術的差異にもとづくかの如く見せかけることにより、財閥大工業による資材・市場の獨占や官僚統制の壓迫のためにこそ、中小工業が「中小」に止つてゐるといふことをいんべいし、財閥・官僚・地主が問屋制のもとに中小工業を維持するのは劣悪至極な労働条件(長時間労働と極端な低賃銀)を温存するためだといふことに煙幕を張つてゐるのである。しかしなほ、「消費組合・農業團體等における必要物資の自家生産」を制限する規定によつて、農民大衆による民主的な生産再開を阻止してゐる。(二)のいはゆる「國及び地方の試験研究機關と密接な連繫の下に強力な實地指導」「共同施設の充實」「製品品質向上の規格の統一」のため「検査制度の實施」の遂行とか、(四)に規定された労働条件の改善などは、中小工業者の手に普通の産業利潤が残つてはじめて可能であつて、そのためには獨占資本の徹底的解體と官僚統制の粉碎によつて、その集中的な現らはれたる問屋制・下請制の廢絶によつて、資材や金融の自由を恢復することなしには實現しえない。

要するに、「商工協同組合法案」の目的は、現在の中小ブルジョアが「協同」しさえすれば經濟上財閥資本の獨占力に對抗しうるかのごとき錯覺を抱かせることによつて、當面のブルジョア民主革命の目標をごま化して財閥的獨占資本を救済し、同時に「企業整備」によつて收奪された中小ブルジョアや失業・半失業者の幾割かを問屋制のもとに雇ひ入れることにより、労働運動を封殺すると共に、全労働者階級の労働条件を一段と切り下げようといふのだ。

五 協同黨や社會黨の中小商工業對策

自由黨や進歩黨がこの法案に賛成することは豫想されるが、協同黨や社會黨はどうか。協同黨は、資本家と労働者との中間を動搖する小生産者の代辯者として階級闘争を嫌惡し、小規模

な生産手段と自家の労働力との「自主獨立」の結合たる小ブル的所有にもとづき、主として流通面において「相愛」を紐帶とする信用・販賣・購買組合によつて、大資本の經濟的壓迫から小所有を守らうとする。それゆゑ、協同黨は「中小工業者は生産協同組合を造り……技術者の招聘、能率の増進、技術の進歩向上、その他經營の合理化等を協同の力によつて行ひ、（金融・資材の購入製品の販賣を）組合の運営によつて行ふ」と主張する。協同黨は、終戦直後の大地主・獨占資本・專制官僚の三位一體の支配が動搖し、その間隙をぬつて、中農上層や中小企業家の一部がインフレ過程において貨幣を蓄積し、平均利潤を取得する富農や中小ブルジョアとして立ち上らうとする氣配を示し、あるひは幻想を抱いたのに乘じて、資本主義の勃興期の小ブルジョアのイデオロギーたる「勤勞・自主・相愛」の三徳にもとづく協同組合主義をふりまいて、かれらの氣分に投じ、かなりの投票をかき集めた。しかし、資本主義の最後の段階たる現在、しかも、半封建的な三位一體の支配が牢固たる今日、天皇制官僚の紛碎や、寄生地主制度の變革や、財閥の解體によつて政治的自由を獲得することなしには、協同組合によつて「自主獨立」の小所有が確保される筈がない。それどころか、協同組合主義は勞資協調主義はかへつて基本矛盾をいんべいすることに奉仕する。

しからば、社會黨はどうか。社會黨は職工百人未満の企業家を中小企業家の最高限とする。そしてまづ金融面における銀行の「社會化」と中小工業專問銀行の設立原料面における隠匿藏物資の交流・活用、技術面における國家の積極的計畫的な施設が先決問題だといふ。そして、協同組合法が中小工業の育成にほかならぬことを認め、組合の事業は、（一）中小工業を獨占資本の壓迫から擁護し、その關係を改善する（二）技術の交流進歩（三）原料の共同購入（四）製品の共販（五）設備の共同使用並に機械化（六）労働條件の改善（七）資金の共同借入（八）規格の統一にあり、とする。しかしながら、社會黨のいはゆる銀行を含めての重要産業の「社會化」とは、有償の「國營」を意味し、國

家権力が地主・資本家・官僚の掌中に握られてゐる現在、「國營」とはかへつてかれらの獨裁を代位補充するものであり、有償買上げとはかれらの經營の破綻を人民大衆に轉化するものだ。そのみでない。「國營」の名によつて労働運動を壓殺されるおそれがある。當面の問題は、なによりもまづ機構の民主化であつて、その徹底化の過程において、「社會化」や「技術化」を遂行することにある。この二つの段階を混同することは結局、國家資本主義に奉仕することになる。まづ、中小商工業に營業の自由を與へよ。そして、かれらの手に平均利潤を蓄積せしめ、しかしてのみ「社會化」「技術化」「労働條件の改善」の實現の條件が與へられるのである。

六 中小企業家と民主戦線

これにたいして、わが黨はかゝる法案のきまんの性格に徹底的に反對し、金融・資材の財閥的・官僚的獨占と統制を徹廢し、中小商工業者に營業の自由を與へることを要求する。それゆえ、當面の目標はブルジョア民主革命の徹底化であつて、それへの民主戦線の戦列に、その小ブル的性格のためにプロレタリア革命の幻影に脅えてためらひつつあるかれらを鼓舞し、支援して、少くとも好意的な中立を保たしめるようにすることだ。

現在、中小商工業者の反動戦線には、特高の主導する工場協會を最右翼として、戦時中からの統制組合が廣汎に残存なしてをり、さらに三井・三菱・古河・日産をはじめ百貨店などが、農機具・陶磁漆器・工藝品・織布などの中ブルジョアジを問屋制度・下請制度のもとに再編成しようとする狂奔しつゝある。これにたいして、中小商工業者の民主戦線への参加の序幕は、去る二月十七日の金融緊急措置令・限界價格制への反撥として切つて落された。爾來、大都市には「日本商工聯盟」(大阪)、「札幌商工再起聯盟」「關東商工再起聯盟」「東海産業復興聯盟」が生れ、金澤・平・編笠・足利の地方

都市にも官僚・財閥統制に反対する民主的團體が生れつつある。そのみか、労働組合と共同して、公定價格の三倍引上げのために官僚とたたかつて成功した實例もある。

官僚は民主主義革命の波の高くなるのに慌てて、ためらふ中小企業家の小ブル的氣分や孤立分散性につけ込んで、すばやく、崩れかかつた統制組合を上から再編強化して、右の「法案」が上程されないうちに、獨占的統制のための地ならしを行はうと企らんでゐる。たとへば、都商工課の調査によれば六月三十日現在、廿五名以上の工場數三、一九八工場、廿五名以下の工場數は二二、〇六〇にのぼるが、都廳―都商工經濟會はこれらの諸工場をまづ産業別の聯合會にまとめあげ、都の隠退藏資材の割當や生産割當を行はうとしてゐる。都では聯合會代表と各界代表によつて、都工業振興協議會を設け、これをして、生産計畫・資材配分・經營技術指導を行はしめ、聯合會よりさきにとにかく上からこれをつくり上げようとしてゐる。七月廿三日、まづ東京都機械器具金屬工業聯合會を戦時中の統制組合を主體として結集し、都廳の隠退藏物資・軍放出物資・地方物資の一元的配給權を握つてしまつた。すなはち、本年度（八月より翌年三月末）取扱ひ豫定資材は普通鋼四、八〇〇トン、特殊鋼一、三九七トン、鉄鐵四〇トン、準鐵金屬一、七五〇トン、輕金屬九七〇トン、二次製品二一トン（以上價格合計四八萬九千圓）のほか、織維製品・油類・木材・燃料・皮革・製品・ゴム製品等の副資材となつてゐる。なほ、同聯合會は金屬（うち廿五名以上のもの一七八）機械（同、九六三）雜貨（同、二〇七）電機（同、四〇八）合計二、〇三八工場、組合數三〇〇であり、さらに化學（同、三四二）織維（同、二四五）食料品（同、九六）木工（同、二二五）の各聯合會の結成が今秋までにと急がれてゐる。これにたいして、われわれはあくまでも、中小商工業の者を産別、あるひは地域的に組織し、これを反政府闘争にまでかり立てることが必要である。たとへば「戦災並びに企業整備特殊預金の解除」「再興のために封鎖預金を解除せよ」「金融措置令による壓迫反対、金融措置委員會の民主的改組、

一切の金融機關の民主管理」「隠退藏物資・軍放出物資の解放」「大資本の資材獨占反対」「官僚統制の撤廢と財閥の徹底的解體」「配給並びに價格の自主的運営」「天降り商工組合法制定反対」「經營者と従業員との提携による大資本との闘争」などのスローガンのもとにこれらを民主戦線に動員することが先決問題である。しかし、すでに上から「聯合會」ができてゐる場合には、どしどしその中に民主的團體のメンバーとして参加せしめ、「聯合會」内部に巢食ふ地方財閥の走狗を追放し、幹部の専制を排撃して聯合會の民主化のためにたゞかゝる必要がある。家内工業的な零細經營をも含めて、共同的に闘争するのはよいが、協同組合的經濟主義に墮することは、かへつて民主革命をおくれさせ中小ブルジョア階級を没落の淵に追ひ込むものだ。（なほ、「前衛」七號、「中小商工業者の性格と動向」參照、一九四六、九、八）

第十三章 軍需補償打切・企業整備による勤勞大衆の 負擔及び民主的企業整備方策

一 擬制資本整理の意義

この問題については、共產黨はその成立の當初よりこれを主張してきたし、また一般輿論も今年頭初よりその必要性を力説してをつたのであるが、シデハラ・吉田内閣はいづれも逆にそれが財界の混亂を惹起し、ひいては國民大衆の銀行預金に打撃を與へるであらうといふ理由の下にその實行に反對してきたのであつた。しかるに、軍需補償打切が對日理事會の問題となり、國際的輿論としてその實現に至る情勢となるに及んで、政府は急速八月十一日の「金融緊急措置令」の改正に引續き後述する如き補償打切並にこれに伴ふ財界整理に着手するにいたつた。しかしながら、政府が取上げた問題はなほ擬制資本の一部である軍需補償の打切に關するものにとどまり、擬制資本の全般の問題としてゐるのではない。だから、われわれは、補償打切を含むところの擬制資本整理とはどういふことかといふことを先づ明かにしよう。戰爭中發行されてきた國債は一、四四五億圓といふ巨額に達してをり、この國債は低賃銀と重税とに喘ぐ國民大衆が直接購入することができないため、その九〇%以上が金融機關の所有に屬してゐる。そしてこれらによつて得た資金は、すべて軍需産業に投入され財閥・軍需産業資本家を富ませてきたのである。戰爭中これらの會社の資本金と利益金がいかに増大したかは「アカハタ」第五三號にも資料がでてゐる通りである。しかるに戰爭中戰災等によつて工場は燒失・

破損し船舶は海の藻くづと消え失せたにもかかはらず、これらの滅失した資本に對する銷却が行はれないばかりか、政府は軍需補償（戰災保險をも含む）による資本家の損失（？）カバリーのために、さらに新たな擬制資本の造出を實行して來たのである。すなはち、終戦時のドサクサの際に契約打切に對する補償として七〇億圓餘の補償金をすでに渡してゐる、さうするとこれらの金は工場や機械や船舶等の現實的基礎がないのであるから、必然的に投機屯積資本として活動することになる。これが戦後の急激なインフレーションの最大の要因であつた。しかも政府は、この上さらに數十億の一般軍需補償金を渡さうとしてゐたのである。國債もまたその資金がすべて軍費となり、煙となつて消え失せてゐるのであるが、しかもなほ現在生きてゐる。だから、日本經濟の健全な再生産を恢復し、インフレを阻止するためには現實的資本から遊離して水脹れしたこれらの資本部分を切捨てなければならぬのである。それには單にその一部分だけにとどまることなく、すべての水脹れ資本の切捨てでなければならぬ。すなはち、公債の棒引・補償の打切・社債株式資本の整理銷却等が徹底的に實行されねばならぬのである。しかるに前述したやうに吉田内閣は軍需補償問題のみを取上げ、國債に對しては今豫算に五〇億圓の利子を計上してゐる始末であるのみならず、軍需補償打切りとこれに伴ふ財界整理問題も實は全く骨抜きにされてをり、これを徹底的に遂行しようといふ意圖はもとよりなく、もつぱら資本家の利益を守り通すために國際的勢力關係の最少抵抗戦を探し求め、かつこれを見せかけのものたらしめんと努力してゐる。

もちろん擬制資本の整理は健全な資本主義經濟の再建のためにも必須の前提なのであり、總資本の立場からも要請されてはゐるのであるが、官僚政府と資本家は當面の情勢において、日本型金融資本の維持存続に全力を傾注し、勞働者階級との闘争にこれを利用せんとしてゐるのである。

二 吉田内閣の財界整理案の欺瞞性

政府は八月十一日以来「金融緊急措置令施行規則」の改正、「会社経理應急措置法」「金融機關整理應急措置法」を施行し、さらに「戦時補償特別税法案」「企業再建整備法案」「金融機關再建整備法案」「公益法」及び個人に關する措置法案」「復興金融庫法案」の議會上程を留意してゐる。詳細な説明は省いて全體の筋書だけをいへば、先づ八月十一日をもつて銀行預金を第一と第二の封鎖に分割し、一萬五千圓以上の第二封鎖預金を凍結すると共に、資本金二十萬圓以上、戦時補償・戦争保険を受けるもの、または在外資産を有する會社はすべて特別經理會社として八・一一現在をもつて決算を行ひ、その債權債務を固定し資産の移動を禁止し、次にこれを第一及び第二勘定に分割し、第二勘定をもつて生産あるひは事業の再建を圖り、舊債權債務、すなはち補償・保険の整理は第一勘定をもつてする舊清算會社でこれを行ふ。かつ、その清算は舊會社の役員二名及び債權者中より選ばれた二名が特別管理人として監督する。同時に金融機關についても舊銀行において清算を行ひ、第二勘定をもつて第二銀行を設定する。かつ第二會社による生産・事業の運営資金は資本金一〇〇億圓の復興金融庫がこれを融資するといふわけである。

このやうな筋書はいかにも大げさで、かつもつともらしく見えるが、かゝる物々しい處置を必要とする根源たる軍需補償の打切の實態は一體どうか。政府が打切を決定するにいたるまでは、いふ迄もなく、財界・經濟界は擧げて打切反對を表明し、かゝる暴舉は財界經濟界を混亂に導き、ひいては失業者の大群を出し、日本經濟の再建を妨害するものだと論じたのであつた。政府側もこれに呼應して打切によつて財界經濟界は甚大なる打撃を蒙るのであるから、これは國民全體の負擔として行はねばならない。従つて従業員の首切が起り百萬以上の失業者が出ることも覺悟せねばならぬと脅か

たのであつた。しかるに、興業銀行調査の軍需補償の實態は次の如くなつてゐる。

(單位百萬圓)

産業別	件数	帳簿價額		
		A 要補償額	B 現有資産	C 外部負債
総括	一三八六	二一、〇六五	五五、二九九	五二、七七七
業 業	六二	八一四	六、一二八	四、六二二
金 屬 工 業	一三八	二、二八五	七、〇八七	五、七四四
航 空 機 器	三三〇	七、五九七	九、九九一	一四、六二九
兵 器	一一四	一、九五一	二、二七九	一、八四一
機 械 器 具	三八六	四、六四八	八、九四二	九、五八四
造 船	四四	一、二五七	四、六二一	四、一三五
車 輛 工 業	二	五七	一四〇	一〇四
運 輸	一一	四	三七〇	一五二
化 學	一六九	二、九九五	八、九一一	七、五八五
窯 業	一七	五四	五二	三二四
織 維 工 業	二七	六四	三、二三一	二、七九三
食 料 品	七	五	二六	一六
製 材 木 製 品	三二	六六	一五六	一五八
電 氣 瓦 斯	三三	三二四	一、五九八	九八八
其 他	二二	六四	一三二	九七

この場合、政府案では會社の現有資産は時價でもつて評價できるのであるが、かりに帳簿價額のみ

とで算定して見ても、外部負債、すなはち、借入金その他を現有資産で賄へぬものはわずかに航空機工業と機械器具工業木工業の三部門に過ぎない他はすべて黒字である。もし時價で評價すれば以上の部門においても黒字となる會社が續々現れてくるであらう。赤字の三部門においてどの程度の評價引上をすればよいかといへば、航空機工業は一・七倍、機器・木工業はそれぞれ一・四及び一・五倍に評價すればよいことになる。ところがこの數字は四月乃至五月頃の調査であるから各社の手持資材・資産を現在の時價で評價すれば赤字會社はさらに減少する。とすれば補償を打切られても實際はなんらの打撃も與へないわけである。従つて金融機關に對する債務の返済も充分カバーしうるし、さしもの財界整理も大山鳴動して鼠一匹といふわけである。ここでわれわれは軍需補償の實體をばつきり知つたわけだ。それは決して單なる損失の補償ではない。各軍需會社は戰災その他による損失をカバーするだけのものは充分備けてゐたのであるが、その上に損失を過大評價して二一〇億といふ不當な補償金を請求し、他方政府はなんら事實を調査することなくこれに應じて軍需會社に莫大な利益を保障し、タダ儲けをさせてきたのである。ペラ棒な話ではないか。しかし、考へて見れば日本の資本金・財閥は従來常にこのやうなやり方で政府の手厚い保護の下にペラ棒な儲けを上げ、肥え太つてきたのである。たとへば歳出豫算を見ると政府の補助金が随分大きな比重を占めてゐる。これが皆資本金の超過利潤になるのだ。

さらに、この企業整理に當つて最も重大な役割を果す特別管理人は舊會社の重役から二名、大債權者といふことは財閥及び財閥銀行であるから二名出ることになつてゐる。そして清算整理については各會社独自の立場で行ふことができ資産の評価もこれらの資本金の間で勝手に決めることができる。これでは徹底的整理などは全く夏の夜の夢に等しい。その上政府の方では石橋藏相の言ふ「健全インフレ」をどしどし促進してくれるから、自ら資産評

價は上昇し黙つてゐても軍需補償を貰つたのと同じ結果に到達する。實にこのことこそが、すなはち打切の骨抜化こそが政府と資本家の慎重に計畫し見事に成功しようとしてゐる補償打切・財界整理劇の内幕なのだ。それは一大悲劇と銘打つた大笑ひの代物である。

さて、それでは補償打切がこのやうに全く骨抜きにされてゐるにも拘らず、なぜ財界や經濟界はあのやうに大騒ぎして反對し、また政府もそれに呼應してゴテついたり、力み返つたりしたのであらうか。

しばらく政府や財界のいふところを聞かう。八月一二日のこの問題に關する政府聲明はいふ。――「この際耐え難きを忍び今回の諸措置を斷行し、一日も早く我國經濟のすつきりした姿を取戻し、今後の健全な發展の基礎を固める決意をした。企業の整理に伴ふ離職者の就業對策に就ては全力を盡すと共に退職手當の支給に就ても必要な措置を講ずるほか、國民の最低生活を確保するためには生活援護や一定限度までの預貯金の保護について十分な考慮を拂つた。……」と。また經濟安定本部長膳國務相は「私は勞資休戦を唱へてゐるが、これは決して企業家の解雇を禁止する積りはない。企業整理には人員整理はつきものでこれなくしてはやれない。」といつてゐる。政府は明に補償打切に伴ふ企業整理が必然的に失業者の大群を出すものと前提して問題を進めてゐるのだ。さらに經濟團體聯合會の打切反對の對政府意見書には打切以前に先づ「過大従業員の整理」が絶対必要であるとしてゐるし、また、八月十三日の日本經濟新聞の社説は「補償打切と打切論者の責任」と題して「打切反對論者であるわれらとしては、政府の施策に少からざる不満をもつものである。しかしながら、補償打切が異常に困難な仕事であり、従つてそこに幾多の矛盾撞着を免れない性質のものであることははじめからわかり切つたことであつた。その代表的なものは大量失業の發生である。従つて補償打切によつて失業者の發生がある程度已むを得ないとすれば、補償打切を主張した者は失業者の發生に對しても當然

責任をとるべきである。」と論じてゐる。かうなると問題はきはめてはつきりして来る。さあ打切りもやつたがその代り大々的首切を覚悟しろ、それはお前達自身の責任だから後で泣くことをいふな、といふ挑戦状である。だが一寸待つて貰はう。政府並に資本家側は補償打切をやれば必然的に失業が出るといつてゐるのだが、この論理は果して正しいか。すでに説明したやうに、擬制資本とは現實的資本から游離して信用關係の上に一般的利子率を通じて水脹れしたものであるから、これを切捨てても現實的資本にはなんらの變化をも與へるものではない。労働力は不變資本に對應する現實的資本の一部であり、生産力の積杆である。とすれば擬制資本の整理から失業者が生れるといふことは瓢箪から駒が出るにも等しい藝當ではないか。たとへ、現在労働者數に對して生産能力がフルに廻轉してゐないとしても、それは資本家側のサボタージュによるかあるひは石炭その他の原材料の不足に起因するものであつて、労働力過剰の根據にはならない。かつ生産力に對して眞の過剰労働力は實は終戦と同時にほとんど整理されつくしてゐる、資本家は果して慈善事業家ではないのだから漫然と過剰労働力を一年間も養つておくやうな馬鹿なことはしわしない。従つてこれは補償打切と失業とはなんの關係もなく、計畫的反動攻勢としての首切を、たまたまこの補償打切問題に結びつけて遂行しようとする政府と資本家の間の巧妙な陰謀であるとわれわれは結論せざるをえないのである。

では政府のこの失業者造出計畫の目的はどこにあるか。補償打切が骨抜きにされたとはいへ資本家側としては株価は下り、債權の取立はできなくなるし、特に中小資本家において相當の犠牲を拂はねばならぬことも事實である。そこで第一に、數百萬乃至一千萬にさへ上るであらうと稱される老大な失業者群を作ることによつて、日本型帝國主義の經濟的地盤である植民地以下の低賃銀と劣悪な労働條件・並に問屋制・下請制度を、再出せしめもつて利潤率の低下を防ぎ、第二に、終戦以來躍進しつづけてきた労働者側の勢力を覆すために、第二會社の設立を期して解雇し、再採用といふ過程によつ

て労働組合の活動分子を放逐し、組合を御用組合化し、労働戦線を混亂と分裂に陥れその弱體化を圖ること。第三に、以上の二つによつて獨占的超過利潤が保障され、従つて舊來の獨占的財閥・金融資本の支配を維持存続しようとするところにある。

結局するところ、政府は擬制資本の整理を徹底的に遂行するどころか、補償の打切をさへ骨抜きにし、一方石橋財政のインフレ政策促進によつてすべての負擔を人民大衆に轉嫁すると共に他方整理に藉口して失業者群を造出することにより一舉に労働陣營を崩壊せしめようと企圖してゐるのである。

三 民主的企業整備方策

以上のやうな政府案の欺瞞と陰謀に對抗して、どうすれば本當に擬制資本を徹底的に整理して經濟再建・インフレ阻止への途を掃き清めることができるか。

(イ) 整理の主體を人民の手へ

いふまでもなくこの困難な問題を徹底的に解決しうるものは人民自身の民主的勢力・就中労働者階級の統一結集せる勢力以外にはない。そのためにも、われわれは吉田反動内閣の打倒、人民政府の樹立を前提せねばならぬのであるが、問題を現在當面の要求に限定するならば、先づ整理の民主的指導監督機關として労働組合及び民主的政黨より成る「擬制資本整理委員會」の如きものを設け、この下にさらに同一の構成で「企業整理委員會」及び「金融監査委員會」をつくり、前者は清算會社の清算の監督及び第二會社の設立運営を指導し、後者は金融機關の清算及び第二銀行の設立運営並に復興、生産再開のための金融を指導監督する。従つて「企業整理委員會」は當該企業の労働組合が主體となるべきものであり、かつ各企業間の綜合的運営は「擬制資本整理委員會」がこれに當る。ただし「金融監査委員會」は金融機關の特質から見てその従業員組合を用ふることなく、むしろ、その金融機關と

近しい關係にある企業の労働組合から委員を選任すべきである。しかして政府案の「特別管理人」制度は當然以上の「委員會」がこれに代り、企業の役員や債権者は清算及び第二會社の設立運営から除外されねばならない。

(ロ) 第二會社・第二銀行の舊會社舊銀行からの完全な分離。

政府案によれば、第二會社・第二銀行においても舊債権者・舊重役が依然として特權的地位を維持することになるが、それでは完全な整理は行はれ得ないし、かつ舊財閥・金融資本が新會社を再び支配する結果になる。従つて第二會社・第二銀行は全く新に株式を公募する形式をとり、舊株主・債権者の優先權を認めず、舊會社と第二會社との間に親會社子會社の關係を残さないことが必要である。

(ハ) 舊會社より第二會社への資産の譲渡方針。

政府案のごとく舊會社の資産を時價評價することは擬制資本の整理を無効にし、舊會社の債権者を利すると同時に、新會社の債務を大にして運営を困難ならしめる。ゆゑに資産評價は當然帳簿價額でなされねばならぬ。その結果金融機關への負擔が大きくなつたとしてもそれは整理の當然の意味であり、經濟上なんらの不都合も起り得ない。また土地建物・工場設備・原材料・製品等の現實的資本は當然すべて新會社へ譲渡されねばならぬ。他方舊會社の債務・不良資産はすべて清算に附さるべきである。要するに第二會社は現實的資本を基礎とした健全資産を引受け、舊會社に對する債務をできるだけ少くして、不良資産及び株式・社債等の有價證券は舊會社において清算銷却すべきである。

(ニ) 公債の棒引。在外資産の切捨。

預金が凍結されてある現在は、公債を銷却することによつて金融界になんらの變動をも與へる筈はないのであるから今は公債棒引の絶好の機會である。ただし、公債の大部分が金融機關にあつて日銀借入金の擔保となつてゐるのであるから、日銀の中央銀行としての機能を生かすために公債をもつて

日銀借入金をすべて返済し、一旦日銀に集中した上、財産稅收入及び財閥の持株その他整理さるべき資産をもつてこれを銷却する。その他の分は所有者の負擔とする。なほ、ついでながら、財産稅收入の大部分は擬制資本なのであるから、これを歳入豫算に繰入れることは完全なインフレの助長であり絶對に排撃されねばならない。さらに在外資産の切捨については敢ていふまでもないことであらう。

(ホ) 金融機關の整理並びに運営方針。

前述した如く、政府案においては金融機關はほとんどなんらの負擔を荷ふことなく、むしろ、金融資本の救済に墮することになる。その結果は、復興金融が金融機關に一任されてゐることと相俟つて財閥獨占的金融資本の絶對支配が確保される。

しかし、われわれの主張する企業整理並びに公債棒引を實行する時は金融機關も自ら徹底的整理をせざるを得ない。ここにおいても企業の場合と同様、優良資産のみを第二銀行に移すと共に、資産内容の不良のものはどしどし整理して積極的に銀行そのもの、整理統合を圖るべきである。同時に第二銀行の運営は「金融監査委員會」が實權を握り、生産復興金融を通じての金融資本の制覇を防止し、かかる過程を通じて漸次事實上の人民管理に移し、人民共和政府の成立とともに國營へ移行しうる準備をととのえる。なほ一萬五千圓以下の第一封鎖預金については單純にすべてこれを國家補償とせず、銀行自身の手で保障できぬ最悪の場合のみ國家で補償する方策をとるべきである、これは保險の場合についても同様である。第二封鎖預金はいふまでもなく財産稅の一部としてこれを銷却する。なほこのやうな立場においては新に復興金融金庫を作る必要はなく、第二銀行の資金は日銀の機能を活用することによつて賄ふことができる。

(ヘ) 生産の再開と完全雇傭の實現へ！

以上の如き整理方策がとられるならば絶對に一人の失業者もでる筈はないし、むしろ各企業・資本

家の手で隠退蔵されてゐた物資が明るみにできてきて、これが「擬制資本整理委員會」の手で事實上、人民管理されるわけであるから、生産面における資材の隘路は著しく改善され、完全雇傭實現の可能性すらも生れてくる。またこの場合の難關たる運轉資金の問題も「金融監査委員會」によつて保障されるわけであるから、生産再開―經濟再建への途はこゝに掃き清められたことになる。いふまでもなく、このやうな人民の手による整理が實現されるか否かは一に勞働者階級の勢力が強力であるかどうか、またその勢力が統一され結集されてゐるかどうかにかゝつてゐるのである。

第十四章 地方文化特に教育はいかに改革さるべきか

一、教育を人民の手へ

地方文化についてはいろいろな問題があるが、地方中小都市・農漁山村は根づよい封建性が残存してゐて、その低い生活文化は、地方に分散された軍國主義ファツシヨ勢力の温存の地盤となつてゐるので、この封建性の打破と地方の生活文化水準向上が最も必要とされる。それはひとびとが官僚どもに頼ることなく、自らの力と協力によつて自らの生活をたかめてゆくといふは人民教育の問題である。

今日、親たちの最大の望みは自分たちの子供を何とかしつかり教育したいといふことである。ところが子供たちの生活に眼を向けるとき、かれらのあまりにも惨めな状態に胸がいたむ。都市の子供たちは栄養不足や栄養偏頗のため發育盛りなのに體重がどんどん減つてゆく。腹が減つて食べたいが、物が高くて買へないといふ、ただそれだけの理由のために盗みする兒や浮浪兒がめつきりふえてゐる。食物に事欠くことのより少ない農村の子供たちでも、本や學用品がない。雨具や履物がない状態だ。かれらは肉體的にも精神的にも全く文字通り飢えてゐる。

學校は缺席が多くなる。折角學校へ行つても、荒れはてた學校はかれらの心を捉へる何物もない。教師は薄給と生活不安とはげしい社會情勢の移り變りに教育の目標を失つて、敗戦後一年の今日未だ虚脱状態を脱し切れぬものが尠くない。多くの教師は長い間自ら考へて行ふことのできなかつた奴

隷的生活のために、自己の生活の窮乏も、政府が何とかしてくれらうといふ他力本願で、内職や畑作りに子供等のことは忘れられてゐる。子供たちのことを眞實心配するやうな教師は教員組合運動に率先してゐて、おちついて教育に専念できない。子供たちは學校でも社會でも家でも全く見放されてゐる。

どこでも近頃は學校への強制的金品寄附が多くなつてきた。保護者會等の反動的幹部どもの教師への生活補給策である。このやうなひとを馬鹿にした乞食的・慈善的糊塗策が教師をより卑屈にし、教育を阻害することはいふまでもない。心ある教師は父兄と協力して強制的寄附反對の闘争を各地にまきおこしてゐる。

このやうなさしせまつた事態に對して反動政府の文部官僚どもは完全に無爲無策である。かれらは「新教育指針」といふ天皇主義反動教育の民主主義偽裝教典を上からおしついたり、教師の團結權や罷業權を奪はうとして教員組合の正しい發展を抑壓したりする以外に術を知らないのだ。

われわれは日本の支配階級が從來どんなに教育といふ手段を重んじて、これを人民抑壓の武器として利用するため、努力してきたかといふことを忘れてはならない。明治維新以來勅令をもつて幾多の教育法規を制定し、天皇主義國體教育を制度化し、官僚的・中央集權的教育行政機構を網の目のやうに張りめぐらし、教育勅語を聖典として、人民奴隸化の封建的軍國主義教育を強制してきた。この第一線で働く教師たちが、文部省から與へられた軍國主義的・排外主義的教材を兒童青少年にウノミにさせ、ツメコムことを強制されてきたことはいふまでもない。その結果は敗戦によつて動物以下の悲惨な生活に陥れられながら、自己の生活の低さ、みぢめさを意識しない多くの人民は奴隸的、屈從的性格となつて民主主義革命の主體的障得となつてゐるのだ。國民のすべてを犯罪的侵略戦争にまきこみ、このやうな破局にまで人民をひきずりまわしてきたのはしい事實こそが、天皇主義教育の結果なのである。

だ。われわれは教育を人民の手に取戻して、人民大衆が自らの手により自らとその子供たちを教育しない限り、目前にさしせまつた衣食住の問題すら根本的には解決することができない。人民の平和と幸福を約束し、保證する民主主義日本建設へのみちは、何よりも先づ教育を人民の手に取戻すことである。

平和的手段によつて民主主義革命を完成し、さらに進んで社會主義革命への移行の可能性を見とほすわが黨は、人民大衆を解放に向つての正しい目標と手段とへ啓蒙し教育するために、教育の民主化人民による新しい教育建設のために勤勞者の先頭にたつて闘つてゐる。

二、教育の目的

わが黨は憲法草案において「すべての人民は教育をうけ技能を獲得する機會を保障される」と人民の教育を受ける權利を規定してゐる。それはすべての人民が階級・身分・職業・貧富・民族・性の差別なく、一切無料で初等中等の教育をうけ、國費による豊富な給費制度により才能と意志とに應じて高等の教育を受け得る機會を保障するものである。

破綻に頻した祖國再建に寄與すべき民主主義教育當面の任務は勤勞人民が基本的人權に目ざめて、自由な精神の持主になり、自主的、協同的に活動する人間となつて、人民解放のための實踐にむかふでかれらを政治的に教育することである。

ところが、吉田反動内閣の田中文相は地方長官會議や臨時議會で、教育權の政治的中立性、教育の政治よりの分離を聲明し、内閣に教育刷新委員會を設けてこれを制度化しようとしてゐる。かれは教育といふものは政治の推移とは無關係に、人間性・個性・人格を尊重する普遍妥當な古今東西を通じてかわることのない永遠の課題であり、政治的には中立すべきだといつてゐる。だが、政治的に影響

をうけない教育がかつてあつたであらうか。階級社會の教育はいづれも支配階級の教育で、實際に教育を動かしてゐるものは政治であり、田中内閣の天皇主義ブルジョア階級支配を偽裝民主主義により教育界の實現せんとする元兇である。このことは田中耕太郎個人の人格や思想をこえた文部大臣そのものの機能である。教育者が人民のための正しい政治的自覺をもつときのみ眞に人民のための正しい教育が行はれる。政治そのものが人民の幸福な生活を作りだすやうな明るい政治であるときには教育もまた人民の目をあけ、無知や迷信から人間を解放することができるのである。かくして教育もまた現在においては何よりも先づ勤勞國民が自己の社會的地位に目ざめ、政治の主體たることを自覺して民主人民政府を作るといふ政治的課題に從屬すべきものである。われわれはこのやうな民主主義社會建設のための政治的闘争からはなれて、抽象的な人間をつくりあげようとする一切の傾向とたゞかはねばならない。そこには教育者を政治的に無知にして教師を勤勞人民の職列からひきはなし、反動的現支配権力を維持せんとする政治的目的に教育を奉仕させようとするコンタンがあるからである。

われわれは人民共和政府によつてのみすべての人民が健康な肉體をもち協同生活をよるこぶ豊かな心情と科學的思考と産業や文化の専門的な知識技能を身につけた社會的生産の擔ひ手としての近代的な勤勞者に陶冶される眞に民主主義的な教育を建設することができると確信するものである。

三、新しい教育制度

さて、當面の教育民主化のために教育の機構をいかに改革したらよいか。

文部官僚は田中内相がしばしば言明した教育權の政治的中立を制度化するため内閣に教育刷新委員會を設けたのであるか。既成ブルジョア政黨支持者や政治的中立を標榜するかれらに民主日本建設の

ための人民教育の制度を作らうとする意圖のないことはもちろんこれを作り得る能力もない。

われわれは、米國教育使節團に示唆された、文部省の機能縮小と教育の地方分權化の方向については、教育における官僚的中央集權打破により教育を地方人民の手に歸せしめる意味において、必ずしも反對するものではないが、中央・地方の教育委員會を教育關係者のみによつて構成せんとすることは、教育への人民参加の見地から強く反對する。

すべて人民の教育参加は國會と地方議會をとほして實現すべきもので、各級教育委員會は中央地方の各級議會の議員の互選による委員と教師代表とによつて構成し、教育の民主化實現のため各教育行政機關を監視する役割を有するものである。さらに學校その他教育施設を人民によつて人民のために運営するためには、教師會議、父兄委員會・學生・生徒委員會等の自主的人民組織の代表により學校委員會を組織して、學校給食の實施・強制的寄附反對・反動教員の追放・教師の生活權擁護のための組合運動への協力等當面學校をめぐる教育問題の解決のために下からの學校委員會運動をおしすゝめねばならない。

最後に教育人事權をふりかざして特高警察的役割をつとめ、教師の言動を抑壓してきた視學制度を全廢すべきはいふまでもない。

四、義務教育

今議會通過の天皇主義改正憲法は人民に教育の義務を規定してゐるが、それは人民の教育をうける權利を保障したものでない。何となれば、教育に必要な經費は單に教師の飢餓賃金を保障したものにすぎず、人民が教育をうけるためには一切人民が負擔せねばならない。教育をうけるに充分な能力と意志をもちながらも、生活が貧しくて教育に要する經費の負擔に耐え得ないものは事實上就學する

ことができないからである。

ところが、わが黨の教育政策は完全に無料義務教育である。すなはち、満六歳から満十六歳になるまでの十ヶ年（初等學校六ヶ年中等學校四ヶ年）の一般的基礎教育は一切無料義務制とし、その費用は全額國庫負擔によつて人民の文化水準の向上をはからうとするものである。すべての人民の子弟は人種・階級・性の區別なく授業料はもちろん、教科書・學用品は一切無料で支給され、學校には辨當持參の必要もなく完全に晝食を支給されて就學することができる。したがつて十六歳未満の幼少年労働を禁止し、家計の貧しいものに對しては完全な生活を保障して就學を完うさせる。

なほ就學を効果あらしめるために、ことばを簡易にし、教育方法としても、上からのツメコミ教育を根本的に改めた綜合技術的科學的實踐的教育をなし、一教師の受持つ兒童數を減らし、教師の生活保障に萬全を期する。

五、職業教育

初等義務教育を卒へたものは各自の希望と能力に應じて各種の中等學校において一應基礎的な生産的職業教育をうけるのであるが、さらに各自の能力と希望に應じて高等職業學校（大學）において専門技術的職業教育をうけられる。家計の乏しきものも國家の豊富な獎學資金により就學を保障される。また、すでに職業に従事してゐる成人の補習または再教育を目的とする職業學校が多數設けられて性・年齢に制限なく働きながら學ぶことができる。これらの學校はいづれも夜間教授、通信教授の方法による。

各種の企業・機關・農村等の指導者、技術者をはじめとして、醫師・教師・科學者・運輸通信建築・關係者、政經・文化各部門の働き手が廣汎に養成され、あるひは補習教育をうけて新しい民主主義日

本の建設者として働くことになる。

職業教育は實習によつて専門的な生産技術教育を行ふものであるから、産業の近代化に應ずる工場や實習場を設け、また特定の經營・工場・農場・研究所等を指定し、教育實習の機關としてとくに理論と實際、生産労働と教育が結合できるやうに、また工場が教育的環境になるやうに細心の考慮が拂はれることはいふまでもない。

六、社會教育その他

労働組合や農民市民諸組織は勤勞人民の民主主義教育の學校である。勤勞者はかゝる自主的組織による生活權擁護向上の闘争をとほして奪はれた自主性をとり戻し、社會的政治的に自覺する。學校教育のほかに人民の文化的欲求をみたし、學校教育を補強するやうな社會教育施設があらゆる地域・職域にしかも青少年・婦人・成人のために、かれら自身により自主的に建設される。文化サークル・圖書館・博物館・クラブ等の各種多様な社會的文化施設が國家・公共團體・企業家の負擔によつてあらゆる職域・地域に擴充され、圖書・新聞・ラヂオ・映畫・幻燈等の文化財が豊富に供給される。

特に満三歳から就學までの幼児のためには國費によつて通年または季節的幼児教育施設を廣汎に設け、その中五―六歳の就學前一ヶ年は初等學校の豫備學校として初等學校との關聯において充分な基礎的生活教育が準義務制として實施される。これと並行して乳幼児のための保健指導施設を廣汎に設置してその健康管理を充分に行ふ。

また遺兒・孤兒・浮浪兒・不良兒等の要保護兒童や盲聾啞・肢體不自由兒・精神薄弱兒等の異常兒童のためには、從來のごとく私人の慈恵に任せることなく、國費により完全な擁護教育施設や職業教育施設を普及せんとする。

七、教師の社會的地位の向上

以上のごとく教育機構が勤勞人民のために廣汎に再編成され、眞に教育が充實されるためには、よい教師を多量に養成することが不可欠の要件となる。どんなに教育制度を合理化したとしても、肝腎の教師が飢餓と窮乏に呻吟し、人民のための教師としての教養を自ら身につけ得ない現状ではどうにもならない。

去る七月朝日新聞の輿論調査は教師の政治的自覺が家庭の主婦以下であることを報じてゐたが、こんな状態では人民教育の擔當者の資格はない。かれらは長年天皇主義反動教育の擔ひ手として、下級官僚の下に品位も自信もなく、卑屈な奴隸的境涯におかれた。しかも、かれらは勞働者や農民等の勞働階級を蔑視する指導者の偏見に捉はれてゐるのだ。かれらには經濟的に生活を保障して社會的文化的水準を向上させて正しい政治的見解を持たせねばならない。

當面教師が自主的教育勞働組合運動に参加して、一般勤勞者と提携して自らの生活權をまもり向上せしめることは、教師の民主的自己教育の最善のみちである。われわれは新しき教師の養成と教師の民主的再教育のため最大の努力をさしづけるであらう。

八、當面の教育民主化闘争

兒童を飢餓より救へ

學校給食の即時實施

教具・教育資材の増産と適正配給

戰災學校の即時復興

國定教科書の全廢——教材選擇の自由

教師を乞食にする強制寄附反對

反動的非民主的教師の追放

官僚的中央集權的天皇主義教育制度の廢止

生活費を基準として教師の生活を保障せよ

保護者會の民主化——父兄委員會へ

以上の當面する緊急な教育問題解決のために、

教育勞働組合運動への協力

學校委員會活動を起せ

中央地方に教育民主化協議會を組織せよ

教育を人民の手へ

第十五章 民主的地方政治、民主的選挙のための 選挙民心得

一、選挙とは何か——平和的階級闘争の白熱化

いまこゝに、民主的地方政治及び選挙のための選挙民心得といふのは、民主的政治のための根本的心構へること、日常實際政治活動上の具體的注意事項との両面がある。これらはすでに一通り本書に記述されてゐることだが、その内容をハッキリ総合的に擷んで實際的に運用することが必要なのだ。

根本的な心構とは、各人が民主的地方政治、民主的選挙の意義を十分に理解することなのだ。すなはち、選挙民自身の社会的立場、實際の力を自覚すること、自身の意志要望を明瞭にすること、相手の立場・やり口・魂膽を見破ることだ。

具體的注意事項とは、この根本的立場に立つて、實際政治活動をやるについて手落や失策のないやうに、できるだけ有効に活動し運営し得るやうに、實際の政治的仕組や諸手續を十分に呑み込むこと、一般に行はれてゐる政治に對する疑義や誤りに對する正しい理解、民主的自主的政治活動の運営に關する要點等である。

要するに、民主的政治の本質を理解し、具體的事實を見きほめ實際の活動に資することだ。先づ選挙民自身の立場と實力と意志要望の自覚の問題だ。これは直接自分の生活の問題だから、だ

れにもハッキリしてゐる筈だが、實際はなかなかさうはゆかぬ。これは自分の日常の生活が今の日本の社會の上にとのやうな地位を占めてゐるかといふことだ。労働者・農民・勤勞大衆は國民生活に必要な物品の生産や勤勞をしてゐながら、種々複雑な方法で資本家や地主や官僚たちに經濟的に搾られおさえられ、屈從させられてをり、國民の死活に關する生産の實行といふ重要な關節を握つてゐるといふことだ。この立場とこの實力とを自覺して、いろいろな形での支配階級からの搾取や抑壓や束縛を排除しようといふ意志と態度とをハッキリ表示すること、すなはちさうした要求をかゝげること、生産者として、また人間として當然な權利なのだ。要求を掲げてその實現のために絶えず努力すること、すなはち、その場、そのときの要求や行動のみでなく、常にそして恒常的組織をもつて、各要求を連ね、その實現のための基礎條件を獲得しようとして活動するところに政治活動が起る。この系統的・継続的要求が政策綱領だ。すなはち、大衆的な集團的な立場と力を自覺しての組織的な意思表示だ。このやうにして自分及び仲間や自分に近い味方の大衆の立場や力やその要求する意志をハッキリと自覺すると同時に、この要求を實現するために、これを妨害し反對する相手の敵の正體、敵の立場、その力や、魂膽や、やり口をハッキリと見破る必要がある。これは一口にいへば簡單なやうだが、實際は幾千年來手を替え品を替え、姿を變え、進歩的形態をとり、また巧みに轉進しながら、大衆を搾りつづけ、抑壓しつづけてきた支配階級の正體や、やり口は相當複雑老獪であり、これを看破し打ち負かし排除するにはかなりな努力と忍耐と研究とが要る。

二、選挙闘争に於ける敵の欺瞞

われわれの敵たる支配階級は地方政治機構、すなはち市町村役場・縣廳・地方事務所・市町村會・府縣會・警察機構等のほかに部落會・町内會、隣保組や農業會等の機構をも利用し、同業組合・商工

會等の諸團體をも足場に、學校や青年團等の機構にも喰ひ込んで自分の支配と搾取をつづけることに努力してゐる。また今迄の古い政黨幹部・地方名譽職・近邊での顔役として、地方の一般の利益に奉仕するかのとき姿で實は自己の階級の利益を護つてゐるのだ。あるひはまた地主として、資本家としての經濟力や身分的慣習の力で労働者・農民・勤勞大衆を屈從させてゐる。あるひはまた親族縁故關係や同郷關係や、親分子分の關係で自分の身近の者に若干の利益の分前をなめさせて、一般大衆を巧妙に搾りつづけてゐる。また一時的、あるひは局部的に大衆の利益になるやうな事業を行つて、ひとびとを瞞着しておいて、他の方面で、または大衆の全體から、やがて繼續して巧妙に利益を搾る等、なかなか老獪巧妙な方法を心得てゐるのだ。かういふ複雑な魂膽や老獪なやり口を看破して、打ち倒すことが民主政治の實現のためには必要だ。かれらのやり口は千變萬化だが、主要な方法は、打収懐柔、威嚇壓迫、談合背負投げ等だ。一時大衆の利益を護るやうに見せかけ信用させておいて、背負投げを喰はすことなどが普通だ。

敵はこのやうな立場、このやうな仕掛け、このやうなやり口でわれわれに對抗してゐる。そして、この敵の力の根元はどこにあるか。敵は今まで搾取して溜めた財力、今迄支配してきた社會上のいろいろな有利な地位や、身分や、慣習からも、支配勢力をもつてゐる。かうした力を現在實際にもつてゐることは事實だし、これを見落してはならない。しかし、これらの力の根元は支配階級自體の中にあるのではない。經濟的な力といひ、身分的な力といひ、それを成り立たせてゐるものは勤勞大衆の側からの屈從支持にある。大衆が自己の實力に目覺めて、自己の要求を對置し主張して、かれらへの支持を止めて、自分たちの利益を護る政治へと進めば、かれらは無力となるのだ。かれらは議會や政府や地方政治機構にかれらの手先を配置し、政治的權力を掌握して振り廻してゐるが、これは民衆を搾り上げ瞞着し抑壓して築き上げた力なのだ。

かういふ敵の正體ややり口に對して根氣強く大衆の立場に立つて戦つてゆくことが必要なのだ。このやうに味方と敵の立場と力と意思を明確に掴むことが根本的に必要な心構えだ。

つぎに必要な具體的注意事項は日常生活に關聯した不斷の政治活動に當つてのそれぞれ必要な法規や手續に關する知識や、また日常政治に關する種々な疑義、誤つた態度に對する注意、及び正しい政治活動の實際運営上の心得だ。

法規や手續の主なものに關しては本書の他の箇所述べてある。また細々とした末梢ははじめから知らなくても根本的にわれわれが自己の生活を護る權利の主張といふ正しい大局に立つて活動する以上、躊躇する必要はない。細々とした規定や手續は當面した時に必要に応じて知悉してゆくことができる。

主な疑義や起り易い誤りに對して注意を喚起しておく。

三、政治は社會關係、經濟關係の集中的表現だ

政治は日常生活だといふことを忘れてはならぬこと。往々にしてひとびとは選挙の時ばかりが政治のやうに考へてその時だけ熱中する。しかし、政治は平生われわれの階級と支配階級が日々たえず對抗し、競り合ひ格闘してゐるのだといふことを忘れてはならない。税金の査定でも町村の豫算討論でも、學校の經營や土木事業の計畫でも、配給物の振り當てにも、供出の割當にも、土地の取上問題や農業會の役員選挙や仕事振の批判にも、區長・町内會長・農地委員の選挙にも、その日常の仕事の監視運営にも、みな政治勢力の張合ひ、競合ひがある。これが階級闘争だ。政治が階級闘争の一面なら經濟もまた階級闘争の一面だ。政治は經濟の集中的現れだ。この日々引きつづいて行はれてゐる階級闘争上の攻防戦の態勢を決する主要な陣地戦が地方選挙なのだ。

次に多くの人々の間に、そして特に青年たちの間に政治といふものは厄介な俗悪な山師的な汚らしいものだとの感じをいだいてゐるものがある。それは特に既成政黨（進歩黨、自由黨等の前身）の政争が激烈で地方の生活が荒らされたやうなところのひとびとにこのやうな考へが多い。だが、本來政治その物が本質的に民衆の生活にとつて呪はしい、けしからぬものではないのだ。いままでの政治が悪いのだ。すなはち、資本家・地主・官僚・軍閥等が自己の支配を強化し、民衆の搾取と抑壓をつづけるためにあらゆる權謀術策を弄してきたのだ。欺瞞されてゐたのだ。そのために民衆の生活が踏み躪られ荒廢したのだ。このやうな政治は確かに悪い。だが、こんな政治を打ち出す本當に正しい民衆の側の大衆的・自主的政治活動は正に大いに良いことで實行しなければならぬ必要なことだ。階級闘争には勝たねばならぬのだ。支配階級の欺瞞に乗ぜられて階級闘争を放棄することは被支配、被搾取階級にとつては飢餓と死滅を意味し、侵略戦争にかりだされて鐵砲丸の犠牲となることを意味するのだ。

さらに青年や教育家等の間に政治は俗悪なことであるが、教育や修養のことは神聖な高尚なことだとの考へが残つてゐる。これもまた支配階級の欺瞞に乗ぜられてゐることにほかならない。これは支配階級どもが青年たちを政治に關與させないやうに、政治的權利を剝奪してゐた際の老獪な欺瞞教育の影響だ。青年は政治の如き俗事に關與せず、高尚な修養に専心すべきだ等のいひぐさこそは正に狡猾な民衆支配の政治的策略の現れだ。かういふ支配階級の詐欺欺瞞着を打破る民衆の正しい政治活動に青年や教育家は積極的に活動しなければならぬ。

このやうにいままでの支配階級の老獪な策謀や、黨利黨略のためにする權謀術策を盡しての政争によつて、民衆の生活が蹂躪されてきたため、民衆はいままでの政治に懲りたり愛想をつかして政治といふものに對して一般的に無關心となつてゐる傾向がある。そして、正しい政治に對しても熱意を示

さないで、現前の支配階級の悪い政治に對しても成りゆきに任せ、選挙においても棄權率が多いといふ現象を呈してゐる。この氣持は現在の悪政治に對する不信任から起りながら、悪政治の現状を看過黙認することとなり、現在の反動的支配階級の壽命を延ばすことに役立つ結果となつてゐる。大衆は政治に對する消極的不信任の氣分を、もつと積極的に現支配階級の反動的悪政治の徹底的批判へと轉換させねばならぬ。そのためには、大衆自身の側の自主的大衆的政治行動の展開運営が何よりも必要である。

四、眞の民主政治實現の道

自主的大衆政治行動の展開運営、そのためには大衆が現反動政府及び支配階級の反動的性質を理解し、またかれらの大衆に對する法外、理不盡な抑壓、搾取欺瞞の本質と具體的實情とを明白に知りつくし、かれらに對する階級的憎惡心を燃えさせ、また従つてかれらに對する闘争心を沸騰させなければならぬ。その時、はじめて大衆の政治的、經濟的闘争への積極性は自ら發揮されるのである。が、しかし、またそのためには眞の指導者が必要である。かれらの先頭にたつて頑強に闘ふ前衛が必要である。——すなはち、

かうした民主的大衆的政治行動の展開には、労働者・農民・勤勞者大衆の立場を最も明白に意識し大衆の實力・要求・志向を最も詳しく理解する共產黨員が中軸となり先頭に立ちつつ活動しなければならぬことは元よりだが、なほこゝに民主的大衆的・政治活動の實踐的運営に當つては次の如き諸點が注意されねばならぬ。

大衆の日常生活に立脚した具體的政治闘争が大衆の民主的自主的討議決定に従つて展開されねばならぬ。そして、かうした大衆的政治闘争の運営には大衆の自主的政治運動の母體が必要なのだが、そ

これは主として民主的に運営される労働組合・農民組合・農民委員会・村政刷新同盟・労働協議会・民主戦線聯盟等々である。これらの團體は民主的な會合で民主的に選んだ機關によつて闘争の要求事項や政策や實行方法を討議決定する。闘争の代表もかうして民主的に選ぶことだ。地方選挙の候補者とか、農業會理事や農地委員選挙、部落會、町内會長選挙、市町村長選挙のための候補者の決定もこれと同様に自主的政治闘争團體で民主的に討議して決定すべきものだ。そして、この候補を推して選挙闘争をやる以上はこれらの候補はこのやうにして決められた政策の實行を當然約束し、履行しなければならぬ。この政策を承認し實行を約束した候補者は當然その當選の上はこれを實行することを義務とする。闘争母體たる大衆團體はこの當選した代表がそれを必ず實行することを絶えず要求し、監視し、統制し、傍聴や議場外大衆集會によつてたえずこの代表を聲援することだ。このやうにして、選挙により民衆側がその代表により占據した政治的地歩は日常不斷の政治闘争上の一據點として最も有効に運営されねばならぬ。

五、民主戦線における社會黨・共產黨の地位

なほ、民主的、大衆的政治闘争の遂行のためには大衆の自主的政治運動の母體として民主的に運営される労働組合・農民組合・農民委員会・市民委員会・労働協議会・人民協議会・村政刷新同盟等がその中核となり、これに民主的な文化團體・婦人團體・青年團體等が協力し選挙共同闘争委員会を結成して民主候補を推薦し、これを選出し、支持しつつ、議會（中央及び地方の）内外において闘争を展開せねばならぬのであるが、この場合にこれら民主的人民團體と政黨との關係、及び政黨相互間の關係、すなはち主として共產黨と社會黨との關係はいかなるものでなければならぬか。

この場合、いづれの政黨の黨員が推薦、選出せられやうとも、その選挙にあたり、また日常闘争に

あたり、締結せる最低限共同綱領は少くとも忠實に實行され、遵守されなければならぬことはいふまでもないが、かくして選出せられた代議員のあらゆる行動は選挙民・とくに民主的民衆團體によつて監督され、また必要な場合には聲援され、デモ・ゼネスト等をもつて援助され、また場合によつてはかれらを召喚せねばならぬ。すなはち、共同綱領が無視され、その實行がサボられた場合には必ず召喚譴責されねばならぬ。だが、現在の選挙制度においては召喚権は安全に行使され得ない。すなはち召喚された場合には次點者が代議員に自動的に昇格されるからである。ゆゑに、この制度は根本的に改められねばならぬが、それが改正されるまでは所屬政黨が責任をもつてその代議員を監督せねばならぬばかりでなく、各政黨が相互に嚴重に監視、監督するやうにせねばならぬ。これによつて現在の選挙制度の缺陷は幾分でも克服し得て、民主政治の線に沿ひうるであらう。このことは社共兩黨が相互批判の自由を保有することが現在において特に必要であることを意味してゐるのであり、わが黨としてわが黨の「共同責任」完遂の立場より、社會黨の政策並びに同黨所屬代議員の行動を嚴重に監督、批判しなければならぬ。

第十六章 戦犯人を追放せよ

一 ポツダム宣言はこんな戦犯人の追放を命ずる

「日本國國民を欺瞞し、これをして世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の權力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」——われらの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に對しては嚴重なる處罰を加へらるべし——(ポツダム宣言より)。

戦争犯罪人はいまでも政界に隠然たる勢力を有し、日本の政治を操つてゐる。それはポツダム宣言と戦犯追放指令(一月四日附)にもかゝはらず、日本政府がいまだにその全面的履行を意識的にサボタージュしてゐるからである。去る衆議員選挙の結果をみよ。鳩山の追放が政府によつてもつと早く履行されてゐたなら、自由黨はあれ程の議席を獲得し得なかつたであらう。福井における補缺選挙に對して進歩黨が勝利してから薩摩雄次が辭職したのもその一例だ。その後何人かの追放該當者はでたとしても、それは政府の積極性を意味するものではなく、國民に騒がれて、はじめて、しぶしぶ追放または辭職を勧告してゐる状態なのである。われわれは身をもつて體驗した戦争の欺瞞性を想像するまでもなく、戦犯追及と日本の民主化の問題は表裏一體のものであり、戦犯追及が聯合軍に對する申譯や、單なる國際法上の問題としてではなく、國民の敵として、われわれ國民によつて徹底的に追及しなければならぬ問題であることを知らねばならぬ。

(一) 一月四日の追放指令

一月四日附日本政府に發した聯合軍最高司令部の指令は、追放さるべき戦犯の規定を明確に指示してゐるが、そのA項よりG項までの分類の概要を示せば次の如くである。

- (A) 東條をはじめ收容されたすべての戦争犯罪人
- (B) 陸海軍元帥をはじめとする陸海軍職業軍人、憲兵、特務機關、陸海軍省關係役人(勅任、勅任相當)
- (C) 秘密國粹團體の有力メンバー(創始者・役員・理事たりしもの、出版物の編輯者、自發的に巨額の寄附金を提供した者)

(D) 翼賛會、翼政、日政の幹部(縣市、支部の最高幹部にいたる、およびこれらの外郎團體有力メンバー)

(E) 日本の侵略政策に關係した經濟開發組織の役員(副總裁・重役・顧問にいたる)

(F) 占領地の司政長官(官職にありし日本人官吏)

(G) その他の軍國主義者及び過激國家主義者

- 一、軍國主義政權の反對者を攻撃し、あるひはこれの逮捕に盡力せるもの
- 二、軍國主義政權の反對者に對する暴力行爲を教唆し、あるひはこれを行つたもの
- 三、日本の侵略計畫において積極的かつ主要政治的役割を果せるもの、あるひは講演、著作、行動によつて自ら軍事的國家主義及び侵略の積極的な唱導者たることを示したるもの

2) 「望ましからぬ人物」とは——

この一月四日附指令「望ましからぬ人物の公職よりの罷免排除に關する指令」(一月五日全國新聞に掲載、右参照)にみる通り、A項よりF項にいたる追放該當者の適用範圍は明文化されてゐるが、G項においては右の如く必らずしもその通りではない。政府はこれについて三月十日緊急勅令をもつて次の如き適用範圍を指示してゐる。

一、昭和十二年七月七日より二十年九月二日の間に次の官職にあるもの
各國務大臣、内大臣、樞密院議長、内閣書記官長、法制局長官、情報局總裁、企畫院總裁、興亞院
總裁、副總裁、對滿事務局總裁（一十二年七月以前も含む） 檢事總長

二、同期間中、次の地位にあり、Gに該當すべき明瞭なる事實ありたるもの

(A) 官廳關係、内閣參議、内閣顧問、樞密院副議長、情報局（次長及び各部長）、企畫院（次長及び各部長）、興亞院（總務長官、各部長及び連絡部長官）對滿事務局（次長）各省次官、政務次官、參與官、總局長官及び各局長、獨・伊駐劄特命全權大使、各地方總監、警視總監及び各地方軍需監理部長官

(B) その他

(イ) 日本銀行總裁、副總裁、(ロ) 次の銀行・會社・營團その他法人の日本軍占領地域内支店または代理店支配人または代表者、E項該當以外の特殊銀行、内地に本店を有する普通銀行・信託會社・貯蓄銀行・保險會社その他金融機關・國策會社・營團・統制會社・政府特殊銀行または國策會社が最大の出資者たる會社、(ハ) 印度支那銀行または日佛銀行の日本人顧問代表者または執行職員、(ニ) 日本軍占領地域内各國政府の顧問（地方機關の顧問を含む）の地位にありF項該當者以外のもの。

〔備考〕 Gに該當する明瞭なる事例とは、たとへば、(A)、三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約その他の諸條約または佛印進駐、日米開戰等に重要な役割を演じたる事實、(B)、軍國主義反對者の彈壓に重要な役割を演じたる事實、(C)、日本軍占領地域内各國に對する經濟協定借款供與に重要な役割を演じたる事實、(D)、日本の軍事的活動に關し資金の融通又は物資生産上重要な役割を演じたる事實。

三、思想檢察または保護觀察、豫防拘禁もしくは行刑に關係ある官吏たる經驗を有するものにして在職中重大事件において演じたる役割または入籍蹂躪の事實、在職年限、在職當時の地位等に照しGに該當すべきもの。

四、特高の經歷を有する者にして在職中重大事件の檢舉において演じたる役割、在職年限、在職當時の地位等に照しGに該當すべきもの。

五、次の地位または職業にありたる者にしてGに該當すべき積極的な活動をなしたるもの(イ) 官吏—一から四を除く、(ロ) 貴衆兩院議員、文筆家及び藝術家(ハ) 新聞紙・雜誌その他の刊行物の出版業主・發行者または編輯人・事業家。

六、昭和十二年七月七日—二十年九月二日の間に、次の會社の會長・社長・副會長・副社長及び常任取締役の地位にありたるもの(航空機若は兵器の完成品の製造または鐵鋼の生産に當れる有力なる會社または國策會社)

七、G項該當以外の國家主義的團體(暴力主義的團體または秘密愛國團體)の代表者及び最高執行者。

八、翼賛議員選舉においていはゆる推薦をうけたるもの。

G項の審査判定の標準は以上の如くであつて、政府はこれを個人審査によつて判別することになつてゐる。

中央・地方を通じて「戦犯」といはれる者にはこのG項該當者が廣汎に含まれてゐるが、これらはいまだ政府の審査を受けないのである。われわれはこの反動的政治的影響を考へるときすみやかにこれを摘發するために、輿論を喚起し、確實な證據に基いて追及しなければならぬ。

(3) 解散すべき諸團體
次に同じく一月四日附「政黨その他諸團體廢止に關する指令」がある。これは一、占領軍に對する抵抗、二、日本侵略主義の支持、三、日本によるアジア支配の實現、四、排外運動の開始、五、日本の文化的鎖國、六、陸海軍軍人に對する差別的特權の賦與、七、暗殺その他のテロ行動による政府の威嚇または統御、以上の目的をもつた團體が禁止されたのであつて、言論報國會、東亞聯盟等二十七

團體が指令により解散になり、政府においても二月十日附(新聞は十一日掲載)をもつて百十九團體の解散を命じたが、戦時中時局に便乗して戦争宣傳をした右翼團體はこれだけではなく、それ以後に二團體を解散しただけで、こゝにも政府の怠慢がうかがへるのである。この指令は、解散を命ぜられた諸團體の會員を役員中を含む一切の團體を自動的に解散せしむる規定、及び陸海軍現役將校であつた者、ならびに秘密警察隊員を指導者とする團體、ならびに前記諸團體の元會員を四分の一以上含む諸團體も同様に禁止されることになつてをり、終戦後でき上つた團體が禁止されたのはこのためである。

しかし、ポツダム宣言の前記の主旨は單に公職よりの追放や團體の禁止だけではなく、これらの權力及び勢力の温存を永久に除去することを指示してゐる。われわれ國民は自分のある職場や部落や町内にあつて一切の民主化を妨害し、軍國主義的國家主義の宣傳をやつてゐる戦犯をよく知つてゐる。かれらは戦時中もいまも人民の權利を抑壓し、私腹を肥すことを考へてゐる。地方選挙がはじまつてゐるが、かれらがこのやうな機會をとらへ、陰に陽に自分たちの勢力を擴張しようと努力することは去る衆議員選挙が實證してゐる。われわれはかれらの不正の事實を證據としてかれらを摘發し、眞の民主日本を建設するためにかれらの行動を嚴重に監視する必要がある。

なほ、最後に特に注意して置きたいことは戦争犯罪人とは何かといふことである。

二 戦犯人の本質とその追放心得

戦争犯罪人とは今次ファツシヨ的侵略戦争を計畫し遂行したか、もしくはかうした侵略戦争の遂行を種々の側面から有力に援助したものを指すものであり、決して敗戦責任者ではないのである。敗戦責任者といふのは戦争に敗けたが故に相手國からその處罰を強要されるか、もしくは自國の人民から敗戦の重大な誤謬を犯したものととして處罰されるもの、主として軍事・政治の擔當者に限られるので

あるが、上述の如き意味での今次戦争に關聯した戦犯者は決してそんな少範圍なものではなく、侵略戦争であり、民主的平和、眞の平和破壊の戦争であるが故に、それを計畫・遂行・援助・協力等したもののすべてを含むものである。嚴密にいふなら、軍國主義教育にたづさはつた國民學校の先生から、町會・部落會の指導者までもすべて軍國主義者のうちに含みうるのである。だが、そこには自から指導力、影響力の程度がありまた指導の極端、非極端がある。また従來の天皇制盲信者・警察等も所詮は軍國主義者であり、帝國主義者の走狗である。それからまた職業軍人をその家族・親戚にもつてゐた農村の地主・富農・中農等は多くは軍國主義者であつた。また都市官僚・俸給生活者で職業軍人を家族もしくは親戚に有してゐる者も多くは軍國主義者であり、帝國主義者の走狗であつた。貴族・大官僚・大地主等の多くが陸海軍上級將校、指導者を出してゐることも周知の事實である。

これらの軍國主義者のうち、いかなる種類のものか、どの程度まで追放すれば、下からの平和愛好的な民主主義政治が實現するであらうか。それはもとより一概にいふことのできないものではあるが眞の民主主義政治の實現のためにはできるだけかうした従來の軍國主義者たちの政治・經濟・社會・文化の各領域における指導力、影響力を封するやうに努力しなければならぬ。「戦争犯罪者」や「好ましからぬ」人物やのすべてが公職から追放されてゐるわけではないし、またあらゆる方面の指導的地位から追放されてゐるわけではない。これらの人物の追放を勤勞民衆が自主的に遂行することによつて、はじめて眞の平和愛好的民主主義的社會、國家が建設されるのである。

第十七章 住宅難はいかに解決するか

一 住宅はどれくらゐの不足してゐるか

- (一) 現在の住宅不足数は次の通り。
 - イ、空襲のため全焼または全壊したもの 一三五萬戸
 - ロ、疎開家屋 約五五萬戸
 - ハ、昭和十五年以來の供給不振によるもの 一八五萬戸
 - ニ、復員、引揚、戦災、戦災死、産業再編等新情勢にもとづくもの 三〇萬戸
- 計 五〇五萬戸
- (二) しかし、これが全部ではなく、さらに次のようなものも考慮しなければならぬ。すなはち、右のほか一ヶ年に大略次のやうな不足が生ずる。
 - イ、災害(火災、水害その他の天災) 損耗 二萬戸
 - ロ、改築所用戸數 一六萬戸
 - ハ、人口増加に對する所要戸數 約二一萬戸
- 計 約五〇萬戸

(以上の計算は西山卯三氏算出のものを使用、但し、全然同じといふわけではない)。

11 住宅難を克服するには何年位かゝるか

この不足住宅を解消せしめるために十五年計畫または三十年計畫をたてると次のようになる。

- (一) 十五年計畫住宅建設所要數 五〇五・〇萬戸
- イ、住宅不足數 三五六・五萬戸
- ロ、損廢住宅の改築數 三〇・〇萬戸
- ハ、災害復舊戸數 一二三・八萬戸
- ニ、人口増加に對應する新規應要數 二〇〇・〇萬戸
- ホ、應急住宅改築所要數(備考) 一三一五・三萬戸
- 計 一〇一・二萬戸
- 一年當平均(最初の二年を準備期間とし一三ヶ年にて建設)
- (二) 三十年計畫住宅建設所要數 五〇五・〇萬戸
- イ、住宅不足數 七九二・一萬戸
- ロ、損廢住宅の改築數 六〇・〇萬戸
- ハ、災害復舊戸數 七七六・九萬戸
- ニ、人口増加に對應する新規所要數 二五〇・〇萬戸
- ホ、應急住宅改築所要數 一三八四・〇萬戸
- 計 八五・一四萬戸
- 一年當平均(最初の二年を準備期間とし二八ヶ年にて建設)

(備考) 西山卯三氏によれば、現在計畫されてゐる程度の應急住宅では、まづその耐用年限は七年程度にすぎ

ない（住宅營團が今までに作った應急住宅についてみると、材料がソマツで一年にもならぬのに柱や床がくさつてポロポロになつてくる。それにろくにチナラシもせず建てたので、家がかたむいてくるといふ状態である。——人民新聞八・一五）従つて、このような應急住宅は國家經濟の上では極めて不經濟なものである。なほ、右計算はすべて同氏のもの。

右の計算によれば、十五ヶ年計畫では毎年一〇一・二萬戸、三十ヶ年計畫では八五・一四萬戸を建築しなければならぬ。（こゝで注意すべきことは、計畫年度が延長されても、一年當り建設量は大きく減少しないといふことである。これは計畫年度の延長にもなつて損廢住宅が多くなるからである。また、これに附隨して次のことを忘れてはならない。すなはち、住宅の復興が遅れ、住宅難克服措置がサボられることは換言すれば、新住宅ができないのに、刻々損廢住宅災害住宅で既存の住宅數が減少すると共に一方人口は増加するので住宅難はますます（現在よりも）深刻になつてゆくであらう。

三 政府の住宅對策とその實際

政府（復興院）の昭和二十一年度住宅供給計畫

（一）建設計畫

小住宅（一二坪、三室）建築豫定 一〇・〇萬戸
既存建物（舊軍用・焼ビル等）轉用 二・四萬戸
個人または住宅會社の建設豫定 一二・六萬戸
鐵筋コンクリート共同住宅 〇・一萬戸
計（共同住宅は一棟五〇戸分と換算） 三〇・〇萬戸

（二）住宅使用による收容世帯數

東京 〇・四萬世帯
その他 〇・八萬世帯
計 一・二萬世帯
以上合計 三一・二萬世帯

この計畫が完了し、そして毎年続けられるとしても、現在の不足戸數五〇五萬戸を満たすには十六年以上を要する。しかし、その間には、損廢・災害・人口増加等があるから、これに因る住宅補足を考慮すると、五〇年近くかかる。しかも、この數字の中で、眞に住宅建設といへるものは、應急住宅一〇萬戸と共同住宅一千戸（約五萬世帯分）にすぎず、十二萬六千戸は資本家その他（この點は後に述べる）のヤミ建築に期待してゐるといふ有様である。したがつてこの計畫では住宅難の解決は餘程遠い將來のことと見當もつかぬ。

では、この計畫は現在までのところ、どのやうに遂行されてゐるか。
戦後一ヶ年（本年八月一五日まで）に建設された住宅は大略次のやうに推測されてゐる。
（毎日新聞、八月・一五日）

住宅營團・公共團體等によるもの	三・二〇萬戸	一一・二%
兵舎、工場等の轉用によるもの	一一・二〇萬戸	四〇%
個人または建築會社によるもの	一二・四九萬戸	四九%
計	二七・八九萬戸	一〇〇%

この數（計）は戦災と疎開住宅の約一割、全不足數の五%にすぎない。しかもこの中の政府計畫住

宅はきはめて徴々たるものである。その上、この数字は終戦以來一年のものであるから昭和廿一年度の政府計畫が完了されてある場合もおして知るべきである。この進捗率は、主要都市についてみると次の通りである。(ニッポン・タイムス、八・一六)

主要都市住宅復興率

青森	二四%	徳島	六六%
仙臺	二一%	高知	六六%
日立	六六%	福岡	一八%
宇宮	三一%	門司	九六%
前橋	四五%	八幡橋	〇・六
千葉	一四%	長崎	一〇・六
東京	三四%	佐世	一〇・六
横濱	九三%	熊本	一六
川崎	六九%	鹿島	一八
甲府	二九%	廣島	一〇
		岡山	二二
		和歌山	一一
		神戶	一一
		大阪	三三
		名古屋	五五
		濱松	二二
		静岡	二四
		岐阜	四八
		岐阜	二四
		徳島	六六

これで見ると、大都市や戦災のひどかつたところの復興は著るしくおこなれてゐることがわかる。純粹の建築は、この一ケ年で民間のものが約五割、政府計畫のものが約一割にすぎないことを見たが、新聞(毎日八・二五)の観測では建設の約七割が閣下建築であり、しかも民間建築の大部分は店舗や併用住宅(つまり、中小商工業者用)である。換言すれば、これらの住宅の大部分は戦争成金、敗戦成金、ヤミ商人等々のものであり、労働者、勤労者、農民(戦災者、引揚者、軍人遺家族、失業者等々)のものではない。(ちなみに、戦前六大都市の住宅は約八割が貸家であつた)

しかも、ほんの僅かばかり申請的に建設されつゝある政府の計畫住宅はどうか? 次に具體的な例を示さう。朝日新聞(八・二二)によれば、東京青山の住宅(復興院計畫、住宅營團建設、昭和二年四月完成、居住者の九割は戦災者、十割は引揚者)の居住者五百世帯約千五百人は住宅營團と復興院を相手に闘争を開始した。その事情はさうである。この住宅といふのは九棟の長屋であるが、「ガラスの窓さへなく、野ざらし同様、僅かに暗い電燈が灯る程度」にすぎないにもかゝらず、タタミ一枚の廣さにつき月八圓の家賃(一月五〇圓から百圓、百五〇圓)を強要されてゐるのである。居住者の抗議に對する當局の説明によつて、この建築費は閣下建築と同様の經費(この經費といふのは次のようになる。すなはち復興院より、資材の割當がありその材料費に人件費「人件費については後述」および營團自體の經費「約二割」が加へられ、それに業者の下請金(プラスされる)を要し、しかもその全經費を居住者に負擔させてゐることがわかつた。これを要するに、政府は、戦争の最大犠牲者たる人民の生活を護る意表が全然ないといふだけでなく、敗戦に乘ずる不當利得者の不當利得を護るために、事實上収入も預金もない引揚者、戦災者の骨までしゃぶらうとしてゐるのである。

ついでに、政府の住宅政策實施機關たる住宅營團といふものはどんなものかといふことを東京都住宅營團についてみると、その豫算は年一億圓だがその七割五分(七千五百萬圓)は人件費(頭株は殆んど役人の古手である)に使ひかんじんの住宅建設費にはたつた二千五百萬圓しか使つてゐないといふ横着さである。

同様の事實は地方でも行はれてをり「一支所に三百名以上の職員がをり廢品回收所と呼ばれてゐる業者にやらせたら恐らく、彼らの十分の二の人員で、しかも彼らの五倍の成績をあげるだらう」(日・八・二四建設ラッシュ)

このようにみると、現在の反動政府には人民の住宅など建設する氣がまるでないことがわかる。

政府は、このようなハラがみすかされると狼狽して、大衆を欺瞞するために、大邸宅を開放するよ
うな身振りを示した。「住宅使用令」がそれである。住宅使用令の適用される範囲は四二疊八室以上
の大きさの家であり、しかもその現住者が部屋数から二を減じた數に満たぬものといふことになつて
ゐる。この計算の規準は、一人が一室づゝ使用しその上に家族共用として二室を残そうといふ餘裕ぶ
りで、つまり出来るだけ大邸宅の開放をサボらうとするものであり、資本家地主の生活を従前通りの
水準に保たすといふコンタンをもつことを示してゐる。

しかも、この法令の内容をみると、これら大邸宅の所有者は一方的に居住者を選択できるし、また
勝手な注文を出すことができるし、また表面だけ親戚の者を入れたり團體の事務所にかしたりしてゴ
チ化することもできる。それに、官僚は「都民の家庭生活を尊重し、生活程度のあまり違ふものを一軒
の家に住ますことを考慮して」「貸附命令を出す場合は慎重を期してをり」「昭和廿一年六月一日緊急
勅令によつて實施されて以來三ヶ月もたつ」「現在實際の貸附は一件もない」(毎日八・二二)といふま
どに申分ない状態である。

要するに、住宅使用令の適用範囲はきはめて狭い上に、勤勞者大衆には「使用」させなことをも
くろんでゐることがわかる。

一方幸ひに焼失を免れた借家や借間に住んでゐる者に對しては、右のやうな應急住宅家賃(これは
政府公認)に準じこんな大小屋同然の家すらこんなに高いのだから、普通の住宅が高いのは當然だと
ばかり家賃の大幅値上を家主から迫られ、應じなければ明渡せと脅迫され、または、買取れと法外な
値段を吹かけられてゐる。

かくして、およそ全國で十萬世帯(人數にすると數一〇萬人)が、まだ戰爭中のまゝの壕舎に野ざ
らしになつてゐるが(従つて、戰災者引揚者でただ雨露をしのぐだけの暮しをしてゐる人の數は何百萬人か
あらない)これらの大衆は何時になつたら人間らしい家に入ることが出来るかわからないのである。

(ニッポンタイムス、八・一六)

四 政府の住宅對策に關する基本的態度

以上を要約すると結論として三つのことがいへる。

- すなはち、(一)一口に戰災者、罹災者といつても、天皇をはじめ資本家地主には住宅難はない。
- (二)従つて、資本家地主の代辯者たる反動政府は人民大衆の切實な住宅難を解決する氣持をまるで
もつてゐない。
- (三)それどころか、長期にわたる侵略戰爭によつて最後の血の一滴までも搾りとつ
た人民大衆の住宅難打開といふことを口實にして、資本家地主官僚のふところを温めることに専心す
るといふ無慈悲な強慾ぶりを發揮してゐる。

五 民主主義國家の住宅復興對策はどうか

アメリカの新聞記者エドガー・スノウ氏(彼は共產黨員ではない)の報告(『ソヴェート勢力の型態』に
よると、「ソヴェートの農民たちは必要なだけの木材を國有林から切出すことを許され、輸送にも援
助をうけた。』

「住宅を建設するものは勞力と材料と家具の資金として政府から無利子で一萬ルーブル(この金は日本
の圓にして約二〇萬圓)を借りる權利が與へられた。』

「新しい技術によれば十五人で一ヶ月あれば一軒の家(廣さは五―六間)が建てられたのである。』

「少し遅れなかつたら一年半か二年で各人に一軒の家を與へることが出来る筈だ」と或る委員は語つ
たと云ふ。

わが國の反動政府は唯一の口實として材料がないといふが、スノウ氏もツヴェートの役人から「我々には道具も釘もガラスも輸送手段もなかつた。」「我々にはあらゆる種類の製品材料が不足してゐる。」ときかされてゐる。だが、ツヴェートの役人がわが國の官僚たちと異なるところは、彼が「わが人民は家を求め叫んでゐるのだ。」といふことを痛切に感じ、その要求を口先だけでなく、實際にとりあげ實現させるために無から有を作るような努力を重ねてゐるところにある。

この相違はどこから生れるか？ それは我國の官僚は資本家地主の政府に奉仕するものであるにひきかへ、ツヴェートの役人は人民政府の民主的な役人であるからである。しかし、われわれはいたづらに外國を羨しがる必要はない。われわれもまた人民の民主的政府を持つことができる。ポツダム宣言によつて日本人は日本人の欲する政府をもつことができる。

六 われ／＼の住宅復興対策

従來、わが國の資本家地主政府は「わが國の民衆が許さぬ」とか「わが國の經濟力が許さぬ」とかいつて、大小屋同様の住宅に人民をおしこめて自分たちは人民を搾取したもので、あらゆるぜいたくをしてきた。しかし、われわれはもうこんな不合理に甘んずる必要はない。われわれは前よりも堅牢で美しくて便利な住みよい住宅に入らねばならない。前のような住宅に入つてゐたのでは體を丈夫にすることもできないし、智識を磨くこともできない。つまり平和な文化國家日本を建設することはできないし、ひいては世界の文化國家の仲間入りすることも絶対にできない。そこで、このような住宅を前提として、さしあたり次のことを要求する。

(一) 土地が投機、患惑の對象となることを完封するために、土地賣買による値上り部分に對し思ひきつた果進的高率課税をする。

(二) 未利用野、災宅地の強制買上(買上價格は登記價格を基準とし、五年無利子、五〇年平均等償還)。家屋を建築するものに對しても、一定面積を限り、殘餘を強制買上。

(三) 商店、興行物、料理店等非生産的建築の禁止。

(四) 國有および一定限度以上の個人所有(皇室(註)所有をふくむ)材木の無償供給。

その他建築資材および家具は民主的復興監理委員會によつて計畫的生産、輸入、配給をなす。

註— かりに一戸一〇坪の家を二百萬戸建てるとして、
 四千萬石の原木を必要とするが、民有林は戦時中の濫伐でそれを供給する能力はないから、ほとんど手をふれられなかつたあの廣大な御料林の計畫的な伐採、製材による以外には供給を確保する途はない。(アカハタ、五五號)

(五) 國營または公營住宅の擴充と促進

(六) 皇室、貴族、大地主、資本家、寺院、學校、料理屋、宿屋築用地家屋は一定限度を限つて強制買上。

(七) 以上の事業を強力かつ急速に遂行するために、民主主義的復興委員會を中央と地方に設け、一定の権限を附與する。住宅營團は解散して、この委員會の下に實施機關を設置する。(しかし、人民の政府の下にでなければ、かりにこの委員會ができて充分働くことはできない。)

都道府縣別空襲被害住宅數(内務省發表)

	全焼棟	半焼棟	計
北海道	二、〇二〇	七五〇	二、七七〇
東京	八五一、一六六	八、二二七	八五九、三八三
京都	二〇三	二六〇	四六三

靜山 滋岐 長宮 福岡 廣山 和山 德香 愛高 福大 佐熊 鹿宮
 歌
 關梨 賀阜 野城 島山 島山 山口 島川 知緩 岡分 賀本 崎島
 計兒

七、四六八	八、二九〇	一五、七五八
一、八五八	二〇三	二、〇六〇
二、三九六	三三	五五
七二	一、五八一	三、九七七
一、五〇九	一一一	三〇
二五、七八一	四一八	四、九二七
九五、五三七	五三八	二六、三一九
一九、四四九	六、九五二	一〇二、四八九
二九、六五〇	一、八二一	二一、二七〇
一八、二四二	一、二二四	三〇、八七四
一八、八九二	四九二	一八、七三四
一四、五三六	三三二	一九、二一四
一三、二七〇	七六五	一五、三〇一
四八、三二一	五七九	一三、八四九
三、三四〇	一、〇三〇	四九、三五一
四五〇	二、二七九	四、六一九
一四、一二六	三三〇	四八〇
三、九九四	一三四	一四、四五六
三六、〇九四	一、五四九	四、一二八
二、三三三、三八八	一一〇、九二八	三七、六四三
		二、四四四、三一六

大 神 兵 長 新 崎 群 千 茨 祈 奈 三 岩 青 山 秋 福 石 富 島 島 愛
 阪 川 庫 崎 渴 玉 馬 葉 城 木 良 重 手 森 形 田 井 川 山 取 根 知

三二八、七〇二	一一、三一〇	三四〇、〇一二
一四四、九二八	一、七八二	一四六、七一〇
一六〇、三五八	一〇、五一一	一七〇、八六九
三三、三六〇	二五、二〇〇	五八、五六〇
一一、三三六	八八八	一二、二二四
五、五九八	三四六	五、九四四
一四、八二六	六六八	一五、四九四
二一、一〇三	七八六	二一、八八九
二二、三六四	二、一三一	二五、四九五
一一、三五八	二四八	一一、六〇六
一〇〇	四〇	一四〇
二六、二三六	二、〇八四	二八、三二〇
四、三三七	一三四	四、四七一
一五、一〇三	三五〇	一五、四五三
九四	八七	一八一
二七、三五二	四八〇	二七、八三二
二二、七九六	三七九	二二、一七五
三一	二五	五六
一一	四六	五八
一六八、一八〇	一五、一五四	一八三、三三四

第十八章 半封建的家族制度の意味

一 半封建的家族制度の特徴

日本の半封建的家族制度の特徴は家父長権が絶對的に強かつたこと、家督相續制度であつた。家父長権の中には日本獨特の戸主権が含まれてゐる。戸主は家族の居所を指定したり入籍や去家に同意権をもつてゐたり、つまり家族全體の組立を統かつする権利と、家族の生活を監督する権利をもつてゐた、親権もまた強大で、子に對する懲戒権や未成年の子を就業せしめる権利をもつてゐた。この親権と戸主権が合體して家父長権となつており、妻や子はそれに服さなければならなかつた。

なぜ家長がこのやうに家族の組立てを統かつしたり、家族の生活を監督する強大な権利をもつてゐたかといへば、自家勞働力によつて耕作しなければならぬ農家を維持しておくためでもあつたし、徒弟や丁稚を使つて經營してゐる封建的な工業や商業の形をそのまま維持しておくためでもあつた。家族たちが勝手に家を離れたり、自由に他所へ移るやうでは、日本の農家の經營や、中小の商工業は成りたつてゆかなかつた。その上親方・子方の關係や、親分・子分の關係が土建業や鑛山や漁業に行はれてをり、そのやうな封建的な雇傭關係を利用して日本の農業や工業が發展維持されてゐたのであつたからその支柱をなす家父長権とその他の家族との支配服從の關係を崩すことはできなかつたのだ。政治的にも、天皇といふ家長がゐて、どんなに愚かでも無道でも、絶對に服從しなければならぬといふ關係を維持してをかねばならなかつた。軍隊内における上官の命令には絶對服從、學校におい

ては先生の命令に絶對服從、職場においても同様の關係を維持してをく必要があつた。それで、國家は家庭と同じだ。軍隊も、職場も一家のやうなものだと強調され、命令と服從の關係を維持し、下から盛り上げる力や、反抗を抑へつけてきた。そのためには家族内の家父長権とそれに對する服從の關係が崩れてしまふと、根據が無くなつてしまふから、絶對に崩れないやうに、それを維持してきたのである。

その家父長権の物的な基礎となるのは、家督相續制である。家督が財産を無條件に獨占的に嗣ぐ制度は日本の土地制度を崩さないためであつた。均分相續を實行すると土地が分散してしまふので、零細な土地持ちの耕作農民が土地を失つて離散するのである。我が國の資本主義は零細な耕作農民をできるだけ維持して、その貧しい家計を補ふための勞働を利用して發達したのである。紡績業や製糸業の無数の女工、半プロレタリア（農民の兼業）出稼ぎ、副業（殊に養蠶）等が日本資本主義の發達の土臺となつたのだ。資本家は、このやうな勞働力をできるだけ安い賃銀で働かせ、製品を安く製造して、海外市場に投げ賣りしてゐたのである。

失業者が生れると、家族が互に助け養ひ合ふのは日本の美風だと云つて、皆家族に責任をもたせ、失業保険も何もつくらなかつた。農民やプロレタリアの家族は、勞働者を生み出した上に、失業者の匍匐までも引き受けてゐたのである。

一番下積みになつてゐたのは婦人で、法律上の能力もなく親権もなく、財産上の権利も何もなかつた。財産を分けて貰ふこともできず、夫の貞操はてんで守られないのに、妻の不貞は悉く姦通罪で罰せられた。このやうにして女は無やみにこき使はれ、日本の乏しい家庭生活や、農耕を維持するため

に身をすり減らしてきたのである。このやうにして、天皇や、貴族や、資本家や、地主は、日本の封建的な家族制度を利用して、肥え

太り、安樂な生活を續けてきた。こんな家族制度は早く無くならなければ、ますます利用されるだけである。プロレタリア、農民、俸給生活者は、このやうな家族制度から、なんの恩恵もうけてはゐない。かへつて、不自由な制限の中に閉ぢこめられて、苦しい思ひをしなければならなかつた。

二 われ／＼の要求する家族制度

そこで、我々の要求してゐる家族制度は、次のやうなものだ。

(一) 家父長権を無くすること。
戸主権の廢止、親権の制限であつて、家族は居住や、職業選擇や、婚姻、離婚の自由をえなければならぬ。

(二) 家督相續を廢止すること。
死者の妻にも、子にも(男女、長幼を問はず)平等に財産が分けられなければならぬ。但し土地をもつてゐる零細な農民の場合には、土地が分散してしまはぬやうに、共同耕作を實施することが必要である。

(三) 婚姻や離婚も自由になり、庶子、私生子等も平等にならなければならぬ。

(四) 夫婦、親子の間は、獨立・平等の個人として、互に同等の權利義務をもたなければならぬ。けれども、右のやうに決めたとして、經濟的に男女が獨立し、自由平等にならなければならぬし、農村の共同耕作、機械化等が完成して、生産物が豊富になり、労働が少なくて済み、家庭内の労働も少なくて済むやうに家庭生活が合理的になり、男女も平等に教育をうけ、同じ能力のある場合には同等の報酬をうけるやうにならなければ、本當に家族制度が民主化しないし、男女が平等にはならぬ。

身寄りのない老人、寡婦、孤兒を保護する施設、忙しい主婦を助けるための託兒所、母子ホーム、産院等の施設、失業した時の保險、病氣をしたとき心配なしに治療をうける診療施設等が備はらなければ、ほんとうに男女ともに解放されない。この種の施設がないのに、法律上だけで男女平等や自由が定められると、かへつてますます紛争は多くなるし、弱いものは虐げられるし、貧乏人はますます困つてしまふ。

それから、法律の上でも、もつと詳細な規定が必要だ。例へば離婚後の妻や子を保護する規定、強制的な婚姻は解消しうる規定、私生子を生んだ時、父親がその子を扶養する規定等である。これ等の規定が無いと、まだ／＼女は弱いものだから、とんでもない不利に陥ることがある。

けれども、妾を圍つたり、藝者遊びをしたりしてゐる金持や、地主が政治をあやつつてをり、財産をたくさんもつてゐる金持や地主の代辯者が議會にゐたりするのは、仲々、われわれの思ふやうな法律はつくれない。彼等にとつては、今の法律や家族制度が一番便利なのだから、できる限り、そのまま維持しようとする。今度發表された民法改正要綱案にも、いろいろとゴマカシが含まれてゐるしまた議會に上程されたり委員會にかけられたりするうちに、決してよくはならないで、改悪される危険がある。それだから、早くわれわれ人民の代表を國會にも、地方議會にも送ることが必要だし、最後には、できるだけ早く民主人民政府をつくつて、われわれに一番適して、便利な家族制度をうちたて、また家族についての法律をつくるやうにしなければならぬ。

附録 労働関係調整法について

一 團結權、罷業權の危機

労働者階級にとつて團結權、罷業權といふものは何ものにも代へ難く大切なものである。労働者が個人々々で資本家と雇傭契約を結ぶなら、劣悪な労働条件を拒否する力もなくいふがまゝになる他はないが、もし團結して當るとすれば相當の力になり、労働力の價值通りの支拂ひを受けることも可能となるのである。それゆえ、労働者階級はいづれの國たるを問はず、團結して組合を結成し、ストライキによつて資本と戦ひ、労働条件の改善と生活の擁護向上を獲得してきたのであつて、その間團結權・罷業權も血みどろの闘争の結果として確立しえたのである。

労働者にとつてこのやうに大切な團結權と罷業權は日本においては事實上ほとんど認められてゐなかつたといつてよい。治安警察法や暴力行爲等處罰に關する法律や、警察犯處罰令・行政執行法、刑法、治安維持法等は直接に労働争議を取締り、強壓を加へ、労働組合法によつて労働組合そのものを認めることは全くなかつたのである。われわれは多くの階級的組合や革命的労働者がこれらの悪法のため解散、投獄せられたことを知つてゐる。それゆえ争議はまさに血みどろの闘争であり、残存する組合はボスの牛耳る右翼的協同的組合にすぎず、日本の労働条件が植民地的水準にとどまらざるをえなかつたことの原因の一つはまさにここにあつたのである。

しかるに日本軍國主義の敗戦はこれに一轉機を與へた。聯合軍は日本における民主主義的傾向の助

長を指令し労働組合の活動の自由を與へてくれた。日本の民主主義を偽裝せる天皇制政府はいや／＼ながら労働組合法を作り、われわれとしては未だ不法なる點は多いが一應團結と、罷業權利を保證するやうになつたのである。その後はこの民主主義的自由の下に廣汎な労働者の團結が行なはれ、今やすでに全労働者の約半ばが組織化せられてゐるばかりでなく、團結の力により労働条件の飛躍的改善をも獲得した。しかもブルジョア民主主義革命の主體的勢力として、ポツダム宣言の線にそひ、その完遂のために勇敢に戦ひつゝあるのである。

しかるにブルジョア民主主義革命をサボリ自己の封建的特權を維持しようとしてゐる財閥・地主・天皇の政府は、人民の革命化におそれをなし、今や反動的攻勢に轉じてきたのである。二月の四相聲明、六月の社會秩序維持聲明、生産管理反對、デモ取締労働争議に對する取締開始（ヨミウリ争議）不敬罪適用（例のプラカード事件）また板橋事件等々はこの傾向の現はれであり、革命的勢力に對する保守反動の必死の攻撃である。労働争議の禁止ならびに制限を含む労働關係調整法もこれら一連の傾向の一つの現はれにしかすぎない。

二 労働關係調整法は争議調停法の燒直し

労働關係調整法といふのは以前からある労働争議調停法のやき直しである。その主要なる内容を述べると大體次のやうなものである。

この法律の目的はなにより「労働争議の豫防と産業平和の維持」（第一條）であつて、ストライキの禁止と制限を主たる内容としてゐる。まづ争議が発生した場合に届出をしなければならぬ。（第九條）次ぎに、労働争議が発生し、双方かまたは一方が申請したとき、あるひは職權に基いて必要ありとした場合は、労働委員會は調停員を指名して争議解決の斡旋に努める。（第十二條）また労働委

員會は調停をなすのであつて、それは（イ）關係當事者双方からの申請（ロ）労働協約に基いて關係當事者の一方からの申請（ハ）公益事業で關係當事者一方から申請され、労働委員が調停をなす必要があるとき（ニ）公益事業に關する事件で労働委員會が必要ありと決議したとき（ホ）公益事業または公衆に著るしい障害をおよぼす事件につき行政官廳が調停の申請をしたとき等である。（第十八條）このやうに調停にかけられる場合は多いが、事實は主として公益事業の調停を目標としてゐる。この調停委員會は使用者・労働者代表と第三者より選ばれるが、そうでない場合もある。この調停委員會は調停案を作成し、これを關係當事者に示し、その受諾を勧告する。（第二十六條）しかしこの勧告は労働者に對しはば暗黙の強制であることはいふまでもない。

しかし仲裁は調停以上の力をもつ。これは關係當事者双方から、または労働協約に基いて仲裁の申請をしなければならぬといふ規定のある場合に限られる。（第三十條）この場合、労働委員會はそれが仲裁に當るが、その決定は労働協約と同一の效力をもつといふのである。（第三十四條）しかし本法の最大の目標は争議行為の制限と禁止である。官吏は争議行為をすることは全面的に禁止される（第三十七條）また公益事業に従事するものは、調停の申請をした日または調停が開始された日から三十日間は争議行為は禁止されるのである。（第三十六條）この公益事業といふのは次のものであつて、相當廣範圍にわたる。すなはち運輸・郵便・電信・電話・水道・電氣・ガス供給・醫療または公衆衛生の事業、それに、主務大臣（今は厚生大臣）はこのほか中央労働委員會の決議により、その仕事の停止・廢止が「國家經濟を著るしく阻害し、または公衆の日常生活に著るしい支障を興へる事業を一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる」（第八條）しかし、この場合の労働委員會の決議は勞資代表それぞれの半數以上が同意しなければならぬことになつてゐる。

この但し書きがあるにしても、當面、石炭・鐵鋼等は公益事業として指定せられる可能性は大いに濃厚である。なんとすれば中央労働委員會中には松岡氏のごとき労働法絶對支持者があるからである。

三 官吏、公益事業従事員は罷業させぬ

右のやうな内容をもつ労働法は官吏ならびに公益事業に従事するものの罷業を禁止せんとするものである。罷業権といふものは労働者階級にとつてのいはゞ切り札である。労働者は決して罷業をもて遊ぶものではなく、どうにもならなくなつて初めてそれを決行するものである。しかるにこれが禁止されたときは一體どうなるであらうか。ある人はいふ、公益事業の争議は禁止ではなく一定の制限であつて、三十日を経過した場合はいくらやつてもよろしいと。だが大衆的行動には潮時がある。しかも争議は一種の戰闘行為であつて時が重要である。もし一ヶ月間それを決行しえないといふことであれば、資本の側はその間充分の準備をなし、ストライキの對策をこうじ、よし、それが行なはれた場合にもいさゝかも痛痒を感じないといふことになる。これでは罷業権の全面的な否定と實質上ほとんど變りはないのである。罷業権を奪はれたものは相手方との交渉に當つても切り札なしで立ち向ふこととなり、團結の威力は決定的に削滅せられ、労働條件の改善も生活の維持もほとんど不可能となる。いひかへれば、資本家乃至國家のいふがまゝのものを受け入れざるをえぬ結果となる。しかし劣悪なる労働條件はこの部門では動かし難いといふばかりでなく、日本の全労働者の相當部分を占める部門の労働條件がこのやうに劣悪なるまゝに釘付けとなるならば、すべての労働者に影響をおよぼし、全面的な改善は不可能となる。この意味においてもこの労働法の争議禁止は單に官吏と公益事業關係者のみの關心事ではなく、日本の全労働者階級の生活に重大な關係をもつてゐるのである。反動的論者はいふ。各國共この程度の争議の制限は實施してゐるから、當然のことだ、と。しかし

そうだからといつて、これが労働者の基本的権利を制限し、削減する立法であることを否定できないし、そのやうな立法の存在自體がその國の民主主義化がまだ不徹底であることを示してゐる。しかし現在の日本においてかゝる方針がとられたこと自身はわれわれが前述したごとく、ブルジョア民主主義革命の推進力としての労働者階級に攻撃を加へんとする企圖があるがためであつて、現政府の反動的性格を如實に示したものとはいへるのである。

反動的政黨たる自由・進歩の兩黨は欣然としてこれに賛成した。地主・財閥の利益の擁護者として當然のことをなしたのである。われわれはこのことによつてかれ等の本質がどこにあるかをより明らかに大衆に示すことができる。しかし社會黨の松岡氏の態度は日本の労働者階級に對する裏切りの行爲である。彼は最後まで、この勞調法を支持した。社會黨の反對者の力が強かつたため黨としては反對を決議したが、同党内に労働者階級を裏切るやうなものがあることは同黨に對しても遺憾に思ふかりでなく、また勤勞者の黨と自任する社會黨の責任問題でもある。

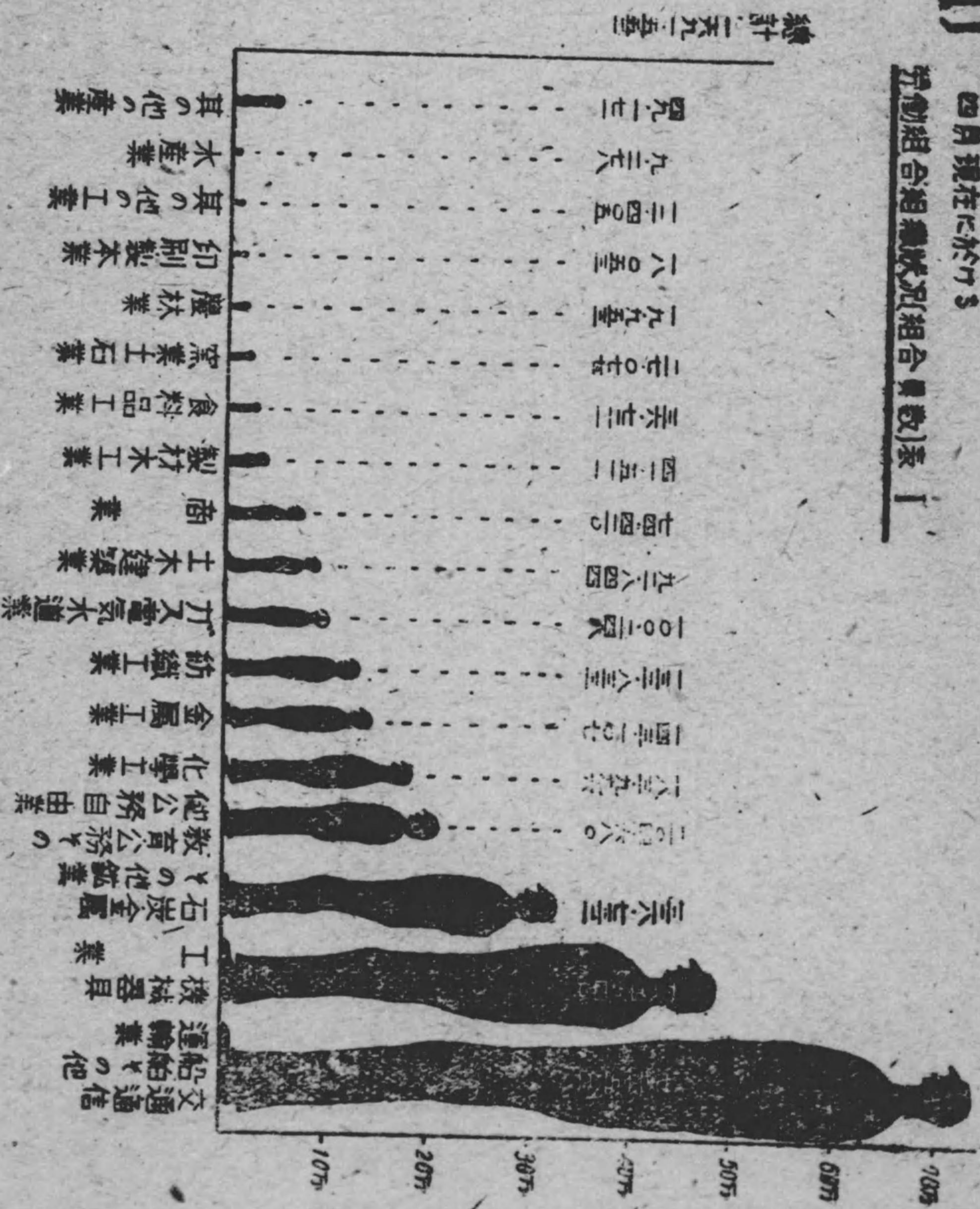
だが、われわれの力の不足からついに勞調法は成立した。われわれは過ぐる總選舉において民主戦線を結成し、強力に闘つたならばもつと多くの代議士を送りこみえたであらうし、それによつてこの労働者階級彈壓法の通過を阻止しえたであらう。われわれはこの苦い經驗から、われわれの選挙闘争に自己批判を加へると共に、民主戦線の強化、全労働者、農民の力の結集の必要を痛感する。われわれはこの勞調法の反動性をバク露し大衆にそれを示し、この撤廢のために闘はねばならない。この様にわれわれ労働者の最大の武器たる團結權罷業權は今やわれわれの手からすべり落ちんとしてゐるのである。われわれの力を強化せざる限り反動的政府は一步步と全面的なる攻撃をわれわれに對し加へてくるのだ。これに對抗しわれわれ労働者の利益を守り民主主義日本を建設するためには全労働者農民その他全ての勤勞者の力を民主戦線に統一し民主的政府の樹立を圖る以外にはないのである。

参 考 圖 表

(1)

四月現在に於ける

労働組合組織状況(労働組合員数)表 1



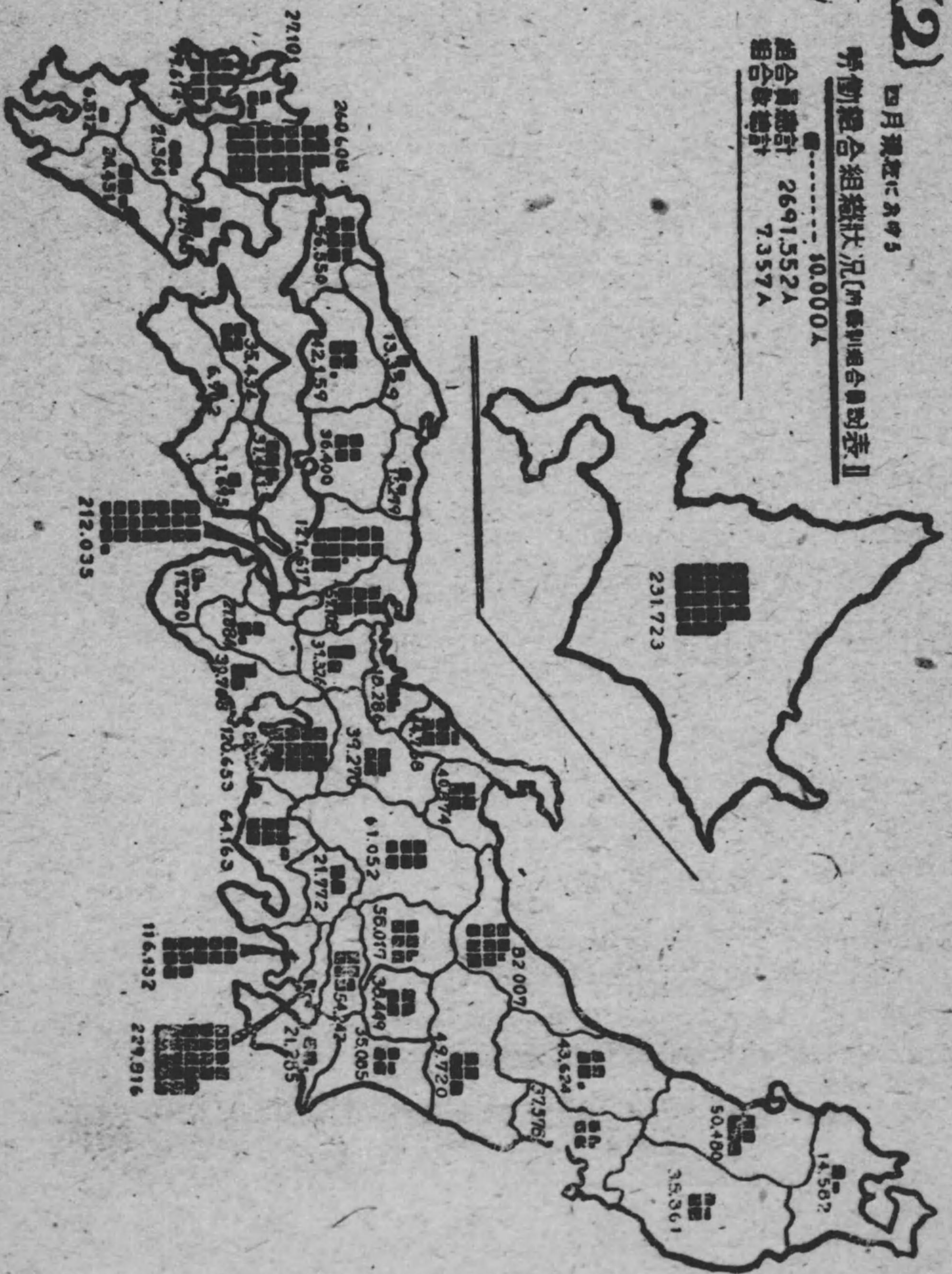
(2)

四月現在に於ける

労働組合組織状況(労働組合員数)表 2

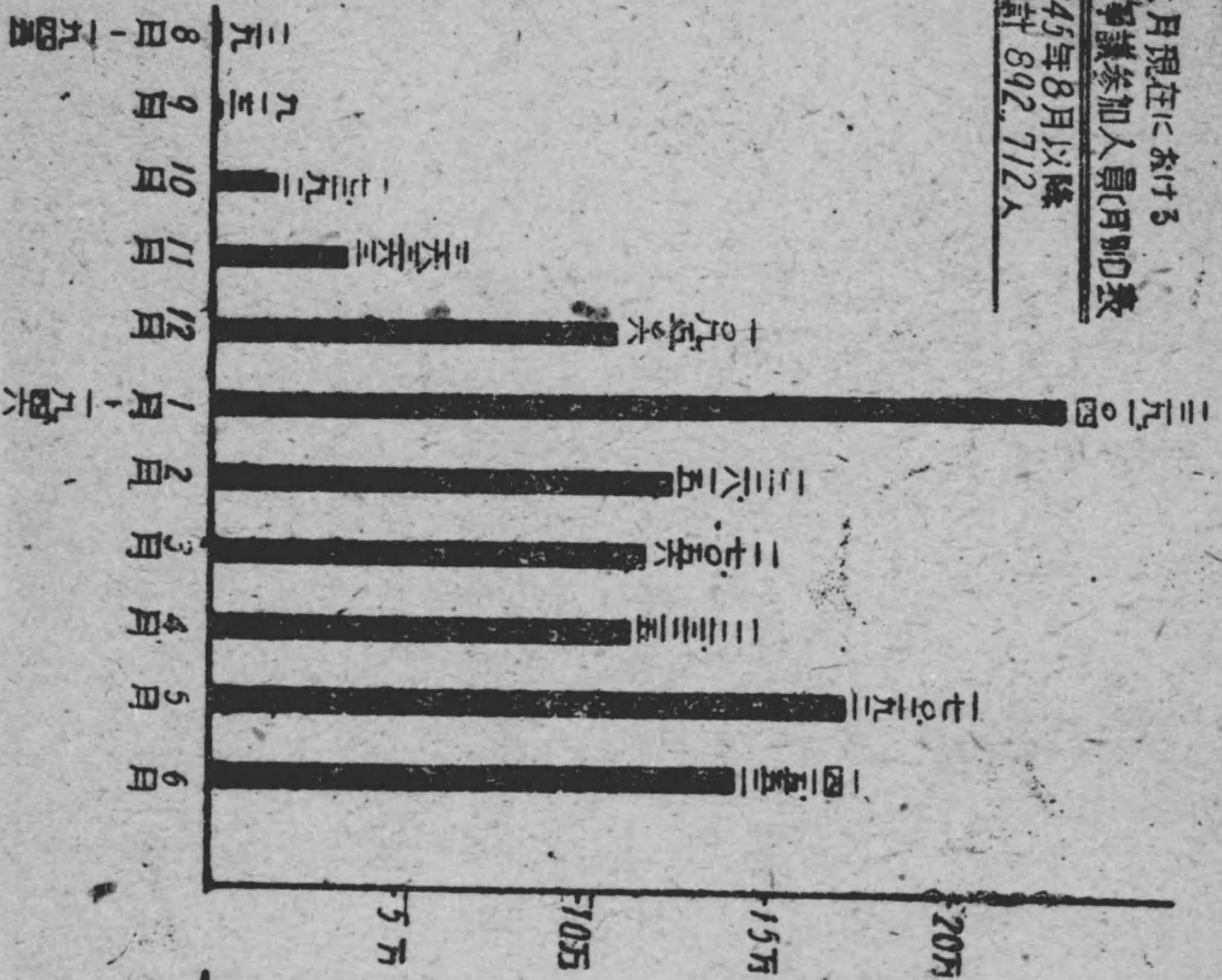
組合員總計 269,155人
組合数總計 7,357人

----- 10,000人

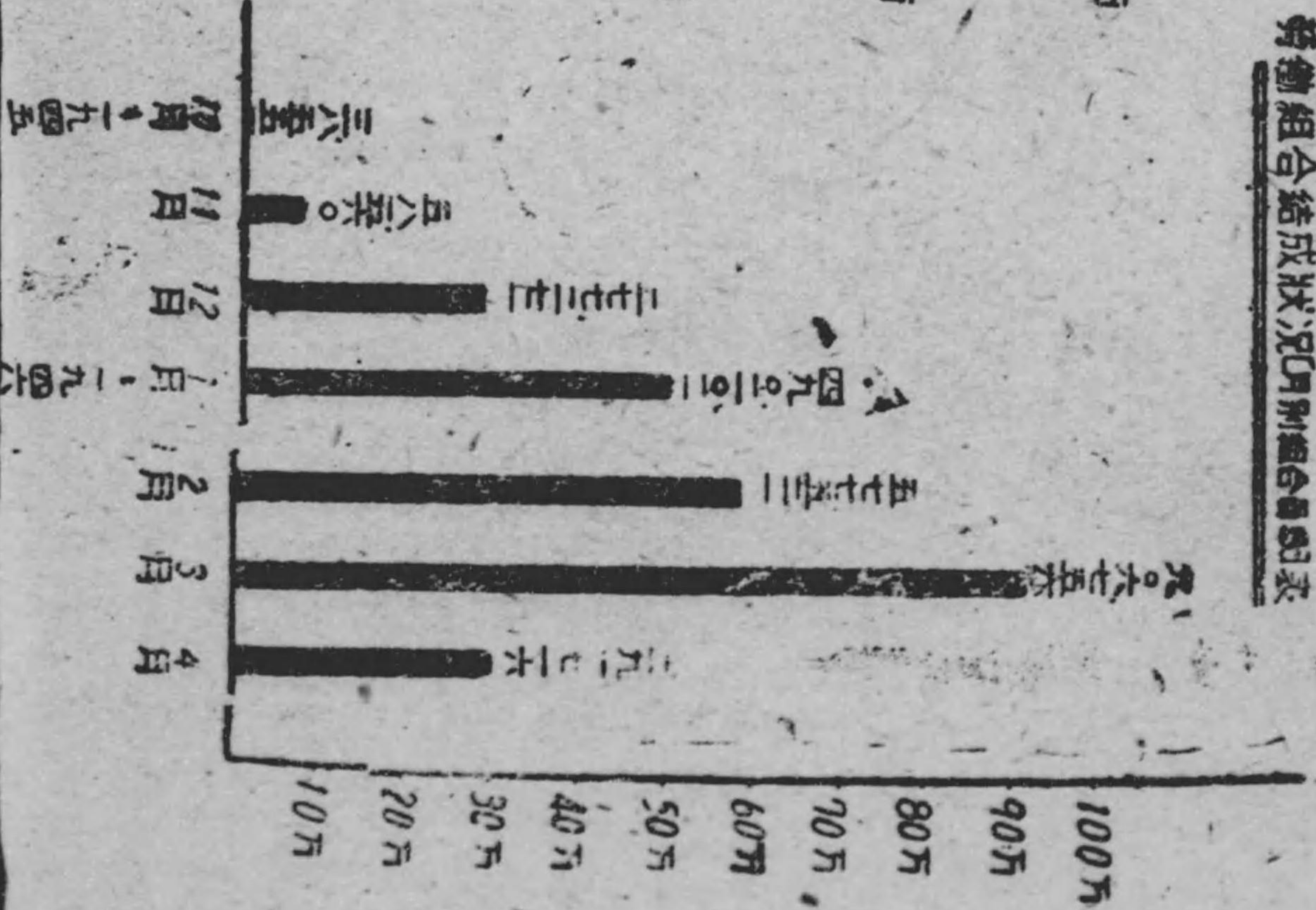


(3)

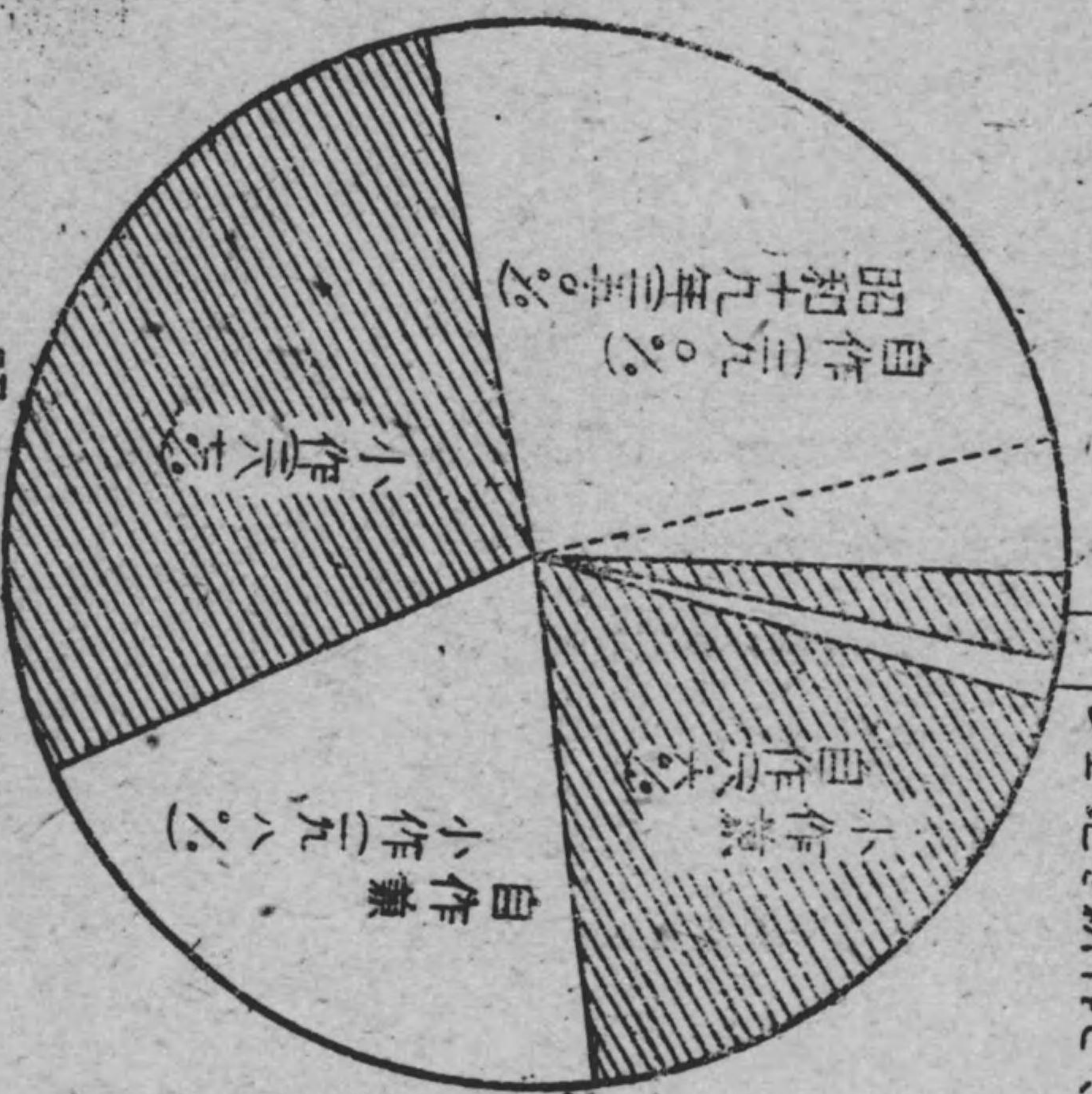
六月現在における
労働組合参加人員の月別表
1945年8月以降
總計 892,712人



四月現在における
労働組合結成状況の別組合別表



(4)



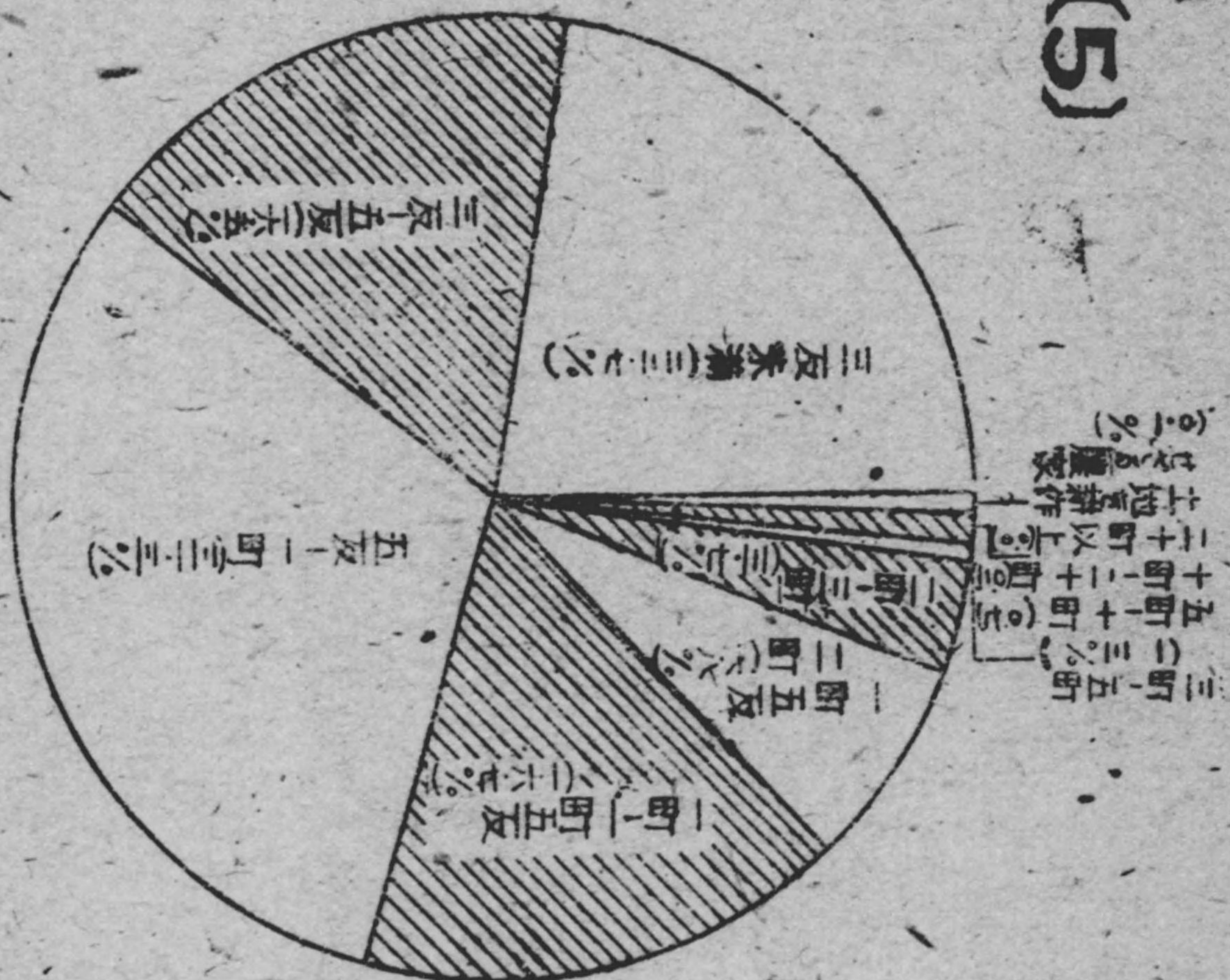
耕作耕地一町以上の
土地所有者に於ける農業を営む者の
土地を耕作せざる農家(0.1%)

土地所有形態(九四六四)

昭和十九年

これは地主若し富農である。僅か二八%の地主富農が二八%の小作地と自作者合計三八四%の約半分二九%を加へた土地即全耕作地の約四七%の土地を所有してゐる。自作農と、ほとんど大部分が兼業農家で農業のみでは食へない。

(5)



經營耕地別農家百分比 (二九四六四)

所謂五反百姓が全國の三九%に達し一町以下を
 加へると實に七の五である昭和十六年の数字と比
 較すると五反未滿は約四五万戸五反一町は約一六
 万戸と夫々増加してあるが一町二町以上は減少し
 てゐる農民の急激なる零落を示すものである

(8)

194

註解

I 民主勢力(社共)の最も強力なる地帯

(1) 民主勢力(社共)の最も強力なる地帯
 一 総投票数のうち社共勢力が30%以上をしめる
 ところ—
 (2) 工業都市を含む地帯—東京・神奈川・愛知・福岡
 (3) 農業地帯と考へられる都府—山梨・滋賀

II 民主勢力の比較的伸長せる地帯
 一 総投票数のうち社共勢力が20%—30%をし
 めるところ—
 (1) 工業都市を含む地帯—大阪・兵庫・静岡
 (2) 農業地帯と考へられる都府—新潟・群馬・栃木
 長野・埼玉・愛媛・北海道

III 民主勢力の弱勢な地帯
 一 総投票数の15%以下のところ—
 千葉・青森・富山・和歌山・鳥取・徳島
 長崎・大分・宮崎

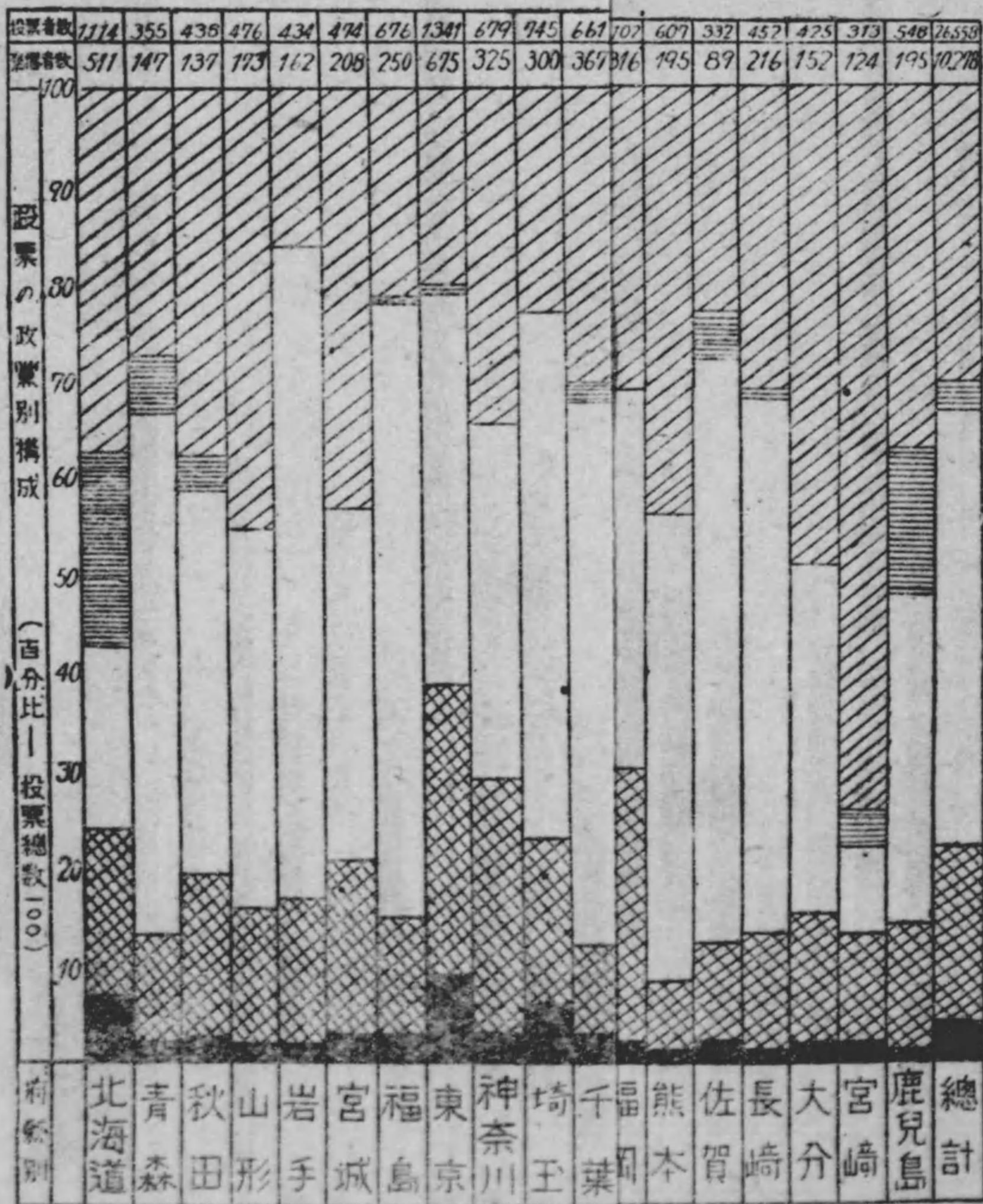
日1946-4-16東京朝日1946-4-15及
 大観によつて各紙発表の数字には若干

の差は各都府全投票数を100とし
 数字は千票以下は括弧で表示せし
 べたことを意味する

社会党

協同党

新属

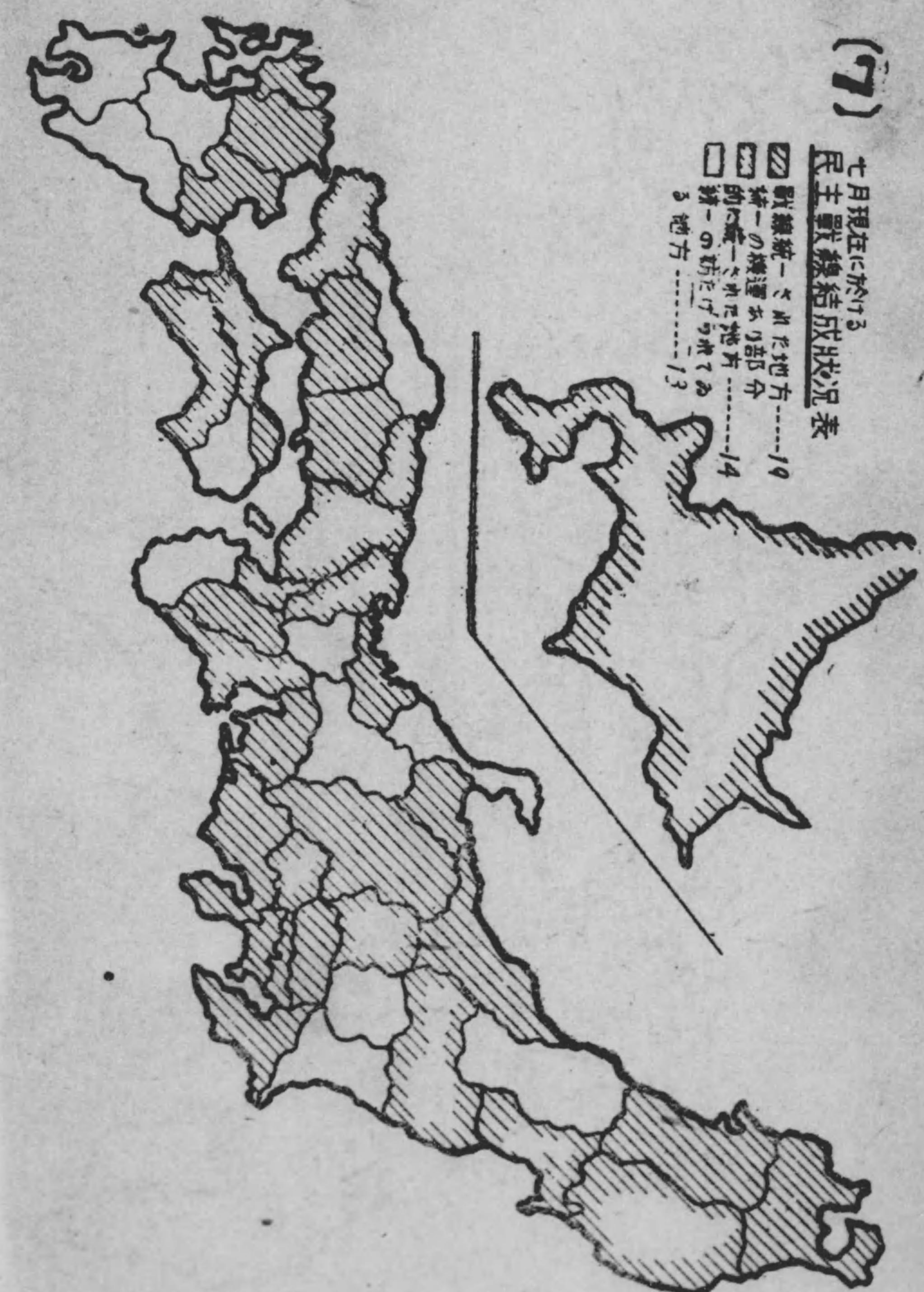


— 東北地帯 — — 関東 — 九州地帯 —

(7)

七月現在に於ける
 民主戦線結成状況表

戦線統一された地方 19
 統一の機運ある地方 14
 統一の動きある地方 13
 統一の動きない地方



(8)

1946.4.10 總選舉投票の地域別政黨別分析票

註解

- 【民主主義の地域別分析】
- (一) 民主主義勢力(社共)の最も強力なる地帯
 - ① 総投票数のうち社共勢力が30%以上を占める地帯
 - (イ) 工業都市を含む地帯—東京・神奈川・愛知・福岡
 - (ロ) 農業地帯と考へられる都府県—山梨・滋賀
 - ② 民主主義勢力の比較的伸長せる地帯
 - ① 総投票数のうち社共勢力が20%—30%を占める地帯
 - (イ) 工業都市を含む地帯—大阪・兵庫・静岡
 - (ロ) 農業地帯と考へられる都府県—新潟・群馬・栃木
 - (イ) 工業都市を含む地帯—大阪・兵庫・静岡
 - (ロ) 農業地帯と考へられる都府県—新潟・群馬・栃木
 - (二) 民主主義勢力の弱勢な地帯
 - ① 総投票数の15%以下の地帯
 - 千葉・青森・富山・和歌山・鳥取・徳島・香川・徳島
 - 長崎・大分・宮崎

- 【保守勢力の地域別分析】
- (一) 保守勢力の伸張せる地帯
 - ① 総投票数のうち9%—6%を占める地帯(勢力の伸張せる地帯)
 - 秋田・東京・北海道・長野・大阪・埼玉
 - ② 総投票数のうち1%以下を占める地帯(勢力の弱勢な地帯)
 - 富山・岐阜・長崎・鹿兒島
 - (二) 保守勢力の地域別分析
 - ① 自進両黨の投票が過半数を占める地帯
 - 総投票数の50%以上を占める地帯—佐賀・長崎・愛知
 - 青森・岩手・福島・埼玉・千葉・富山・兵庫・香川・愛媛・高知
 - ② 自進両黨の勢力が比較的弱い地帯
 - 総投票数の30%以下を占める地帯
 - 北海道・長野・富山・宮崎・徳島
 - ③ 協同黨の地帯と考へられる地帯
 - 総投票数の0%以上を占める地帯
 - 北海道・鹿兒島・茨城・山口・青森
- 註：徳島・富山・宮崎・奈良・大分の諸縣では自進両黨の代りに無所属及び諸派が保守勢力を代表してゐる。

註：本表の基礎数字は東京毎日1946.4.16東京朝日1946.4.15及び朝日新聞社編民主選挙大観によつて各紙発表の数字には若干の相違あり適宜取捨せり。

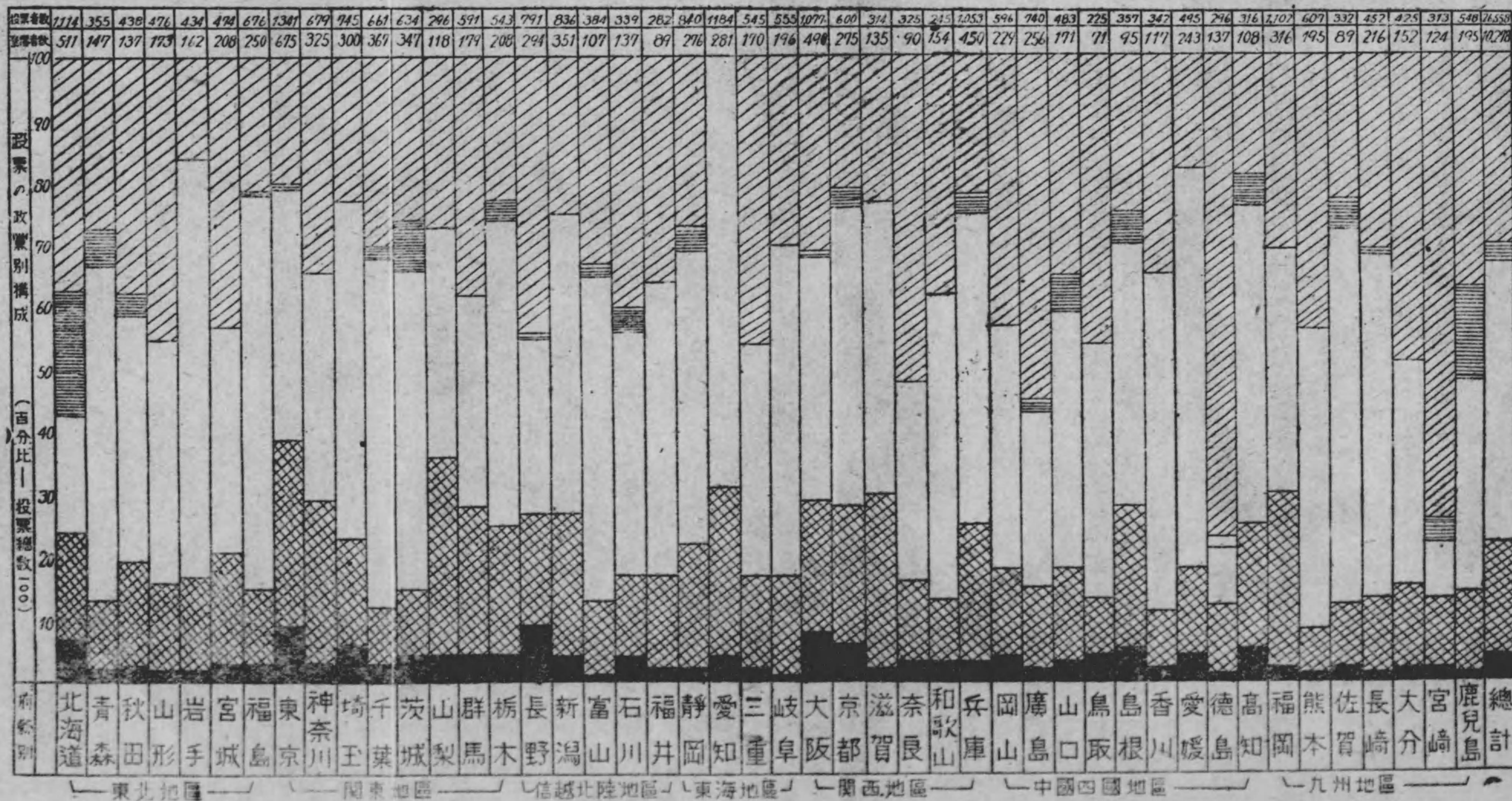
(一) 投票の政黨別構成パーセンテージは各都府県全投票数を100として構成せるものであるが投票数は千票以下を切捨てて使用せり。

(二) 表に於て使用せる略符号は次のことを意味する。

■ = 共産黨 ▨ = 社會黨

□ = 自進兩黨 ▤ = 協同黨


▩ = 諸派及び無所属



(9)

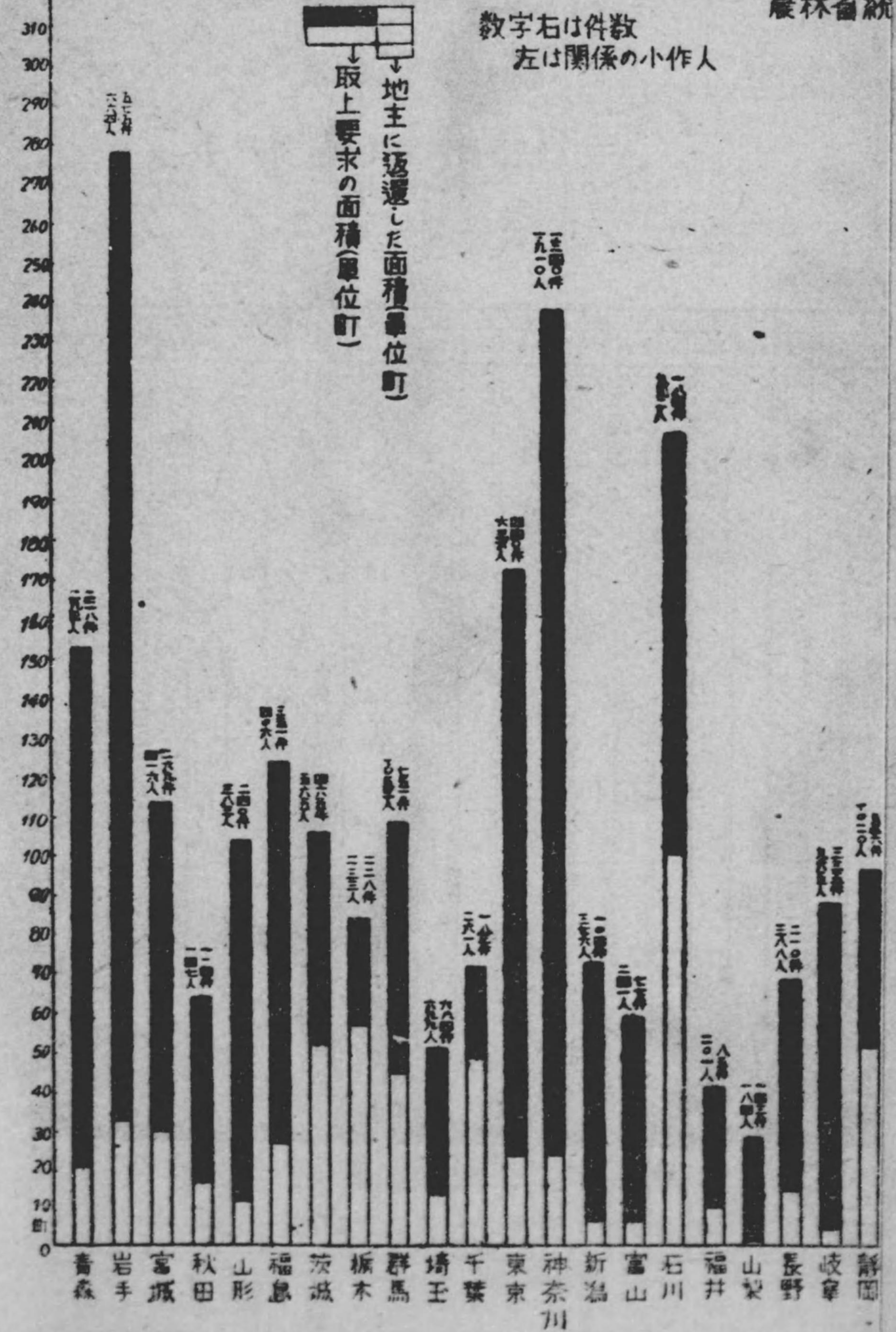
地主の土地取上要求による小作爭議 (1945.8.15-1946.6.10)

農林省統計



(9)

地主の土地取上要求による小作爭議 (1945.8.)
農林省統



政治必携
—地方編—

昭和二十二年三月二十五日 印刷
昭和二十二年三月三十日 発行

定價
金四十五圓

編者
野坂参三
日本共産黨調査部

發行者
中城龍雄
東京都澁谷區千駄ヶ谷四ノ七二四
日本共産黨出版部

印刷者
横尾弘明
東京都千代田區麹町九段二ノ一
國際印刷株式會社

發行所
日本共産黨出版部

振替・東京一九五一二七
電話・赤坂(48)二四八五
會員番號・B二一四〇〇五

日本共産黨出版部編・ソ同盟對外文化協會——モスクワ・一九四五年版——

ソ同盟建設叢書

1 2 3
B6判・約一二〇頁
定價約十五圓送費六〇錢

ソ同盟共産黨中央委員會所屬特別委員會編輯・ソ同盟共産黨中央委員會認可（一九三八年）
△マルクス・レーニン主義研究所IIマルクス・レーニン主義叢書△

ソ同盟共産黨史

1 2 3 4
各冊金十二圓
送費各六〇錢（1 2 發賣中）

主幹 紺野與次郎

主幹 伊藤 律

勞働者

B5四十四頁
定價五圓送三〇錢

働く農民

B5三十六頁
定價七圓送三〇錢

主幹 野坂參三

主幹 細川嘉六

調査時報

B5三十六頁
定價五圓送三〇錢

新しい世界

A5三十六頁
定價五圓送三〇錢

日本共産黨中央機關紙

日本共産黨中央機關雜誌

アカハタ

一部五十五圓
半年約三十五圓

前

衛

B5三十六頁
定價五圓送三〇錢

